

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

南海トラフ地震防災対策推進協議会

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備(津波避難対策緊急事業)に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

津波避難対策緊急事業に係る 国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

津波避難対策緊急事業計画に基づく 集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例
（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

南海トラフ地震対策特別措置法の今後の流れについて

平成25年度

＜地域指定関係＞

- ・南海トラフ地震
防災対策推進地域
- ・南海トラフ地震津波
避難対策特別強化地域

＜計画立案作業＞

- ・南海トラフ地震
防災対策推進基本計画

11月29日 法律公布

12月27日 法律施行

1月17日 中央防災会議
(地域指定の諮問)

1月20日 都府県向け説明会・市町村向け説明会 開催

- ・指定に向けた各種調整
 - 関係都府県への意見聴取
 - 関係都府県から
関係市町村への意見聴取

- ・内閣府における
基本計画案の作成

3月28日

- ・中央防災会議：推進地域・特別強化地域の指定に係る答申、基本計画の決定
- ・内閣総理大臣：推進地域・特別強化地域の指定

平成26年度

防災業務計画（推進計画）の修正（指定行政機関・指定公共機関）

地域防災計画（推進計画）の修正
(関係都府県・関係市町村の地方防災会議)

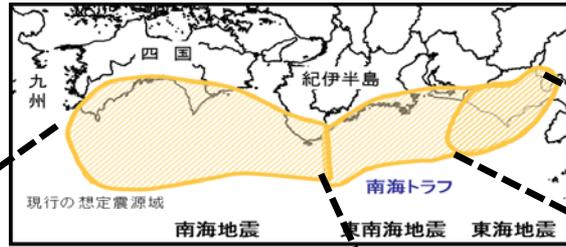
津波避難対策緊急事業計画の作成（市町村）

- ・関係都府県への意見聴取
- ・総理大臣の同意（関係省庁調整）

津波避難対策緊急事業の実施

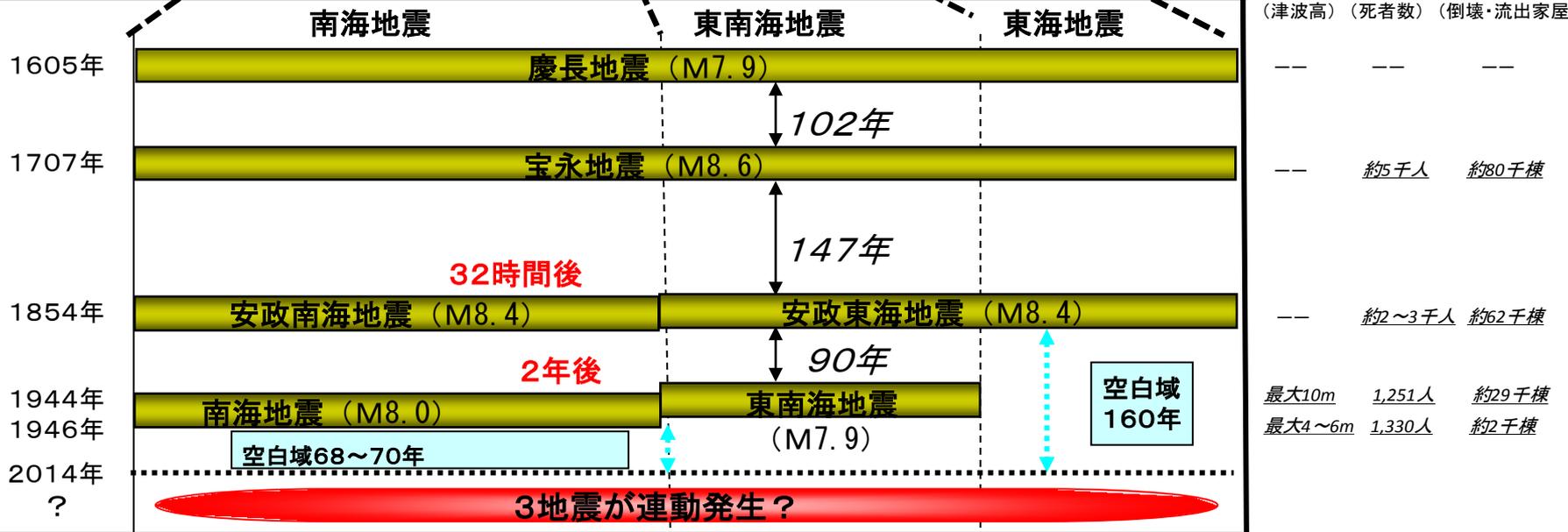
南海トラフ沿いで発生する大規模な地震

○ 概ね100～150年の間隔でM8程度のクラスの大規模地震が発生



<被害様相>

(津波高) (死者数) (倒壊・流出家屋)



○ この地域における地震(M8～M9クラス)の30年以内の発生確率



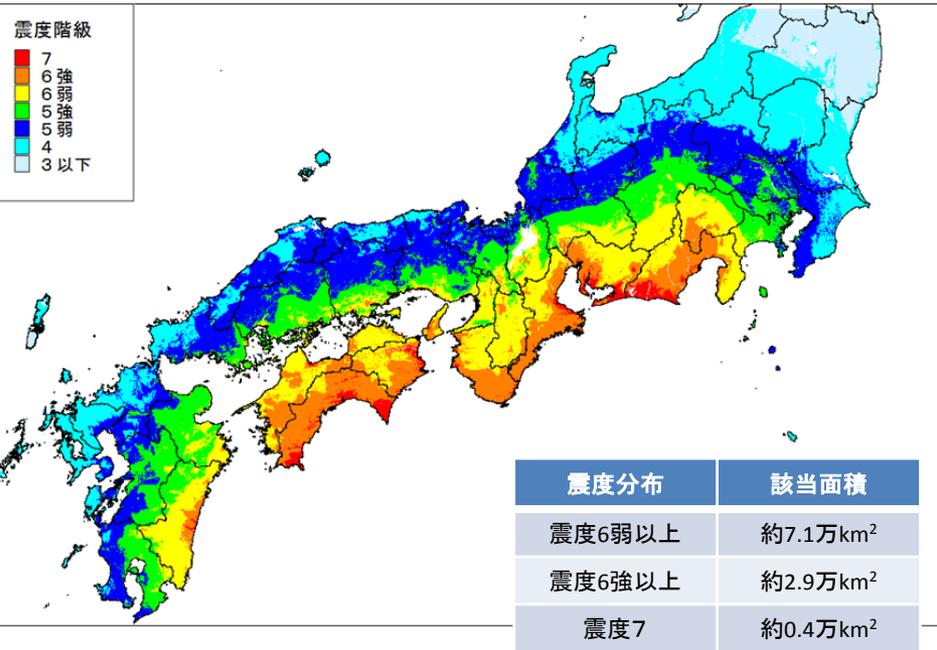
70%程度

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震

- 東北地方太平洋沖地震を教訓とし、科学的に想定し得る最大規模(M9クラス)の地震・津波を検討

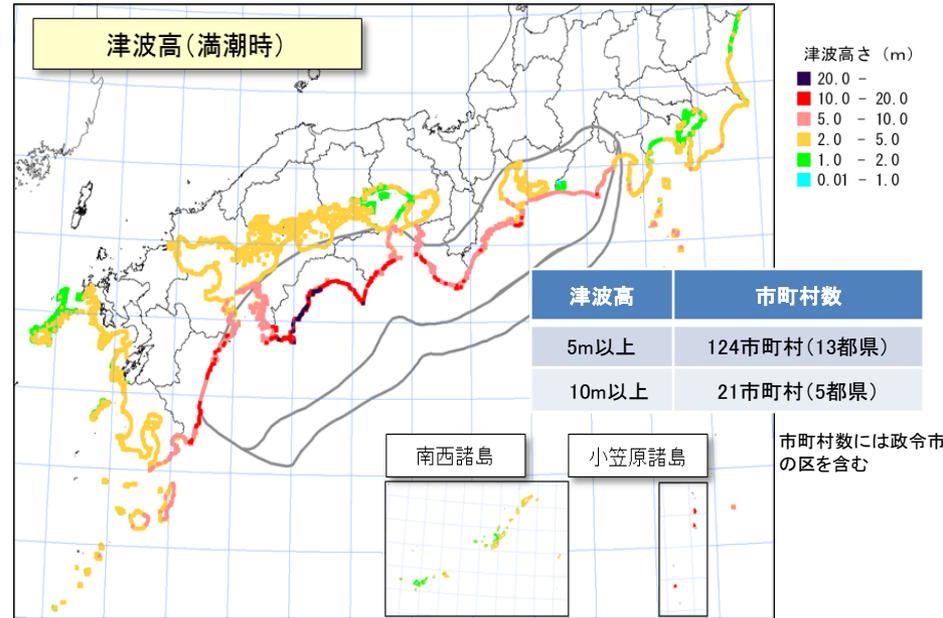
震度の最大値の分布図(重ね合わせによる)

推計した5ケースの震度分布(強震波形計算による震度分布4ケースと経験的手法による震度分布)を重ね合わせたもの



南海トラフ巨大地震による津波高分布

【ケース④「四国沖」に大すべり域+超大すべり域を設定】



南海トラフ巨大地震の被害想定(被害が最大となるケース)

	マグニチュード※1	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方不明者	建物被害(全壊棟数)
東北地方太平洋沖地震	9.0	561km ²	約62万人	約18,800人※2	約130,400棟※2
南海トラフ巨大地震	9.0(9.1)	1,015km ² ※3	約163万人※3	約323,000人※4	約2,386,000棟※5
倍率		約1.8倍	約2.6倍	約17倍	約18倍

※1:()内は津波のMw。 ※2:平成24年6月26日緊急災害対策本部発表。 ※3:堤防・水門が地震動に対して正常に機能する場合の想定浸水域。 ※4:地震動(陸側)、津波ケース(ケース①)、時間帯(冬・深夜)、風速(8m/s)の場合の被害。 ※5:地震動(陸側)、津波ケース(ケース⑤)、時間帯(冬・夕方)、風速(8m/s)の場合の被害

- 千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度は低いものの、仮に発生すれば超広域にわたる甚大な被害が発生

推進すべき地震防災対策の考え方

発生頻度により二つのレベルを想定、防災・減災の目標を設定し対策を推進

レベル1

発生頻度は高く、大きな被害をもたらす地震・津波（間隔が数十年から百数十年に一度程度）

レベル2

発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大規模の地震・津波

地震対策

○人的・物的被害の絶対量を減らす観点から、耐震化、火災対策等を推進

津波対策

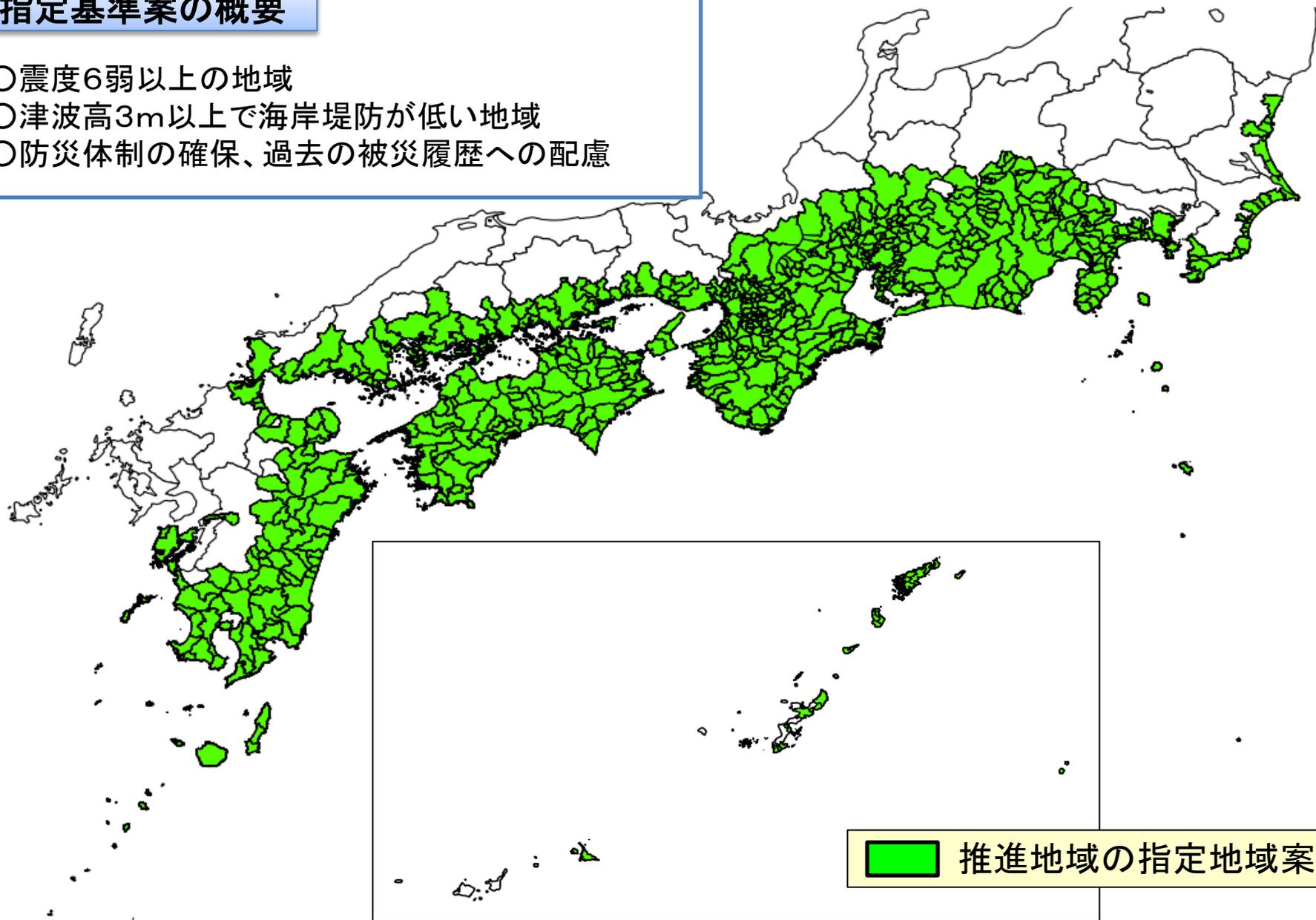
- 海岸保全施設整備等のハード対策を推進
- ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて対策を推進

- 住民避難を軸に「命を守る」ことを目標
- 情報伝達、避難施設・避難路等の整備、土地利用等のソフト対策とハード対策を総動員した、総合的な対策を推進

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定案

指定基準案の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

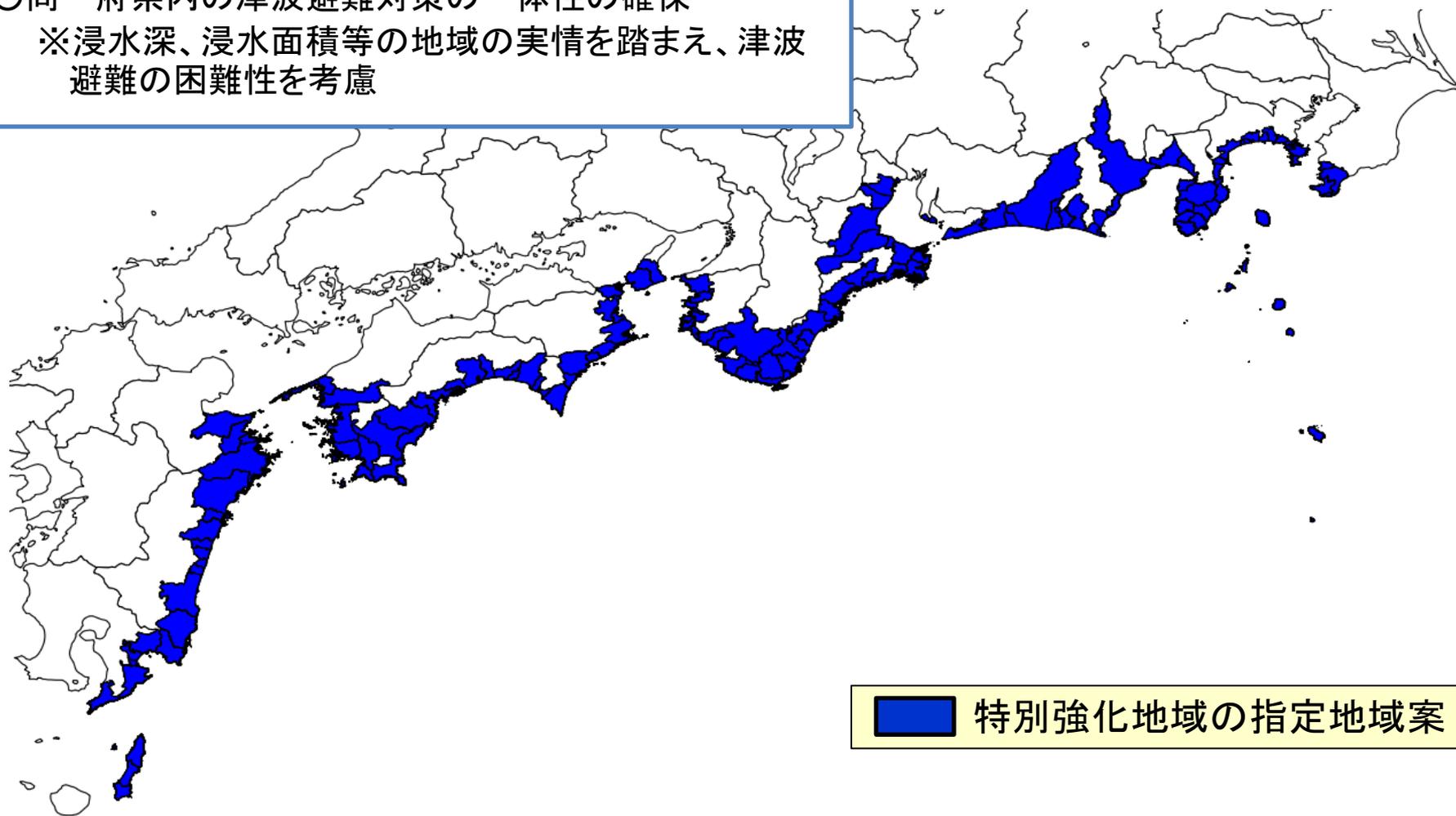


■ 推進地域の指定地域案

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定案

指定基準案の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



津波避難対策緊急事業

- 津波避難対策特別強化地域内の市町村長が作成する平成26年度以降の年度を初年度とする概ね5か年の計画（津波避難対策緊急事業計画）に基づき実施される、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業

【事業内容】

- ① 津波からの避難場所及び避難経路の整備（津波避難タワー、高台へ通じる避難経路等）

⇒ 国庫負担割合2/3へ嵩上げ（通常1/2）

- ② 集団移転促進事業

⇒ 土地確保に資するための農地転用の許可要件の緩和（農地法の特例）

⇒ 土地利用基本計画の変更等に基づく協議、許認可等の処分についての円滑な実施のための配慮

- ③ 集団移転促進事業に関連して移転が必要な要配慮者の利用施設の整備（社会福祉施設、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、病院等）

⇒ 集団移転促進法の適用（用地取得等に要する経費を補助、国庫負担割合3/4）

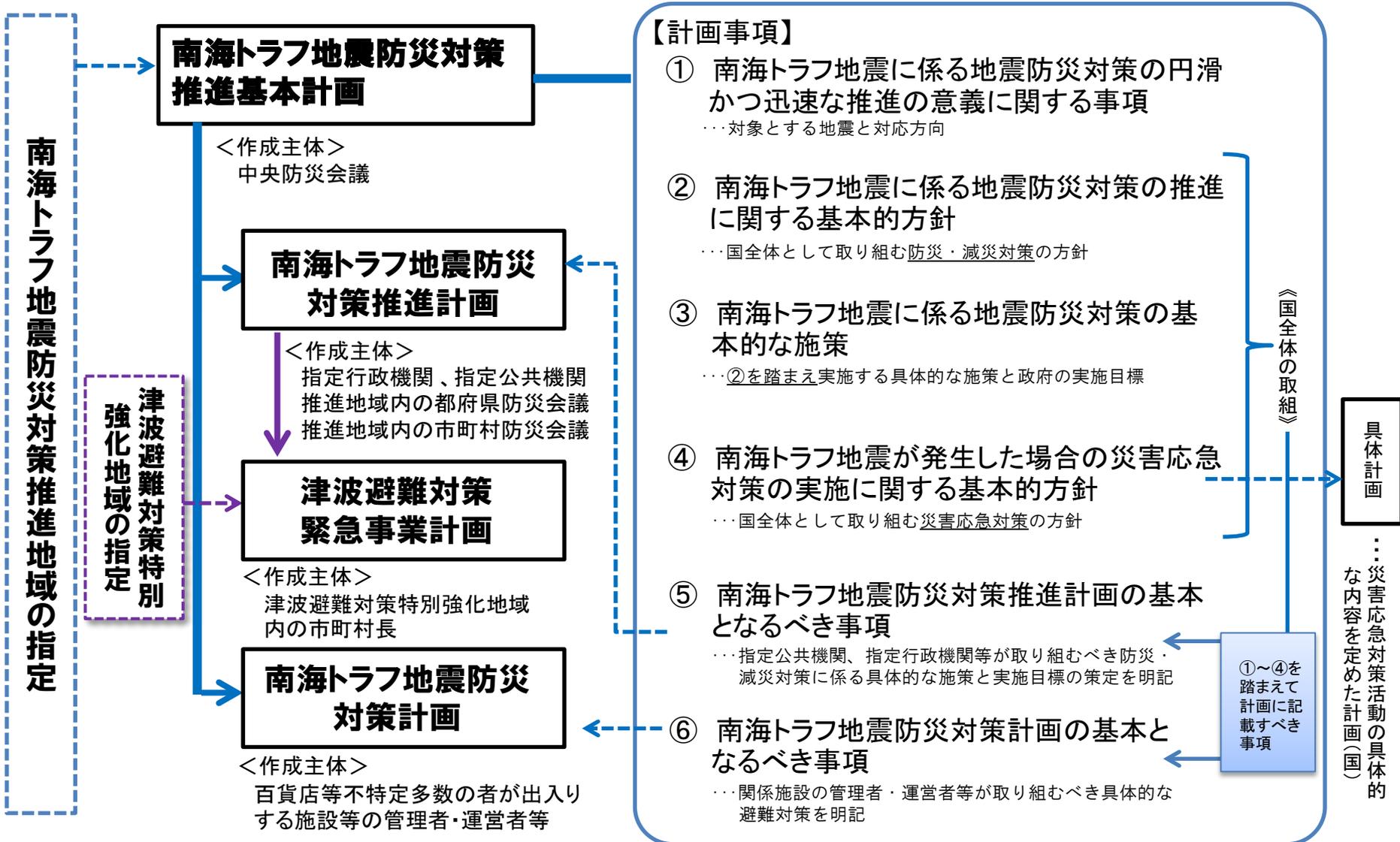
⇒ 移転する公共施設等の除却に係る経費について地方債を充当（地方債の特例）

⇒ 必要な財政上及び金融上の配慮を措置（補助対象、優遇融資対象の拡充等（予定））

避難施設（例）



○ 南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定があった場合、中央防災会議は南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成するとともに、各防災関係機関は、南海トラフ地震防災に係る各種計画を作成



南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

資料3-1-3

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進

南海トラフ地震の特徴

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- ③ 時間差をにおいて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大
- ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

- 1. 各般にわたる甚大な被害への対応
- 2. 津波からの人命の確保
- 3. 超広域にわたる被害への対応
- 4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避
- 5. 時間差発生等への対応
- 6. 外力レベルに応じた対策
- 7. 戦略的な取組の強化
- 8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
- 9. 科学的知見の蓄積と活用

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数	約33万2千人	から	概ね8割以上減少
	想定される建築物の全壊棟数	約250万棟	から	概ね5割以上減少

- 1. 地震対策
 - ①建築物の耐震化
 - ②火災対策
 - ③土砂災害・地盤災害・液状化対策
 - ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
- 2. 津波対策
 - ①津波に強い地域構造の構築
 - ②安全で確実な避難の確保
- 3. 総合的な防災体制
 - ①防災教育・防災訓練の充実
 - ②ボランティアとの連携
 - ③総合的な防災力の向上
 - ④長周期地震動対策
- 4. 災害発生時の対応に係る事前の備え
 - ①災害対応体制の構築
 - ②救助・救急対策
 - ③医療対策
 - ④消火活動等
 - ⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
 - ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
 - ⑦燃料の供給対策
 - ⑧避難者等への対応
 - ⑨帰宅困難者等への対応
 - ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
 - ⑪保健衛生・防疫対策
 - ⑫遺体対策
 - ⑬災害廃棄物等の処理対策
 - ⑭災害情報の収集
 - ⑮災害情報の提供
 - ⑯社会秩序の確保・安定
 - ⑰多様な空間の効果的利用の実現
 - ⑱広域連携・支援体制の確立
- 5. 被災地内外における混乱の防止
 - ①基幹交通網の確保
 - ②民間企業等の事業継続性の確保
 - ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
- 6. 多様な発生態様への対応
- 7. 様々な地域的課題への対応
 - ①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保
 - ②ゼロメートル地帯の安全確保
 - ③原子力事業所等の安全確保
 - ④石油コンビナート地帯及び周辺部の安全確保
 - ⑤孤立可能性の高い集落への対応
 - ⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減
 - ⑦文化財の防災対策

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進

- 1. 迅速な被害情報の把握
- 2. 津波からの緊急避難への対応
- 3. 原子力事業所等への対応
- 4. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保
- 5. 津波火災対策
- 6. 膨大な傷病者等への医療活動
- 7. 物資の絶対的な不足への対応
- 8. 膨大な避難者等への対応
- 9. 国内外への適切な情報提供
- 10. 施設・設備等の二次災害対策
- 11. ライフライン・インフラの復旧対策
- 12. 広域応援体制の確立

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

- 1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める〕
- 2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - (1)津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕
 - (2)円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとりべき措置等を定める〕
 - (3)迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕
- 3. 関係者との連携協力の確保に関する事項
〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕
- 4. 防災訓練に関する事項
〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕
- 5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
〔地震・津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕
- 6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

- 1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者
〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
 - ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
 - ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者等〕
- 2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- 3. 防災訓練に関する事項
- 4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

主な施策 ～ 地震対策

○ 住宅や災害時の拠点となる公共施設等の耐震化・不燃化

【目標】

- ・ 住宅の耐震化率平成27年90%(全国)、平成32年95%(全国)
(平成20年推計値約79%(全国))
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90%(全国)
(平成20年推計値約80%(全国))
- ・ 家具の固定率65%(全国)(※:今後10年間で達成)(平成25年度40%(全国))
- ・ 公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了



○ 電気・ガスの自動遮断による出火防止

【目標】

- ・ 電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速。具体的な普及方策について平成26年度中にとりまとめ

○ 都市部における延焼被害の軽減

【目標】

- ・ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消割合を平成32年度までに100%に近づける

(平成23年度約4,000ha(推進地域の全市町村))

○ ライフライン・インフラ施設の耐震化

【目標】

- ・ 発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等
- ・ 水道の基幹管路である導水管、送水管、配水本管の耐震化

主な施策 ～ 津波対策

○ 海岸保全施設の整備、災害リスクに対応した土地利用等による津波に強い地域構造の構築

【目標】

- ・ 海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等の推進
- ・ 津波避難ビル等を指定している市町村の割合100% (付近に高台等がなく、津波からの避難が困難な地域を有する全国の市町村) (※) (平成23年全国(岩手県、宮城県、福島県を除く)の沿岸市町村に対する指定市町村率28%)

○ 津波ハザードマップの作成、津波避難計画の策定による安全で確実な避難を確保

【目標】

- ・ 津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施する市町村の割合平成28年度100% (最大クラスの地震に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村) (平成24年度策定率14% (最大クラスの地震に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村))
- ・ 避難路、海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備を促進

○ 防災行政無線、SNS、ラジオ等を活用した情報伝達手段の多様化

【目標】

- ・ 防災行政無線(同報系)の整備率100% (推進地域の全市町村) (※) (平成25年3月83% (推進地域の全市町村))
- ・ 緊急速報メールの整備率100% (推進地域内の全市町村) (※) (平成26年2月87% (推進地域の全市町村))
- ・ J-ALERT自動起動機の整備率平成26年度100% (全国) (平成25年5月78.0% (全国))



主な施策 ～ 総合的な防災体制

○ 平常時からの防災情報の共有・活用及び防災教育・訓練等を体系的に推進

【目標】

- ・ 防災研修の推進による地方公共団体の首長及び職員等の防災対応能力の向上
- ・ 防災教育の推進による地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及
- ・ 津波避難訓練の実施のための国の助言・指導を行うことによる、津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合100% (推進地域の全沿岸市町村) (※)

○ 自主防災組織の充実、地区防災計画の活用等の企業、地域住民、地方公共団体による地域コミュニティの防災力の向上

【目標】

- ・ 自主防災組織による活動カバー率100% (推進地域内の全都府県)を目指す(※)
(平成25年4月1日現在79.5% (推進地域の全都府県))



11月5日は津波防災の日!



主な施策 ～ 災害発生時の対応に係る事前の備え①

● 災害対応体制

- 救助・救急体制、医療体制の充実・対処能力の向上
- 道路啓開・航路啓開を円滑に実施するための仕組みの構築
- 民間物流事業者との協力体制、物資の調達・供給体制の構築
- 国民への備蓄の重要性の周知
- ライフライン・インフラの早期復旧に向けた要員確保、資機材の配備等の復旧体制の充実

【目標】

- ・ 緊急消防援助隊各部隊の増強、体制の強化
- ・ 警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等
- ・ より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動体制を整備
- ・ 災害対応型給油所等の設備導入促進



主な施策 ～ 災害発生時の対応に係る事前の備え②

● 避難者・帰宅困難者への対応

- 避難所への避難者の低減、広域避難計画の策定
- 在宅避難者への支援
- 福祉避難所の指定等、要配慮者への支援体制の構築
- 帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅の抑制、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保

【目標】

- ・ 避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を適切に実施



主な施策 ～ 災害発生時の対応に係る事前の備え③

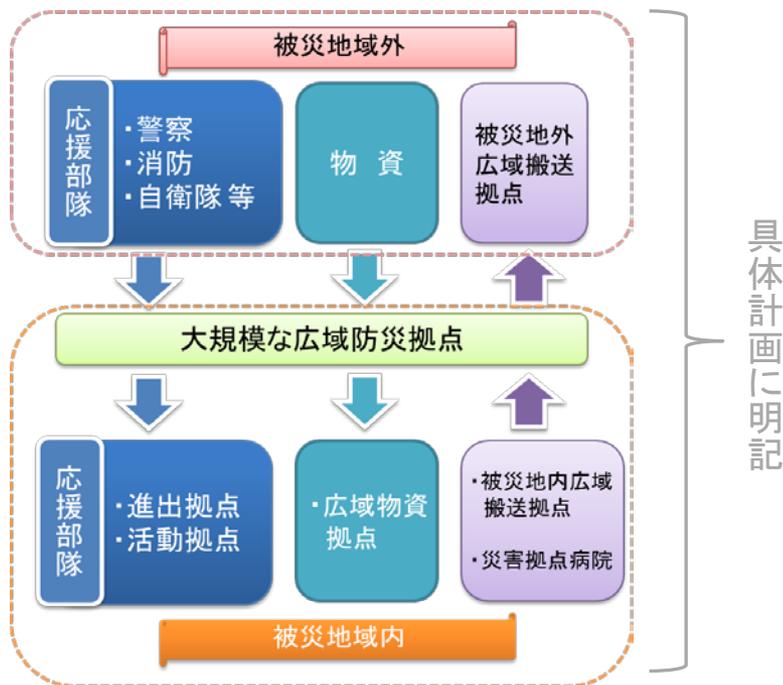
● 広域連携・支援体制の確立

- 防災関係機関による相互応援協定、民間企業との応援協定の締結
- 効果的な広域オペレーションの実施に必要な大規模な広域防災拠点等をあらかじめ明確化、全国的な応急活動体制を構築
- 防災関係機関における応急対策活動を標準化



(凡例) ● 大規模な広域防災拠点 ■ 広域防災拠点 → 支援ルート(被災地内) ↷ 支援ルート(被災地外→被災地内)

(出典) 東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議資料を改訂



具体計画に明記

主な施策 ～ 災害発生時の対応に係る事前の備え④

● 災害情報の収集・提供

- ヘリコプター画像やマスメディア等からの情報の組合せによる被災直後の情報収集体制の充実
- 報道機関やポータルサイト運営業者等との協力体制構築
- 発災時を想定した情報提供手段の機能検証



● 事業・業務継続性の確保

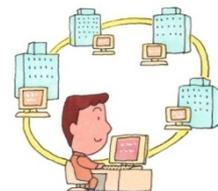
- 災害時における民間企業の重要事業、国、地方公共団体の優先業務の継続性の確保



【目標】

- ・ 事業継続計画を作成している企業の割合を大企業で100%(全国)に近づける。中堅企業の割合50%(全国)以上(※)(平成23年度の日本の大企業で策定済み45.8%(全国)、策定中26.5%(全国)、中堅企業で策定済み20.8%(全国)、策定中14.9%(全国))
- ・ 業務継続計画の策定率100%(推進地域の全地方公共団体)(※)

(平成25年8月 都道府県60%(全国)、市町村13%(全国))



主な施策 ～ 災害発生時の対応に係る事前の備え⑤

● 様々な地域的課題への対応

- 高層ビル、地下街、ターミナル駅等における施設の耐震化、火災対策、浸水対策の促進、避難誘導等の体制整備
- 原子力事業所、石油コンビナート地帯等の法令等に基づく安全確保
- 孤立可能性の高い集落における通信手段の確保、備蓄の促進等

【目標】

- ・ エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)平成30年度12部隊(全国)を編成
- ・ 消防防災ロボットの研究開発平成30年度完了



南海トラフ地震防災対策推進基本計画

平成26年3月28日
中央防災会議

【 目 次 】

前 文	1
第 1 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項	3
第 2 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針	5
第 1 節 各般にわたる甚大な被害への対応	5
第 2 節 津波からの人命の確保	5
第 3 節 超広域にわたる被害への対応	6
第 4 節 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避	6
第 5 節 時間差発生等への対応	7
第 6 節 外力レベルに応じた対策	7
第 7 節 戦略的な取組の強化	8
第 8 節 訓練等を通じた対策手法の高度化	8
第 9 節 科学的知見の蓄積と活用	9
第 3 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策	10
第 1 節 地震対策	10
第 2 節 津波対策	16
第 3 節 総合的な防災体制	19
第 4 節 災害発生時の対応に係る事前の備え	20
第 5 節 被災地内外における混乱の防止	27
第 6 節 多様な発生態様への対応	28
第 7 節 様々な地域的課題への対応	29
第 4 章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針	32
第 1 節 迅速な被害情報の把握	32
第 2 節 津波からの緊急避難への対応	32
第 3 節 原子力事業所等への対応	33
第 4 節 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保	33
第 5 節 津波火災対策	33
第 6 節 膨大な傷病者等への医療活動	34
第 7 節 物資の絶対的な不足への対応	34
第 8 節 膨大な避難者等への対応	34
第 9 節 国内外への適切な情報提供	35
第 10 節 施設・設備等の二次災害対策	35
第 11 節 ライフライン・インフラの復旧対策	35
第 12 節 広域応援体制の確立	36

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項	37
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	37
第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	37
第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項	43
第4節 防災訓練に関する事項	44
第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	44
第6節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	45
第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項	47
第1節 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者	47
第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	47
第3節 防災訓練に関する事項	50
第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	50

前 文

- 東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海法」という。）が制定された。
- また、予防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策までを視野に入れた東南海・南海地震防災対策のマスタープランとして、「東南海・南海地震対策大綱」が平成15年12月に中央防災会議で決定された。
- これらを受けて、中央防災会議は、平成16年3月に東南海・南海地震防災対策推進基本計画を、平成17年3月に、東南海・南海地震の地震防災戦略を策定した。また、東南海・南海法第3条の規定に基づき指定された1都2府18県652市町村に及ぶ東南海・南海地震防災対策推進地域においては、国、地方公共団体、関係事業者等が各種計画を策定し、それぞれの立場から地震防災対策を推進してきたところである。
- その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正され、同年12月に施行された。
- これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。
- この南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、南海トラフ法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画及び関係事業者等が定める南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、もって南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における地震防災対策の推進を目的とするものである。
- この目的を達成するため、指定行政機関、関係地方公共団体、指定公共機関、関係事業者、地域住民等は、この基本計画並びにこれを基本として定められる南海トラフ地震防災対策推進計画、南海トラフ地震防災対策計画等に基づき、的確に地震防災対策を推進しなければならない。また、これらの計画は、

社会環境の変化、施設整備の強化等に応じ絶えず見直しを行い、実態に即したのものとしておこななければならない。

- なお、「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」、「東南海・南海地震の地震防災戦略」及び「東海地震の地震防災戦略」は、廃止する。
- また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成しているものである。

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下「南海トラフ地震」という。）については、これまで、その地震発生の切迫性等の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて、「東海地震対策大綱」（平成15年5月中央防災会議決定）、「東南海・南海地震対策大綱」（平成15年12月中央防災会議決定）等の諸計画を策定し、個別に対策を進めてきた。
- しかしながら、東海地震が発生していない現状に鑑み、最新の科学的な知見を踏まえて、南海トラフ沿いで東海、東南海、南海地震が同時に発生することを想定した対策の必要性が高まっていた。
- こうした状況の下、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。このため、南海トラフ地震対策を検討するに当たっては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定することが必要となった。
- この地震・津波については、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において検討が進められ、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。特に、津波については、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大規模の津波」を想定した結果、津波高10m以上の巨大な津波が13都県にわたる広い範囲で襲来することが想定されることとなった。
- この南海トラフ沿いで発生する最大規模の地震・津波については、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な人的・物的被害をもたらすだけでなく、国内生産・消費活動の低迷、日本経済のリスクの増加を通じて、影響は我が国全体に及ぶことが想像される。
- 一方で、南海トラフ沿いの地域においては、これまで100～150年の周期で大規模な地震が発生し、大きな被害を生じさせており、文部科学省地震調査研究推進本部における長期評価においては、この地域における地震の30年以内の発生確率は70%程度とされている。
- したがって、まず、このような地震に対して、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域的特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進する。
- また、南海トラフ地震のうち、想定される最大規模の地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）への対策については、前述の対策も活かしつつ、とりわけ最大規模の地震に伴う巨大な津波に対しては、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民避難を中

心に、住民一人一人が迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助、共助の取組を強化し、支援していく必要がある。

- 広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。
- このように、南海トラフ地震への対策の検討に当たっては、これまで経験してきた地震・津波災害への対策の充実・強化を図るということのみならず、我が国が経験したことのない災害になることを踏まえ、予断を持たずに最悪の被害様相を念頭におく必要がある。その上で、事前の備えとして頑強性のある予防対策及び応急対策を検討し、これらの対策を、社会のあらゆる構成員が連携しながら着実に推進することをもって、被害の軽減を図ることが重要である。

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

- 南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることも考慮しつつ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに以下のような防災対策を推進する必要がある。

第1節 各般にわたる甚大な被害への対応

- 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救助・救急活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。
- 建築物の耐震化対策は、これまでの取組により、一定の成果は見られているが、改めて、南海トラフ地震対策として、国、地方公共団体等は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。
- この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靱さ」という観点での対策も推進する。
- 「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が多数発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。
- 経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。
- ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

第2節 津波からの人命の確保

- 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、国、地方公共団体、地域住民等は、安全な場所への迅速な避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。
- 国、地方公共団体等は、海岸保全施設等の整備・維持を基本として、地域住

民等の避難を軸に、情報伝達体制、避難場所、避難施設、避難経路を整備するとともに、防災教育、避難訓練、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の支援等の総合的な対策を推進する。

- また、国、地方公共団体等は、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域での最良の方策を検討する。

第3節 超広域にわたる被害への対応

- 南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上または浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都府県の734市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまでであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。
- このため、国、地方公共団体等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処するとともに、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。その際には、被害が比較的少ない都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。
- 国は、政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した活動計画を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を実施する。
- また、発災直後、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握し、的確な応急活動を展開するため、国は、航空写真や衛星写真から概略の被災状況を把握する。
- さらに、国、地方公共団体等は、大量に発生する避難者に対応するため、避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、大都市地域や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

第4節 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

- 経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。
- 復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者は、道路ネットワークや水上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を

図る。

- また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。
- 政府が被災地対応をしっかりと行っている事実の発信が、日本への信頼の保持につながるという認識の下、国は、国内及び海外への情報発信が的確にできるよう戦略的な備えを構築する。

第5節 時間差発生等への対応

- 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。
- このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

第6節 外力レベルに応じた対策

- 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。
- 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。
- 津波対策については、海岸管理者等は、レベル1の津波を対象として海岸保全施設等を整備するが、津波が越流した場合にも、後背地の被害の軽減を図ることができるよう、海岸保全施設等の効果が粘り強く発揮される構造とする。加えて、国、地方公共団体等は、レベル2の津波を対象として、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。
- 災害応急対策について、国、地方公共団体等は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。

- 経済的な被害への対策について、国、地方公共団体、企業等は、南海トラフ巨大地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。
- 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

第7節 戦略的な取組の強化

- 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、地方公共団体等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。
- 防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体との広域連携、地域住民等、自主防災組織、地域の企業等との連携等のように、あらゆる力を結集し、社会全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。
- また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、国、地方公共団体等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。
- 国及び地方公共団体、とりわけ市町村は、防災担当部局の職員について、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、国を始めとした様々な機関が実施する研修や人材ネットワークの構築等を通じて、資質向上を図り、人材育成を強化する。
- 国、地方公共団体、ライフライン事業者及びその他の機関は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。
- 国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化が図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。
- 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）において、11月5日は津波防災の日とされており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

第8節 訓練等を通じた対策手法の高度化

- 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、

地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をPDCAサイクル（計画 Plan－実行 Do－評価 Check－改善・改良 Action）により防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

- 津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

第9節 科学的知見の蓄積と活用

- 国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や地域住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。
- 国、地方公共団体、研究機関等は、緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める。
- 国、地方公共団体、研究機関等は、安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対応に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策については、第2章の基本的方針を踏まえ、以下の基本的な施策に取り組むものとする。
- これらの基本的な施策の実施により、人的・物的両面にわたって被害の絶対量を減らすとともに、可能な限り早期の復旧を図るものとする。
- このうち、人的被害の軽減に関し、想定される死者数を約33万2千人から今後10年間で概ね8割減少させること、また、物的被害の軽減に関し、想定される建築物の全壊棟数を約250万棟から今後10年間で概ね5割減少させることを減災目標とする。
- 減災目標を達成するための様々な施策について、具体目標又は定性的な目標を掲げる。具体目標は、基本的に平成26年度からの今後10年間で達成すべき目標をとりまとめたものである。

第1節 地震対策

1 建築物の耐震化等

- 建築物の被害は、津波による浸水地域以外では死傷者発生のも因であり、さらに出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもある。国、地方公共団体等は、膨大な被害量をできる限り減少させるために、住宅、学校、医療施設、公共施設等の建築物の耐震化、建築物の屋内の安全確保、緊急地震速報の精度向上等に重点的に取り組む。

【目標】

①住宅等の耐震化【国土交通省】

- ・ 建築物の耐震性の基準は、昭和56年に大きく改正されており、それ以前に建築されたものには十分な耐震性を有していないものがあることから、特に生命・財産に係る被害の軽減に大きく関係する住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を図る。

【具体目標】

- ・ 住宅の耐震化率平成27年90%（全国）、平成32年95%（全国）を目指す。（平成20年推計値約79%（全国））
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90%（全国）を目指す。（平成20年推計値約80%（全国））

②家具の固定【内閣府、消防庁】

- ・ 住宅内の安全確保のため、「住宅における地震被害軽減の指針」の普及を図るとともに、ホームページ、パンフレットなどにより家具の固定についての周知を図る。

【具体目標】

- ・ 家具の固定率65%（全国）を目指す。（平成25年度40%（全国））

③学校の耐震化【文部科学省】

- ・ 地震発生時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の安全な避難所等の役割を担う学校施設の耐震化を図る。また、併せて天井脱落防止対策等の非構造部材の耐震対策を推進する。

【具体目標】

- ・ 公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指す。
- ・ 国立学校については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。
- ・ 私立学校については、国公立学校の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。

④医療施設の耐震化【厚生労働省】

- ・ 災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターの耐震性が不十分な建物について、耐震補強等を図る。

⑤防災拠点となる公共施設等の耐震化【警察庁、消防庁】

- ・ 避難所や災害対策の拠点となる公共・公用施設及び不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化を図るとともに、平成28年度までに消防庁舎の耐震化を図る。

【具体目標】

- ・ 第一線警察活動の中核拠点となる警察本部・警察署の耐震化率平成27年度90%（全国）を目指す。（平成24年度82%（全国））
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化率100%（推進地域の全都府県）を目指す。（平成24年度84.0%（推進地域の全都府県））

⑥官庁施設の耐震化【国土交通省】

- ・ 建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保を図るとともに、防災機能の強化と災害に強い地域づくりを推進するため、総合的な耐震安全性を確保する。

【具体目標】

- ・ 官庁施設について、所要の耐震性能の確保率100%（全国）を目指す。（平成24年度86%（全国））

⑦緊急地震速報の精度向上【気象庁】

- ・ 地震による死傷者数を減らすため、緊急地震速報の精度向上を図る。

【具体目標】

- ・ 震度4以上を観測又は予想した地域について、予想誤差が±1階級に収まる割合平成27年度85%以上(全国)を目指す。(平成24年度79%(全国))

2 火災対策

- 国及び地方公共団体は、地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化、耐震化を促進する。また、国、地方公共団体、関係事業者は、電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及について、重点的に普及を推進すべき地域の選定、感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等について検討を行い、目標を設定して推進するとともに、自動的にガスを遮断する機能を有効に活用した火災対策及び緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発、安全な電熱器具等の購入促進等の安全対策を促進する。さらに、住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。
- 国、地方公共団体は、地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火用具の設置等の消火資機材の保有の促進や消火設備の耐震化、家具等の転倒・落下防止対策の実施による防災行動の実施可能率の向上、消火活動を行う常備消防、消防団及び自らの安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織等の充実、消防水利の確保等を図る。
- 都市部の木造住宅密集市街地等では、地震時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害やそれに伴う人的被害が発生しやすい特性がある。このため、地方公共団体は、防災上危険な木造住宅密集市街地の解消等の延焼被害軽減対策に計画的に取り組むとともに、木造住宅密集市街地付近における避難場所や避難路の確保、周知等の避難体制の整備を図る。

【目標】

①住宅等の耐震化【国土交通省】(再掲)

- ・ 住宅等の耐震化を図ることにより、建物被害に伴う出火を軽減する。

【具体目標】

- ・ 住宅の耐震化率平成27年90%、平成32年95%(全国)を目指す。(平成20年推計値約79%(全国))
- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90%(全国)を目指す。(平成20年推計値約80%(全国))

②電気に起因する出火の防止【内閣府、消防庁、経済産業省】

- ・ 大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速させる。特に危険性の高い木造住

宅密集市街地については集中的な取組を行う。このため、具体的な普及方策について平成26年度中にとりまとめる。

③電熱器具等への安全装置の整備等【経済産業省】

【具体目標】

- ・ 電熱器具等の安全装置付機器の販売割合を100%（推進地域の全都府県）に近づけることを目指す。

④地震に対する初期消火対策【消防庁】

- ・ 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、地震時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災カーテン等の防災品、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具の普及を促進する。
- ・ 大規模集客施設に設置される自衛消防組織の要員の消防団加入を始めとする充実・強化を図る。
- ・ 大規模集客施設におけるスプリンクラー設備の耐震化を推進する。

⑤常備消防力の強化【消防庁】

- ・ 消防職員数の確保や消防防災施設・設備の整備等を行う。

⑥消防団の充実・強化【消防庁】

- ・ 地域防災体制の中核的存在である消防団について、団員数の増加に努める。
- ・ 消防団の避難誘導や救助活動を安全に行うために必要な資機材、車両、施設等の整備充実及び教育訓練の充実を図る。

⑦自主防災組織の育成・充実【消防庁】

- ・ 自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、消防職団員等が自主防災組織等に対して訓練等を行い、自主防災組織を始めとする地域の防災リーダーの育成を図る。

【具体目標】

- ・ 自主防災組織による活動カバー率を100%（推進地域の全都府県）に近づけることを目指す。（平成25年4月1日現在79.5%（推進地域の全都府県））

⑧緊急消防援助隊等の増強【消防庁】

- ・ 緊急消防援助隊の消火部隊等の増強や必要な車両等の整備を図るとともに、航空部隊の充実、消防防災ロボットの導入を図る。
- ・ 拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両等の車両やヘリポート・救助活動拠点等施設の整備促進を図る。
- ・ 自衛隊等との連携強化を図る。

【具体目標】

- ・ 緊急消防援助隊の平成30年度6,000隊への増強（統合機動部隊及び通信支援隊の新設、後方支援隊の増隊等）を目指す（平成26年1月1日現在4,600隊）とともに、緊急消防援助隊に配備可能な消防防災ロボット平成30年度開発完了を目指す。

⑨密集市街地の整備【国土交通省】

- ・ 避難地・避難路の整備、建築物の不燃化・共同化等を進めることにより、密集市街地において最低限の安全性を確保する。

【具体目標】

- ・ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消割合を平成32年度までに100%に近づけることを目指す。（平成23年度約4,000ha（推進地域の全市町村））

3 土砂災害・地盤災害・液状化対策

- 国及び地方公共団体は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策を推進するとともに、山地災害による被害を防止・軽減するための治山対策を推進する。また、国、地方公共団体及び関係事業者は、ライフライン施設やインフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の耐震化等の推進等を進める。
- 国及び地方公共団体は、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、安価で効果のある対策工法等の技術開発を促進する。

【目標】

①急傾斜地崩壊危険箇所の対策【国土交通省】

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

【具体目標】

- ・ 急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数について、平成30年度約351千戸（推進地域（地震動による基準）の全府県）を目指す。（平成24年度末約335千戸（推進地域（地震動による基準）の全府県））

②大規模盛土造成地の耐震化【国土交通省】

- ・ 地震時に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い地域住民への情報提供を図るとともに、滑動崩落防止工事によりそれらの危険な大規模盛土造成地の耐震性を向上させる。

【具体目標】

- ・ 地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地の有無等の公表率平成28年度50%（推進地域の全市町村）を目指す。（平成25年度約1%（推進地域の全市町村））

③森林の山地災害防止機能等の維持増進【林野庁】

- ・ 地震時の山地災害の発生を防止・軽減するため、治山対策を実施するとともに、間伐等による多様で健全な森林の整備等により森林の国土保全機能の維持増進を図る。

【具体目標】

- ・ 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数平成30年度約5.8万集落（全国）を目指す。（平成25年度約5.5万集落（全国））
- ・ 適切な間伐等の実施により、市町村森林整備計画等において山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合平成30年度約78%（全国）を目指す（平成24年度73.8%（全国））。

4 ライフライン・インフラ施設の耐震化等

- 地震発生時に電気、ガス、上下水道等のライフライン機能が寸断することがないように、ライフライン事業者は、ライフライン施設の耐震化・耐浪化等を進めるとともに、特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの安定化に係る対策等を進める。
- 通信等の情報インフラの機能を確保することは、ライフラインと同様に、応急対策活動を効果的に進める上で重要であることから、国、地方公共団体、電気通信事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化、ネットワークの多重化や非常用発電設備の整備・燃料の確保等の機能停止に至らない対策を進めるほか、地下空間における携帯電話等の不感地帯の縮小、安否確認手段の周知等を図る。
- 交通施設の地震時の安全性を確保するため、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、道路橋・鉄道高架橋等の耐震改修、鉄道の脱線対策、岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進するとともに、交通機能が寸断することがないように、被災地域外を活用した代替輸送や水上輸送ネットワークも含めた迂回路・代替路の確保、他の交通モードへの転換等の災害に強い交通ネットワークの構築を進める。

【目標】

①発電・送電システムの耐震化等【経済産業省】

- ・ 長期的かつ広範囲に電力供給支障が生じないように、発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図る。

②都市ガス設備の耐震化【経済産業省】

- ・ 低圧ガス導管については、ポリエチレン管など耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化の向上を図る。

【具体目標】

- ・ 低圧本支管延長に占めるポリエチレン管等の高い耐震性を有する導管の割合

平成37年度90%を目指す。(平成24年度末80.6%(全国))

③水道の基幹管路の耐震化【厚生労働省】

- ・ 基幹管路である導水管、送水管、配水本管の耐震化を図る。

④下水道施設の耐震化【国土交通省】

- ・ 下水道施設(下水処理場、ポンプ場、管きょ)の耐震化を図る。

⑤上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制の充実【厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省】

- ・ ライフラインの早期復旧のための体制を充実する。

第2節 津波対策

1 津波に強い地域構造の構築

- 海岸管理者、河川管理者等は、最新の知見に基づいたレベル1の津波に対応できるよう、必要に応じて、海岸堤防等について計画を見直し、海岸堤防等の整備、既設の海岸堤防等の耐震対策、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の促進等を行う。国、地方公共団体等は、津波エネルギーの減衰等の効果が期待される海岸防災林の整備を推進する。また、津波が海岸堤防等を越流した場合でも、後背地の被害の軽減を図るため、施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防等の整備のための技術開発を推進する。
- 国、地方公共団体等は、地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、要配慮者に関わる社会福祉施設や医療施設等の施設の耐浪化等を推進するとともに、津波避難のための避難路や避難場所の整備等の対策も勘案しつつ、必要に応じて、住宅や要配慮者施設を周辺の高台等の浸水の危険性の低い場所に移転するなど、想定される津波の高さや立地条件等の各地域の実情等を踏まえた津波対策を講じる。また、レベル2の津波への対応を含め、災害に強い地域を構築するため、地方公共団体は、地域の実情や将来像等を踏まえ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定する。

【目標】

①津波避難施設(津波避難ビル等)の指定【内閣府、消防庁】

- ・ 津波避難ビル等のガイドラインの普及、意識啓発活動等を実施することにより、津波避難ビル等の指定を推進する。

【具体目標】

- ・ 津波避難ビル等を指定している市町村の割合100%(付近に高台等がなく、津波からの避難が困難な地域を有する全国の市町村)を目指す。(参考 平成23年全国(岩手県、宮城県、福島県を除く)の沿岸市町村に対する指定市町村率28%)

②海岸保全施設整備の推進【農林水産省、国土交通省】

- ・ 津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。

③官庁施設の津波対策【国土交通省】

- ・ 津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 安全で確実な避難の確保

- 津波関係都府県は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定を行うとともに、沿岸市町村は、都府県の津波浸水想定や市町村地域防災計画に定めた警戒避難体制に関する事項を踏まえ、津波ハザードマップの作成・見直し・周知を推進する。
- 海岸線等（津波の遡上が予想される河川等を含む。以下同じ。）を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地域（地方公共団体が作成したハザードマップ等に基づき各地方公共団体が設定する地域をいう。以下「避難対象地域」という。）の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容、要配慮者の避難対策等を記載した津波避難計画を策定するとともに、避難誘導體制の強化を図る。その際、避難者及び避難誘導に従事する者の安全に配慮するものとする。また、不特定多数の者が利用する施設の管理者、港湾管理者、危険物等の取扱施設の管理者、船舶の管理者等は、津波避難計画を含む津波への対応策について、策定・見直しを行う。
- 避難場所・避難施設、避難路・避難階段等については、これまでレベル1の津波を想定して整備が図られてきたが、地方公共団体は、これらの施設について、レベル2の津波にも対応できるよう、津波浸水想定等を踏まえ、整備・指定等を着実に推進するとともに、国は、このような地方公共団体の取組に対する総合的な支援を推進する。
- 国等は、「強い揺れや弱くても長い揺れが続けば逃げる」、「大津波警報等を見聞きしたら避難」といった適切な避難行動の基本原則の普及・啓発を強力に推進するとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、南海トラフ巨大地震にも対応できるように、防災行政無線、J-ALERT（全国瞬時警報システム）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時

に確実に伝達できる人員配置、訓練の実施等を推進する。

【目標】

①津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施【内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、海上保安庁】

- ・ 津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進、海底地形データの提供により、市町村の津波ハザードマップの作成支援を行うとともに、防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促す。

【具体目標】

- ・ 津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施する市町村の割合平成28年度100%（最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村）を目指す。（平成24年度策定率14%（最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村））
- ・ 国と地方公共団体等が協力して、津波情報等伝達・提供訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練、避難・誘導訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。

②津波警報等の的確な発表【気象庁】

- ・ 津波警報等を的確に発表するとともに、沖合津波観測データの活用を進める。

【具体目標】

- ・ より高度な津波シミュレーション技術を用いた津波警報等の更新のための沖合津波観測データについて、平成26年度35観測地点以上（全国）の活用を目指す。（平成24年度0観測地点）

③防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段の整備【消防庁】

- ・ 防災行政無線（同報系）を始め災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するための消防防災通信システムの整備促進を図る。

【具体目標】

- ・ 防災行政無線（同報系）の整備率100%（推進地域の全市町村）を目指す。（平成25年3月83%（推進地域の全市町村））
- ・ 緊急速報メールの整備率100%（推進地域の全市町村）を目指す。（平成26年2月87%（推進地域の全市町村））
- ・ J-ALERT 自動起動機の整備率平成26年度100%（全国）を目指す。（平成25年5月78.0%（全国））

④避難勧告・指示の基準の作成【消防庁】

- ・ 津波に係る具体的な避難勧告・指示の発令基準を作成する

⑤港内における船舶津波対策の充実【海上保安庁】

- ・ 地域特性に応じた港内における船舶津波対策の充実を図る。

- ・ 地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。

⑥避難路、避難用通路の整備【農林水産省、国土交通省】

- ・ 早期避難が可能となるよう、避難路、海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備を推進する。

第3節 総合的な防災体制

1 防災教育・防災訓練の充実

- 災害時に防災情報が的確かつ円滑に活用されるためには、平常時から防災情報について理解しておくことが重要である。また、過去の災害の情報や教訓を蓄積・解析し、繰り返される災害への対策に活かすことが重要である。このため、国、地方公共団体は、平常時からの防災情報の共有・活用及び防災教育・訓練等を体系的に推進する。

【目標】

①防災研修の推進【内閣府、消防庁】

- ・ 防災研修の推進により、地方公共団体の首長及び職員等の防災対応能力の向上を図る。

②防災教育の推進【内閣府、消防庁、文部科学省、国土交通省】

- ・ 防災教育の推進により、地域住民及び児童生徒等の防災知識等の普及を図る。

③津波防災訓練の実施【内閣府、消防庁、国土交通省】

- ・ 各市町村において、津波避難訓練を実施する。
- ・ 国と地方公共団体等が協力して、津波情報等伝達・提供訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練、救助・救護訓練、道路障害物・港湾危険物撤去訓練、緊急物資輸送訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。

【具体目標】

- ・ 津波避難訓練の実施のための助言・指導を行うことにより、津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合100%（推進地域の全沿岸市町村）を目指す。

2 ボランティアとの連携

- 国、地方公共団体、関係機関は、災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターへの情報の提供、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティア活動拠点や活動用の資機材の整備等により支援し、ボランティアと連携した復旧対策を効果的に進める。

3 総合的な防災力の向上

- 国、地方公共団体は、被害想定や施設の耐震特性等に関する情報を始めとする地域の災害リスク情報を整備し、それをわかりやすい表現方法と手段で公表し、地域住民等との共有を図り、防災意識の向上を進める。
- 地方公共団体は、地域防災力の中核となる消防団の人員・装備・施設を充実させるとともに、平常時からの地域コミュニティの再生を図り、自主防災組織活動カバー率の向上、自力脱出困難者救出用の資機材等の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成・充実を図る。また、防災用資機材、飲食料・医薬品等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施する。
- 企業等は、事業所の建築物の耐震化や什器等の固定、不燃化、避難環境の整備、避難誘導體制の整備等により顧客及び従業員等の生命の安全確保を図るとともに、顧客、従業員等及びそれらの家族の安否確認を行う。また、安価で効果のある耐震・耐浪改修技術等の減災技術の開発を進めるとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進、地方公共団体との地域貢献に関する協定の締結、他の企業等との災害時応援協定の締結、地区防災計画の活用等により、自助・共助による防災対策の意識向上や応急活動体制の強化等、地域防災力に積極的に貢献する。

【目標】

①自主防災組織の育成・充実【消防庁】

- ・ 自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、消防職団員等が自主防災組織等に対して訓練等を行い、自主防災組織を始めとする地域の防災リーダーの育成を図る。

【具体目標】

- ・ 自主防災組織による活動カバー率100%（推進地域の全都府県）を目指す。（平成25年4月1日現在79.5%（推進地域の全都府県））

4 長周期地震動対策

- 国、関係機関は、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、長周期地震動等による石油コンビナート施設の被害の防止や低減のための対策を引き続き推進する。

第4節 災害発生時の対応に係る事前の備え

1 災害対応体制の構築

- 国は、甚大な被害により情報の収集が困難となる地域が発生することも考慮し、必要な情報が即座に集約される体制をあらかじめ整備しておく。
- 国は、政府の現地対策本部について、あらかじめ地域ブロックごと（中部・近畿・四国・九州等）に複数計画し、国の地方支分部局との連携等による地方公共団体の災害対策本部等の関係機関との連携強化や情報共有化を図り、

更にはライフライン事業者・民間物流事業者等との連絡調整の体制をあらかじめ整えておく。

2 救助・救急対策

- 国、地方公共団体等は、建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救急のための要員の確保・育成や必要資機材の配備等の体制の充実を図る。また、救助・救急効果の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）、救護班、さらには、これらの救助・救急部隊等と現場で密接に連携する TEC-FORCE（救急災害対策派遣隊）の連携を推進するための訓練等により、より一層対処能力を向上させる。

【目標】

①緊急消防援助隊等の充実【消防庁】

- ・ 緊急消防援助隊各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。

②救助体制の充実【消防庁】

- ・ 特別高度救助隊等の整備や車両・資機材の配備を進めることにより、救助体制の充実を図る。

③警察災害派遣隊の充実強化等【警察庁】

- ・ より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。

④救助部隊の体制整備【防衛省】

- ・ 南海トラフ地震発災時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る体制を整備する。

⑤救助勢力の機動性の向上と充実・強化【海上保安庁】

- ・ 機動性の高い救助体制の充実・強化を図る。

⑥TEC-FORCE 活動の強化【国土交通省】

- ・ TEC-FORCE 活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築する。

3 医療対策

- 国、地方公共団体、関係機関は、大量の発生が予測される傷病者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報や医薬品備蓄情報等を EMIS（広域災害救急医療情報システム）を用いて共有化を図るなどにより、

医薬品供給体制の充実を図る。また、広域圏における救助・救急活動の調整を図る体制や後方医療体制の整備等に努めるとともに、災害発生直後からの速やかなDMAT・救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。

4 消火活動等

- 地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの活性化、防災教育の充実や訓練の実施等を行うとともに、消防団、常備消防、緊急消防援助隊等の体制の充実、ヘリコプターによる早期情報収集等の技術開発によって、消防力の充実・向上を図る。
- 火災が発生すれば市街地が延焼し、風向きにより避難の方向も異なることから、例えば、緊急時の避難場所から広域避難の避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、地方公共団体は、地域住民等に対して適切な情報提供を行う体制を充実させる。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 国は、道路管理者と民間団体等との協定締結や、国及び港湾管理者と民間団体等との協定締結等により、各機関が最適な道路啓開や航路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みを構築することを促進する。また、国及び地方公共団体は、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、国民の理解と協力を促すとともに、一般車両を極力利用しないことの徹底について啓発活動等を行う。
- 都府県警察は、迂回等の交通誘導や被災地内における迅速かつ的確な交通規制の実施のため、警備業者等との応援協定の締結や道路交通機能の確保に重要な信号機の滅灯対策等を講じる。
- 国は、限られた人的・物的資源を適時・的確に配分するため、その考え方を整理した上で、全国的視野に立って優先度を設けた配分計画を事前に作成するとともに、緊急輸送手段が発災直後から確保可能なように、国、地方公共団体、関係機関は、官民の協力協定の締結を促進し、国及び地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築を図るほか、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。
- 国は、大規模災害時の広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点について、適切な運用体制を確立する。

6 食料・水、生活必需品等の物資の調達

- 国及び地方公共団体は、食料や飲料水等の国内での調達が困難となる場合も想定して、国民へ備蓄の重要性について周知徹底し、備蓄を充実させる。また、地方公共団体は、小売店やコンビニエンスストア等を通じて、被災地内における物資の安定供給が可能となる体制を構築する。
- 国及び地方公共団体は、被災地内の避難所や自宅にいる人々の燃料、生活必需品等について、店舗販売を含め必要な物流の確保ができるよう、防災計画に基づく関係事業者との調整、物資確保に必要な車両を緊急通行車両とすることの検討などの備え等をあらかじめ進めておく。

7 燃料の供給対策

- 国、関係事業者は、石油等の燃料の供給拠点となる各地の製油所や油槽所の地震や液状化に対する耐性を高め、非常用発電装置を充実させることにより安定供給機能を確保するとともに、燃料の備蓄を充実させる。また、燃料の必要量を把握し、給油所等の災害対応能力強化や燃料在庫の確保等を通じたサプライチェーンの維持により、より確実な石油供給に努める。
- 地方公共団体と石油事業者団体等は、各地域における避難所となる学校や医療施設に加え、電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン等の重要施設の住所や設備情報等について、あらかじめ共有を進め、迅速な燃料供給に備える。
- 国、地方公共団体、石油事業者等は、緊急自動車や、被災地域内で災害応急対策に従事する緊急通行車両確認標章を掲げる車両に対し優先給油を行う方策をあらかじめ定めておく。

【目標】

- ①災害対応型給油所等の普及による燃料供給体制の確保【経済産業省】
 - ・ 災害対応型給油所等の設備導入補助を通じて、自家発電設備や緊急用可搬式ポンプを全国に備えられるよう導入を促進する。
 - ・ 燃料供給が途絶した場合に備え、避難所となり得る場所への災害用LPガスバルク等の導入を支援する。

8 避難者等への対応

- 地方公共団体は、発災時には当該地域の大多数の住民等が避難することを想定し、安全な自宅への早期復帰等による避難所への避難者の低減の対策、避難所の指定及び確保のための対策、地方公共団体との連絡体制の確立や様々なニーズ等に配慮した避難所運営への対応、避難者への迅速・的確な情報提供の対策、空家・空室の活用方策、応急仮設住宅の早期提供の対策、罹災証明書等の各種手続の簡素化等を推進する。
- 特に、地方公共団体は、避難者の情報に関するニーズを把握するとともに、ホームページやSNS等を活用するなどにより、効果的な情報提供体制を整備

しておく。

- 避難所そのものや生活必需品等の不足が生じることにより在宅避難となる場合もあることから、国、地方公共団体、関係機関は、物資の供給が滞ることのないよう、民間事業者と協力して対応する。
- 国、地方公共団体は、避難者の家族間の安否確認を速やかに行うことができるよう、複数の安否確認手段を使用することの必要性や使用順位を決めておくこと等の重要性について周知する。
- 国、地方公共団体は、広域避難が必要な場合に、移送を必要とする避難者の選定方法及び数、移送先の調整方法、移送手段の調整方法、広域避難した者への情報提供体制等を定めた広域避難計画を関係機関で連携して作成する。
- 地方公共団体は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、避難行動要支援者の避難支援等を適切に行うとともに、要配慮者が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定し、業務継続計画を策定しておくほか、その所在や避難経路、利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民等に周知し、さらに、介助員等の専門的な人員の広域応援体制を構築する。
- 地方公共団体は、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等により、精神保健医療への需要拡大に対応するための体制の充実を図る。

【目標】

- ①避難行動要支援者の避難支援等対策の推進【内閣府、消防庁】
 - ・ 市町村が避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を適切に実施する。

9 帰宅困難者等への対応

- 国及び地方公共団体は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、都市部等における大量の帰宅困難者の発生に対応するため、民間事業者等と協力して、共助の観点から、行政関連施設のほか民間施設を主体とした一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の帰宅困難者対策を推進する。

10 ライフライン・インフラの復旧対策

- ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、ライフラインやインフラの被害を早期に復旧できるよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させる。また、早期復旧のために必要な輸送手段及びルートに係る情報の共有体制を構築する。
- 発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設が被災す

ることが想定されることから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。

11 保健衛生・防疫対策

- 国及び地方公共団体は、連携して、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の健診体制の充実、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、避難所を始め被災地域の衛生環境維持対策を進める。

12 遺体対策

- 国、地方公共団体は、津波による遺体は特に損傷が激しいことから、歯科医師を含む医師を全国から動員し、迅速かつ的確な検視・遺体の調査、身元の確認、遺族への遺体の引渡し等に係る体制を整備するほか、地方公共団体は、広域的な火葬の実施体制の確保、柩等の遺体の火葬・保管に要する資機材の確保、遺体保管・運搬体制の確保、仮安置所の設定、火葬場の耐震化・耐浪化等により、適切な火葬のための対策を推進する。

13 災害廃棄物等の処理対策

- 地方公共団体は、あらかじめ災害廃棄物等の仮置き場としても利用可能な空地进行をリスト化し、随時、情報を更新すること等により、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を把握しておくとともに、国の協力の下、リサイクル対策から最終処分に至るまでの災害廃棄物等の処理計画を策定する。

【目標】

①災害廃棄物対策【環境省】

- ・ 地震時の災害廃棄物処理の迅速化を図る。

【具体目標】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定率80%（全国の全市町村）を目指す。（平成22年8%（全国の全市町村））

14 災害情報の収集

- 国、地方公共団体等は、リアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報を効果的に組み合わせ、被災直後の状況を収集する体制を充実させるほか、関係機関間において、総合防災情報システムを用いて、意思決定者間の意思疎通や関係者間の情報の共有化を進めるなど、広域間での情報連携体制を充実させ、さらに、風評被害の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され容易に入手できる環境を整備する。
- 国、地方公共団体は、GIS（地理情報システム）を活用した情報共有化基盤を整備する。また、情報の収集・共有・伝達を円滑に行うため、国等が中心と

なり、データ規格等の整備を進める。

15 災害情報の提供

- 国、地方公共団体等は、発災時に、国民全体に対し、災害の状況に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況等を的確に提供するため、報道機関及びポータルサイト運営業者等と協力体制を構築しておく。特に被災者への情報提供については、被災者ニーズを十分把握し、医療機関等の生活関連情報、被災者生活支援に関する情報等被災者に役立つ情報を適切に提供することとし、被災者の置かれている多様な生活環境、居住環境等に鑑み、防災行政無線、緊急速報メール、掲示板、広報誌、広報車、コミュニティFM、テレビ等多様な情報提供手段を活用する仕組みを構築する。また、これらの体制・仕組みの構築に当たっては、視覚・聴覚障害者、外国人等に対しても的確な情報伝達がなされるよう配慮する。
- 国、地方公共団体等は、発災時を想定した情報提供手段の機能検証を行い、災害時にも必要な情報が適切に発信され、被災者を始め国民全体が容易に入手できる環境を確保していく必要がある。
- 国、地方公共団体等は、災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集連絡体制等について、交代要員等も含めてあらかじめ計画しておくとともに、発災後には、記者発表を定期的に行うこと等により、情報提供の円滑化を図る。特に、国は、海外への情報発信が的確にできるよう、戦略的な備えを構築しておく。

16 社会秩序の確保・安定

- 国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実や警察と防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を図る。

17 多様な空間の効果的利用の実現

- 国、地方公共団体等は、公共用地や国有財産の有効活用を図りつつ、あらかじめ利用可能な空地や民間倉庫、公園等の多様な空間の利用について事前に管理者と調整した上でリスト化し、随時、情報を更新するなど、円滑なオープンスペース利用体制を整備する。

18 広域連携・支援体制の確立

- 国、地方公共団体その他の防災関係機関は、必要な資機材等の物資、活動要員の搬送活動や被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互応援協定や民間企業との応援協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る国、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化、応急活動における円滑な連携のための防災関係機

関の立地の集約化等を図る。また、国は、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）申し入れがあった場合には、関係省庁申合せ等を踏まえ、適切かつ迅速に対応する。

- 地方公共団体は、応急活動体制構築の観点から、効果的な広域オペレーションの実施に必要な広域防災拠点等について、各府県等ごとに、あらかじめ明確にしておく。また、国は、全国的な応急活動体制構築の観点から、応援部隊の集結・進出、広域医療搬送又は広域物資輸送等の機能を有する大規模な広域防災拠点等について、あらかじめ明確にしておく。
- 広域的な活動を連携して円滑に行うために、国、地方公共団体、その他の防災関係機関及び関連事業者は、応急対策活動の標準化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進める。

第5節 被災地内外における混乱の防止

1 基幹交通網の確保

- 国、地方公共団体、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化の促進に加え、復旧要員の確保等により、あらかじめ復旧体制の充実を図る。

2 民間企業等の事業継続性の確保

- 企業等は、サプライチェーンの寸断等による全国の生産・サービス活動の低下の影響を可能な限り低減させるため、中枢機能やデータのバックアップ体制の強化等を考慮した事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）を進め、災害時においても重要業務を継続するよう努める。特に、サプライチェーン寸断対策として、サプライチェーンの複数化、部品の代替性やバックアップライン、通信手段や輸送手段の確保等について検討し、事業継続計画（BCP）に反映させるとともに、訓練等により点検、見直しを継続的に行う。
- 国は、企業等による事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）を支援・促進する立場から、事業継続ガイドライン等の周知を図るとともに、企業等の事業継続マネジメント（BCM）を評価する手法を提示し、事業継続の実効性の向上を促進する。

【目標】

①事業継続の取組の推進【内閣府】

- ・ 事業継続ガイドラインの策定により、企業等の事業継続への取組を推進する。

【具体目標】

- ・ 事業継続計画を策定している大企業の割合を100%（全国）に近づけることを目指す。また、中堅企業の割合50%（全国）以上を目指す。（平成23年度日本の大企業で策定済み45.8%（全国）、策定中26.5%（全国）、

中堅企業で策定済み20.8%（全国）、策定中14.9%（全国）

②企業等の事業継続の取組を評価する手法の検討【内閣府】

- ・ 企業等の事業継続の取組を評価する手法について検討し、実効性のある事業継続の取組を促進するとともに、進んだ取組を行っている企業等がその結果によるメリットを得られるようにする。

3 国及び地方公共団体の業務継続性の確保

- 国及び地方公共団体は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要な人員、近傍宿舎への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を踏まえた計画の改定等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。

【目標】

①国（政府）の業務継続体制の強化【各省】

- ・ 業務継続計画の策定により、国の推進地域における業務継続体制の強化を図る。

【具体目標】

- ・ 推進地域を管轄する地方支分部局等、災害時において優先的に実施すべき業務を実施する全ての国の行政機関において、業務継続計画の策定を目指す。

②地方公共団体の業務継続の取組の推進【内閣府、消防庁】

- ・ 地方公共団体向けの業務継続の手引きの充実や研修の実施により、業務継続への取組を推進する。

【具体目標】

- ・ 業務継続計画の策定率100%（推進地域の全地方公共団体）を目指す。（平成25年8月都道府県60%（全国）、市町村13%（全国））

第6節 多様な発生態様への対応

- 国、地方公共団体及び施設管理者は、二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、適切に事前対策を実施するとともに、南海トラフ地震が発生した場合には、庁舎、学校施設等の公共施設、道路、鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設、同報無線等の防災上・社会生活上重要な施設の破損や土砂災害危険箇所等の被害、河道閉塞の発生等の有無について緊急的に点検・調査を実施し、支障がある場合には迅速な応急対策を行う体制を構築する。さらに、これら重要施設や避難場所・避難路等が十分に機能しない場合があることを考慮した上で、適切な避難勧告・指示等の発令のタイミング、対象地域、災害に応じた避難場所・

避難所等の設定を行う。

- 国及び地方公共団体は、南海トラフ地震と事故災害が複合的に発生する、いわゆる複合災害が発生し、対策本部を複数設置した場合は、災害対策要員が限られること、異なる事象への同時対応の困難性等を踏まえて、それぞれの災害に応じた役割分担の明確化、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるとともに、応急対策要員・物資等の応援計画、地域住民等への情報提供方法等をあらかじめ策定しておく。

第7節 様々な地域的課題への対応

- 超広域的に被害が発生することにより、地域ごとに様々な態様の被害が想定されることから、それぞれの地域特性を踏まえた対策をあらかじめ検討する必要がある。

1 高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保

- 国、地方公共団体及び施設管理者は、高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進するとともに、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。
- 国は、地震時管制運転装置の設置の普及促進等によるエレベータの安全対策を推進するとともに、地方公共団体と関係事業者が連携した閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進する。また、地方公共団体及び関係事業者は、地震時のエレベータ運行について建築物管理者や利用者への周知を図る。

2 ゼロメートル地帯の安全確保

- 国、地方公共団体等は、地震時に河川・海岸堤防等が沈下・損壊することにより、洪水・高潮による浸水被害が発生したり、長期間湛水したままの状況が続く危険性からゼロメートル地帯の安全を確保するため、堤防等の整備、耐震点検・耐震化及び災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場等の整備により、平常時の管理体制の充実を図るとともに、地震時の浸水危険性を表示した地震ハザードマップの作成・周知、発災時の情報伝達体制の充実を図る。
- 国及び地方公共団体は、地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。

3 原子力事業所等の安全確保

- 原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

(昭和32年法律第166号)等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安全性の確保に万全を期すものとする。国は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

4 石油コンビナート地帯及び周辺的安全確保

- 国、地方公共団体、関係事業者は、石油コンビナート及び周辺的安全確保のため、引き続き、「石油コンビナート等災害防止法」(昭和50年法律第84号)、「消防法」(昭和23年法律第186号)、「高圧ガス保安法」(昭和26年法律第204号)、「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)等の災害の防止に関する法律に基づく対策や、災害発生時の消防の即応体制の強化、避難勧告・避難誘導等が的確に行われる体制の整備等の対策を進める。また、地震・津波に伴う石油コンビナートの被災による周辺への影響評価を充実するとともに、臨海部の工場地帯の地震・津波防災性の充実を図る。

【目標】

- ①石油コンビナート防災対策の充実等【消防庁、経済産業省】
 - ・ 防災体制の強化や防災資機材の整備を図る。
 - ・ 石油精製プラント等高圧ガス設備に係る耐震性向上の促進及び耐震性診断手法の普及を図る。
 - ・ 石油コンビナート災害等のエネルギー・産業基盤災害へ迅速かつ的確に対応するため、緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を編成し、応急対応能力の強化を図る。

【具体目標】

- ・ エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)平成30年度12部隊(全国)を編成することを目指す。
- ・ エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の応急対応に資する消防防災ロボットの研究開発平成30年度完了を目指す。

5 孤立可能性の高い集落への対応

- 地方公共団体は、集落へ通じる道路、鉄道等の被災可能性や多重性の有無等を十分に検討し、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努めるとともに、多様な通信手段の確保及び国の災害対策用移動通信機器の活用に加え、通信関連施設の耐震化及び非常用電源の確保を進める。
- 地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量(1週間程度)の水、食料等の生

活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。

- 国及び地方公共団体は、消防団や自主防災組織に加え、ヘリコプター・航空機、人工衛星等の画像情報や震度情報ネットワーク等のあらゆる手段を活用すること等により、道路寸断等の道路被害を含む被災地域の状況把握体制を充実させるとともに、地方公共団体は、孤立集落等に対する物資供給や救助活動のため、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。

6 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減

(1) 農業用施設等における地震・津波対策

- 国、地方公共団体及び関係事業者は、地震動や津波による被害の未然防止または軽減を図るため、土地改良施設の耐震化、農業用燃料タンクの耐震化・耐浪化、農地地すべりの防止又は軽減を図る対策、海水の侵入を防ぐ堤防等の整備を推進するとともに、ため池決壊等に係るハザードマップの作成、警報装置等の整備に努める。

(2) 港湾・漁港における地震・津波対策

- 国、地方公共団体、関係事業者等は、地震動や津波による災害時においても港湾・漁港の流通機能をできるだけ確保するため、港湾・漁港施設の耐震化・耐浪化、漂流物防止柵の設置、漁船・船舶や養殖施設の係留の促進、漁業用燃料タンクの耐震化・耐浪化を図るとともに、港湾・漁港施設が被災した場合の代替施設や輸送方法の検討、外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策の推進、津波警報等が漁船・船舶でも受信できるシステムの開発・普及を図る。

7 文化財の防災対策

- 国、地方公共団体、文化財の所有者等は、建造物等の耐震化、延焼防止対策等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに、文化財の所在情報の充実、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。
- 地方公共団体は、火災による文化財の延焼を減ずるため、文化財周辺の街路樹整備、公園・空地整備、消防や地域による消火活動のための施設の整備、建築物の耐震化・不燃化等を進める。
- 地方公共団体は、自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により、文化財を有する地域全体の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化財の搬出・保全活動、地域住民等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

- 南海トラフ地震による被害は極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源が絶対的に不足すること、発災直後の被害情報が著しく不足すること、大量の避難者が発生すること、津波が時間差で繰り返し襲来するおそれがあること、東海・東南海・南海地震が単独又は連動して発生する可能性があること等に十分留意することが必要である。
- このため、国、地方公共団体、地域住民等は、防災基本計画の災害応急対策に係る部分に基づくほか、本章に掲げる災害応急対策を推進する必要がある。
- また、南海トラフ地震が発生した場合、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害を最小化することが何よりも重要である。
- このため、国は、南海トラフ巨大地震を想定し、これに対処するための災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）をあらかじめ作成し、これに基づき、国と地方公共団体等が一体的に的確な災害応急対策を実施するものとする。この具体計画は、実際の災害が事前の被害想定と異なる場合にも応用可能な柔軟性を持った計画とするものとする。

第1節 迅速な被害情報の把握

- 各防災関係機関は、超広域にわたる被災状況の正確な把握のための行動を直ちに開始できるよう、それぞれの役割や調査手順をあらかじめ定め、重複を避けて画像情報や位置情報を含めた情報収集に当たるとともに、防災情報システムも活用しつつ、その情報を共有する。この際、発災直後は、特に災害応急対策上重要なインフラの被災状況、津波被害で多く発生する孤立者・孤立集落の状況等をヘリコプター等により迅速に把握するよう努める。
- 各防災関係機関は、通信の途絶、地方公共団体等行政機関の被災等により、被害の全体像を速やかに把握することは困難な可能性が高いことから、報道情報やソーシャルメディアを含む民間からの情報や各種地図情報も活用し、情報空白域の特定を含む網羅的な情報把握に努める。

第2節 津波からの緊急避難への対応

- 津波は時間差で繰り返し到達する危険性がある。こうした危険性を正確に住民等に認識させるため、市町村は、国等と連携して津波情報の伝達、避難指示・勧告を的確に行うとともに、住民等の避難誘導、水門等の確実な操作等を適切に行う。その際、消防団等は、自らの安全確保の範囲内で、負傷者等による逃げ遅れ者の救助を適切に行う。また、市町村は、道路管理者及び都府県警察と連携し、津波による浸水が想定される地域への人や車両の立ち入

りを制限するものとする。

- なお、津波による浸水が想定される地域への立入りの制限等の措置を行うに当たっては、当該措置及びこれにより発生する交通渋滞が住民等の避難の妨げにならないよう留意する。

第3節 原子力事業所等への対応

- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力事業所立地市町村で震度5弱及び震度5強の地震が発生した場合は、施設の点検及び連絡体制の確立等を実施し、また、原子力事業所立地道府県で震度6弱以上の地震や大津波警報の発令等の原子力災害対策指針に基づく警戒事態が発生した場合は、施設の点検及び緊急時モニタリング、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を実施する等、事態に応じて、原災法、原子力災害対策指針、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画（原子力災害対策編）、原子力事業者防災業務計画等に従って対処する。

第4節 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保

- 国は、全国から被災地に、防衛、社会秩序の維持、消防上不可欠な部隊を除く最大勢力の自衛隊の災害派遣部隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、海上保安庁の部隊及びDMATを派遣するものとし、関係機関は、被害想定を踏まえたできる限り具体的な行動計画の作成とその訓練を行うものとする。
- 救助・救急活動に当たる実動部隊は、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水・交通規制等）との密接な連携体制の下、人命及び身体の安全を最優先にして事態に対処する。また、関係機関は、救助・救急活動の円滑な実施を図るため、災害応急対策に支障となる航空機の飛行制限の措置や、現場レベルでの実動部隊間の調整・情報共有を図る措置を講じる。
- 国は、発災直後に直ちに活動を開始できるよう、それぞれの応援部隊について、被害想定に基づく派遣規模その他の部隊の活動に関する事項を具体計画に定めておくものとする。
- また、国は、あらかじめ、全国からの救助・救急等に当たる部隊を被災地域に迅速に展開することを目的とする緊急輸送ルートを設定し、具体計画に定めるとともに、緊急輸送ルートを確保するための道路、港湾、航路、空港等の総合的な啓開や緊急排水に関する具体的な行動計画を定めておくものとする。
- 緊急災害対策本部は、一般車両が通行困難な区間においては自衛隊等による輸送を活用する。

第5節 津波火災対策

- 国及び地方公共団体は、津波により発生する大規模火災について、初期消火、部隊等の現場への到達、通常の消防水利の確保、放水活動等が通常の火災よ

りも困難であることを踏まえ、遠距離大量送水システム等による消防水利の確保、ヘリコプターを活用した応援部隊等の人員・資機材の搬送、空中消火等を図る。

第6節 膨大な傷病者等への医療活動

- 医療施設が被災し、機能が低下する中で、大量の傷病者が発生し、入院患者への対応も必要となる。対象患者の広域医療搬送のための輸送手段にも限界があることから、地方公共団体等は、国その他の関係機関と連携して、災対法第86条の3の規定に基づく臨時の医療施設の開設や、民間事業者を活用した負傷者等の緊急輸送を含め、被災地内における医療体制の確立を最優先に医療活動に取り組む。また、広域医療搬送に当たっては、自衛隊航空機のみならず、防災関係機関が所有する航空機、民間航空機等も最大限活用して、迅速な対応に努める。
- 国は、発災後直ちに活動を開始できるよう、被害想定に基づき、緊急時の医療活動に関する計画を具体計画に定めておくものとする。

第7節 物資の絶対的な不足への対応

- 発災後まもなくして、食料、生活必需品等の備蓄物資等が不足することが見込まれるため、国は、必要に応じて受け入れ体制等の情報収集に努めつつ、地方公共団体からの要請又は要求を待たずに、物資を供給（調達・輸送）することとする。なお、この方法による救援物資の供給は、発災直後の情報混乱期に限定して行うものとし、できる限り早期に地方公共団体の要請に基づく救援物資の供給に切り替えるよう留意する。
- 国は、発災後直ちに物資の調達・供給が行えるよう、国及び地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルールの特明確化を図るとともに、被害想定に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の物資について、調達主体、調達量、供給先広域物資拠点等を具体計画に定めておくものとする。
- 被害が超広域かつ甚大な場合、国及び地方公共団体による救援物資だけでは物資が絶対的に不足することから、国、地方公共団体等は、サプライチェーン及び民間ロジスティクスの早期回復、小売店の早期営業再開のためのインフラ・ライフラインの復旧、燃料の供給等に努める。

第8節 膨大な避難者等への対応

- 膨大な帰宅困難者の発生を抑制するため、国、地方公共団体は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則等を積極的に広報するとともに、従業員や児童・生徒等の一時的な収容を、企業や学校に呼びかける。また、地方公共団体は、鉄道・バス事業者その他の民間事業者と連携して、徒歩帰宅者に必要な情報の提供、誘導等の実施、救急・救護体制の構築、一時休憩施設の確保等を行う。

- 国及び地方公共団体は、市町村が開設する避難所への避難者だけでなく、在宅避難者も含め被災者が膨大な数に上ることを念頭に置いて、飲料水、食料等の物資の円滑な供給、的確な情報の提供に努める。また、避難所への避難者を減らす対策として、被災地外への疎開、帰省等を促進する。
- 地方公共団体は、あらかじめ指定した避難所では不足する場合には、国との連携による空き家・空室の有効活用、民間事業者が所有するホテル・旅館、賃貸住宅や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受け入れ先としての活用を促進する。また、他の地域への広域一時滞在の調整、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者の受け入れを図るとともに、国からの情報等に基づき応急仮設住宅の早期提供に努める。
- 地方公共団体は、様々なニーズに配慮した避難所運営を行うとともに、被災者の心のケアのために、DPATの派遣についても考慮し、被災者対応に当たる。

第9節 国内外への適切な情報提供

- 国、地方公共団体等は、被災者ニーズを十分把握し、被害の状況や二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインの復旧状況等、被災者等に役立つ情報を、報道関係機関及びポータルサイト・サーバー運営者と連携し、定期的に公表する等、適切に提供する。
- 国は、海外からの日本に対する信頼性の確保等を図るため、政府の被災地対応の状況について、海外に対しても適切に情報を提供する。

第10節 施設・設備等の二次災害対策

- 国、地方公共団体又は施設等の管理者は、余震や降雨による二次災害防止のため、地盤の緩みや施設の損傷、河道閉塞等の発生の有無等の緊急点検・調査及びそれを踏まえた応急措置を行うとともに、住民の安全確保のため、被災建築物応急危険度判定等を迅速に行う。また、大規模な二次災害の発生を防止するため、国は必要に応じて、TEC-FORCEの重点的派遣を行う。
- 石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、大規模地震発生後、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常が見られる場合は関係法令に従って速やかに対処する。

第11節 ライフライン・インフラの復旧対策

- ライフライン事業者やインフラの事業者は、特に沿岸部の津波浸水地域を中心に、発災後において広域的な連携活動を早期に確立し、全国から要員や資機材の確保を行うとともに、国と地方公共団体と連携して、政治、行政、経済等の中枢機関や人命に直接関わる重要施設に関するライフラインやインフラの早期復旧に努める。この際、国及び地方公共団体は、ライフラインの早期復旧のための輸送手段・ルート情報や航空写真、画像情報等の的確な提供

を行う。

- 発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設等が被災することが想定されることから、国は、全国規模での的確な交通手段確保のための調整を行う。

第12節 広域応援体制の確立

- 地方公共団体は、超広域かつ甚大な被害の発生が想定されるため、国による支援だけでなく、地方公共団体間での人的・物的支援や広域一時滞在の仕組みなど、広域的な応援を円滑に実施できる体制をできる限り具体化するものとする。
- 国は、超広域にわたる被災地域において地方公共団体と一体となった災害応急対策を実施するため、地域ブロックごとに現地対策本部の設置、地方公共団体への連絡要員（リエゾン）の派遣等を通じて連絡体制を強化するとともに、被害拡大防止のための専門家の派遣、情報通信機材、災害対策用機械の派遣等を含め、政府一体となった地方公共団体支援体制を構築する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

- 南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）は、南海トラフ法第5条第1項及び第2項の規定に基づき、関係指定行政機関及び関係指定公共機関が防災業務計画において、関係地方防災会議等が地域防災計画において、関係石油コンビナート等防災本部等が石油コンビナート等防災計画において定めるものであり、推進計画においては、前章までに定める事項を踏まえ、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する観点から以下の事項について記載するものとする。

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

- 南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設の整備を図るとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。
- このため、国、指定公共機関、地方公共団体等は、特に地震防災上緊急に整備等すべき施設等について、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、推進計画に具体的に明示するものとする。
- 特に、地方公共団体は、レベル2の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。
- これらの施設整備等に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施する。当該計画の策定に当たっては、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。
- これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整の取れたものとする。

第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

- 国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、津波による被害を防止・軽減するための、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化、補強等を推進する必要がある。このため、これらについての方針及び計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

- 国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について、推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、2(2)を踏まえ、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮したものとする。
- また、内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置について、推進計画に明示するものとする。
- 津波により住家等の孤立が懸念される地域にあつては、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備を推進する必要がある。このため、これらの施設整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。

2 円滑な避難の確保

(1) 津波に関する情報の伝達等

- 国、地方公共団体等は、気象庁の発表する津波警報等が、各計画主体の機関相互間及び機関内部において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。
- 地方公共団体は、防災関係機関、地域住民等に対し、防災行政無線、緊急速報メール等により、津波警報等の津波に関する情報が正確かつ広範に伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に明示するものとする。また、市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。これらの場合において、地域住民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。
- 国、地方公共団体等は、船舶に対する津波警報等の伝達について、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。
- 地方公共団体は、その管轄区域内における被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及び方法を、推進計画に具体的に明示するものとする。津波警報等の迅速な伝達を行うため、国及び地方公共団体は、防災行政無線の整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。いずれの場合も、伝達の経路及び方法を定めるに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮するものとする。

(2) 地域住民等の避難行動等

- 地方公共団体は、避難対象地域を推進計画に明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するものとする。

- これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。
- その際、高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進するものとする。
- 上記の推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- 地方公共団体は、避難対象地域内の住民等が、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべき旨を、推進計画に明示するものとする。
- 地方公共団体及び関係機関は、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとし、これらに係る実施体制等について、推進計画に明示する。この場合において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮するものとする。
- 避難誘導を実施すべき計画主体は、具体的な避難誘導の方法、市町村との連携体制等を定め、推進計画に明示するものとする。その際、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。
- なお、これらを定めるに当たっては、市町村の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。
- 各計画主体が、必要な安全確保対策を推進計画に明示する場合には、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するものとする。
- 国は、オリンピック・パラリンピック東京大会の機会を捉えた外国からの来訪者等の増加を踏まえ、これらの来訪者等の安全確保のため、関係機関等と連携した避難誘導の促進に係る取組や、防災情報の伝達対策について、推進計画に明示するものとする。

(3) 避難場所及び避難所の運営・安全確保

- 避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。
- 地方公共団体は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う

体制、各避難所との連絡体制、各避難所における避難者のリスト作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。

- 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。
- 地方公共団体は、避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。
- 地方公共団体は、船舶が沖合に避難できるよう、避難海域を推進計画に明示するものとする。

(4) 意識の普及啓発

- 地方公共団体は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について、推進計画に明示するものとする。
- また、国は、マニュアル作成や技術的支援を行うなど、地方公共団体が行うこれらの対策を積極的に支援するとともに、津波に対する心得についての広報など、国民の意識を啓発するための対策について明示するものとする。

(5) 関係機関のとりべき措置

ア 消防機関等の活動

- 市町村等は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき次の事項を、推進計画に明示するものとする。
 - ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - ・ 津波からの避難誘導
 - ・ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - ・ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

イ 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(ア) 水道

- 地方公共団体は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容を推進計画に明示するものとする。

(イ) 電気

- 電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施について、推進計画に明示するものとする。
- 電力事業者は、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることを踏まえ、電力供給のための体制確

保等のとるべき措置の内容を推進計画に明示するものとする。

- 電力事業者は、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策について推進計画に明示するものとする。

(ウ) ガス

- ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報の実施について、推進計画に明示するものとする。

(エ) 通信

- 電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳対策等のとるべき措置の内容を、推進計画に明示するものとする。
- 電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策について推進計画に明示するものとする。

(オ) 放送

- 放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。
- 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的内容を推進計画に明示するものとする。

ウ 交通

(ア) 道路

- 都府県警察は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について交通規制の内容を定め、推進計画に明示するとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。なお、必要に応じ隣接する都府県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。
- 地方公共団体は、交通規制の内容について、推進計画に明示するものとする。

(イ) 海上及び航空

- 国は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置について、推進計画に明示するものとする。
- また、国、地方公共団体等は、津波による危険が予想される場合においては、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を推進計画において定めるものとする。
- 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場について速やかに閉鎖するなど、必要な安全確保対策をとることを、推進計画に明示するものとする。

(ウ) 鉄道

- 鉄道事業者等は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間における運行の停止等の運行上の措置を、推進計画に明示するものとする。

(エ) 乗客等の避難誘導等

- 各計画主体は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を、推進計画において明示するものとする。

(6) その他計画主体が自ら管理等を行う施設等に関する対策

- 地方公共団体等は、庁舎等の公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備その他の必要な事項について推進計画に明示するものとする。
- 地方公共団体は、動物園等特殊施設について、津波避難への支障の発生を防止するなどの観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等を推進計画に明示するものとする。
- 各計画主体は、自らが管理又は運営する施設について、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を、推進計画に明示するものとする。この場合において、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。
- 各計画主体は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を、推進計画に明示するものとする。この場合において、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

(7) 計画主体が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策

- 第6章第2節に準ずる。

3 迅速な救助

- 国及び地方公共団体は、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等の、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制について、推進計画に明示するものとする。
- 国及び地方公共団体は、緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うための方策に関する事項について、推進計画に明示するものとする。
- 国及び地方公共団体は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進等について、推進計画に明示するものとする。
- 国及び地方公共団体は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実を図ることについて、推進計画に明示するものとする。

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

1 資機材、人員等の配備手配

- 各計画主体は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについて、推進計画に明示するものとする。
- 各計画主体は、応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前応援協定の締結その他の手続上の措置をあらかじめ定め、推進計画に明示するものとする。
- 上記の計画内容を定めるに当たっては、各計画主体相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ計画を策定するなど十分調整するものとする。

2 自衛隊の災害派遣

- 関係都府県は、自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を推進計画に明示するとともに、地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくものとする。その他関係する計画主体についても同様の措置を講じるとともに、これらの計画については、1の計画との整合性を図った上で、推進計画に明示するものとする。
- 自衛隊においては、南海トラフ地震の発生時における災害派遣活動について、

あらかじめ必要な計画を定めておくものとする。

3 物資の備蓄・調達

- 地方公共団体は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を作成し、推進計画に明示するとともに、国は発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するよう計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

4 帰宅困難者への対応

- 国及び地方公共団体は、民間事業者等と協力して、一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。また、大量の帰宅困難者の発生が想定される都市部においては、国、地方公共団体、民間事業者等は、協力して一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供等の対策について検討を進めることとし、推進計画に明示するものとする。

第4節 防災訓練に関する事項

- 各計画主体は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。この場合において、他の計画主体等と共同して訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意するものとする。
- また、予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めるものとする。
- 国、地方公共団体等は、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施することを推進計画に明示するものとする。
- 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- 各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。
- この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ・ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ・ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - ・ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - ・ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- 国、地方公共団体は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況

や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとしての確かな判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報の実施方法及びその内容を推進計画に明示するものとする。

- この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮するものとする。
- この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ・ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ・ 正確な情報の入手方法
 - ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ・ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ・ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - ・ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- 地方公共団体は、推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 地方公共団体等は、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。
- また、地方公共団体等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。
- さらに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

第6節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

- 津波避難対策緊急事業計画は、市町村長が作成することとなっており、この場合において南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長）が

地域防災計画において定めることができるとされている「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」は、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間とする。このうち、基本的な方針においては、市町村における津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を記載するものとする。また、目標及びその達成期間は、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

- 南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）は、南海トラフ法第7条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項の推進地域内において第1節に定める者が第1章から第3章までに定める事項を踏まえ、推進計画との整合を図りつつ、第2節、第3節及び第4節に掲げる事項について定めるものとする。

第1節 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者

- 南海トラフ法第7条第1項の規定に基づき、対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者については、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、水深30cm以上の浸水が想定される区域において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成15年政令第324号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者とする。
- 関係都府県知事は、対策計画の作成が円滑かつ速やかに行われるよう、対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に対し、津波浸水想定に係る情報を周知するなど必要な措置を講じるものとする。

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

1 各計画において共通して定める事項

(1) 津波に関する情報の伝達等

- 第5章第2節2(1)に準ずる。

(2) 避難対策

- 各計画主体は、津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときは、避難対象地域にある施設等に勤務する職員、作業員その他施設等に入出入りする者の的確な避難を行うため、避難場所、避難経路、その他津波からの円滑な避難の確保のため必要な対策について明示するものとする。
- また、円滑な避難の確保のため、必要な安全確保対策を行う場合については、第5章第2節2(2)に準ずる。

(3) 応急対策の実施要員の確保等

- 津波からの円滑な避難を確保するための応急対策の実施に必要な要員については、(1)に定める伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら具体的な要員

の確保を図るものとする。この場合において、所要要員の不時の欠員に備え代替要員を考慮するものとする。

- 応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置するものとする。この場合において、当該組織の内容等を具体的に定めるものとする。

2 個別の計画において定める事項

(1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

ア 津波警報等の顧客等への伝達

- 各計画主体は、津波警報等を受けた場合に、それぞれその施設に出入している患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、当該津波警報等を伝達する方法を明示するものとする。この場合、次の点に留意するものとする。
 - ・ 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。
 - ・ 顧客等が適切な避難行動をとり得るよう避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討すること。
- なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し、伝達する方法を明示するものとする。

イ 顧客等の避難のための措置

- 各計画主体は、顧客等の避難誘導方法及び避難誘導実施責任者を対策計画に明示するものとする。

ウ 施設の安全性を踏まえた措置

- 各計画主体は、中・高層の建築物に存するまたは入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。

(2) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

- 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他

周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、各計画主体は、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、第5章第2節2(2)を踏まえ、対策計画に具体的に明示するものとする。

- この場合において、対策計画に定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものとする。

(3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

ア 津波警報等の旅客等への伝達

- (1)アに準ずる。ただし、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法についても、対策計画に具体的に明示するものとする。

イ 運行等に関する措置

- 鉄道事業、軌道事業については第5章第2節2(5)ウ(ウ)に準ずる。
- 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、港湾施設に被害が生じた場合及び津波による危険が予想される場合においては、出航の中止、目的港の変更又は運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領を定め、これを対策計画に明示するものとする。
- 一般乗合旅客自動車運送事業については、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を、対策計画に明示するものとする。

(4) 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

- 各計画主体は、避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。
- この場合において、要配慮者の避難誘導について配慮するものとする。

(5) 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

- 水道事業については、第5章第2節2(5)イ(ア)に準ずる。
- 電気事業については、第5章第2節2(5)イ(イ)に準ずる。
- ガス事業については、第5章第2節2(5)イ(ウ)に準ずる。
- 通信事業については、第5章第2節2(5)イ(エ)に準ずる。
- 放送事業については、第5章第2節2(5)イ(オ)に準ずる。

(6) その他の施設又は事業関係

- 鉱山については、構内作業員に対する津波警報等の伝達の方法及び伝達後の避難等の行動について、対策計画に具体的な実施内容を明示するものとする。

- 貯木場については、平常時及び地震発生時の貯木に対する流出防止措置を対策計画に具体的に明示するものとする。
- 地震発生時の防止措置においては、第5章第2節2(2)を踏まえ、津波が到達するまでの時間を考慮して作業員の避難等安全措置に配慮するものとする。
- 危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る。）については、当該事業の用に供する敷地に入出入する観客に対する津波警報等の伝達の方法及び観客の避難誘導等とすべき措置について、対策計画に具体的な実施内容を明示するものとする。
- また、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、対策計画に具体的に明示するものとする。
- 道路については、第5章第2節2(5)ウ（ア）に準ずる。
- 工場等で勤務人員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し又は出入する者に対する津波警報等の伝達方法及びこれらの者の避難のための措置について、その具体的内容を対策計画に明示するものとする。

第3節 防災訓練に関する事項

- 第5章第4節に準ずる。なお、地方公共団体や防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めるよう留意するものとする。

第4節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- 第5章第5節に準ずる。

首都直下地震対策特別措置法 概要

資料3-2-1

首都直下地震緊急対策区域の指定 〔内閣総理大臣〕 〔中央防災会議に諮問・答申〕

資料3-2-1

【緊急対策推進基本計画】〔閣議決定〕

資料3-2-3

- ・首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項
- ・地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 等

行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画等

地方緊急対策実施計画の作成等

○行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画(政府業務継続計画)

〔閣議決定〕

資料3-2-4

- ・政府及び各行政機関の業務の継続に関する事項
- ・行政中枢機能の一時的代替に関する事項等

※国会及び裁判所は、緊急対策推進基本計画を考慮して、上記に準じた所要の措置を講ずる

○地方緊急対策実施計画

〔緊急対策区域を含む都県知事〕

- ・石油コンビナート等の改築、補強
- ・木造密集地域対策
- ・帰宅困難者対策
- ・ライフラインの確保 等

○住民防災組織の認定

〔緊急対策区域を含む都県知事〕

首都中枢機能維持基盤整備等地区における特別の措置

特定緊急対策事業推進計画等

○首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定 〔内閣総理大臣〕

資料3-2-3(別添)

○首都中枢機能維持基盤整備等計画の作成 〔当該地区を含む地方公共団体〕

- ・ライフライン等の基盤整備事業に関する事項
- ・首都直下地震が発生した場合の滞業者等の安全確保に関する事項 等

※地方公共団体、国、事業実施者等からなる首都中枢機能維持基盤整備等協議会の協議が必要

内閣総理大臣の認定

○首都中枢機能維持基盤整備等計画に係る特別の措置

- ・開発許可の特例 等

○特定緊急対策事業推進計画の作成

〔緊急対策区域を含む地方公共団体〕

内閣総理大臣の認定

○特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

- ・避難施設等についての建築基準法上の用途制限の緩和
- ・補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続きの特例

地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練、広域的連携協力体制の構築、財政上の措置等

首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図る

首都直下地震対策特別措置法の今後の流れについて

平成25年度

<地域指定関係>

- ・首都直下地震緊急対策区域
- ・首都中枢機能維持基盤整備等地区

<計画立案作業>

- ・緊急対策推進基本計画
- ・行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（政府業務継続計画）

11月29日 法律公布

12月27日 法律施行

1月17日 中央防災会議
（緊急対策区域指定の諮問）

1月22日 都県向け説明会・市町村向け説明会 開催

- ・指定に向けた各種調整
 - 一関係都県への意見聴取
 - 一関係都県から関係市町村への意見聴取

- ・内閣府における基本計画案
実施計画案 の作成

3月28日

- ・中央防災会議：緊急対策区域指定の答申
- ・閣議決定：基本計画・実施計画の決定
- ・内閣総理大臣：緊急対策区域・首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定

平成26年度

地方公共団体による各種計画の作成等

- ・地方緊急対策実施計画：関係都県知事作成
- ・首都中枢機能維持基盤整備等計画
 - ：関係地方公共団体作成、総理大臣認定（関係省庁同意）
- ・特定緊急対策事業推進計画
 - ：特定地方公共団体作成、総理大臣認定（関係省庁同意）

各種計画に基づく事業の実施

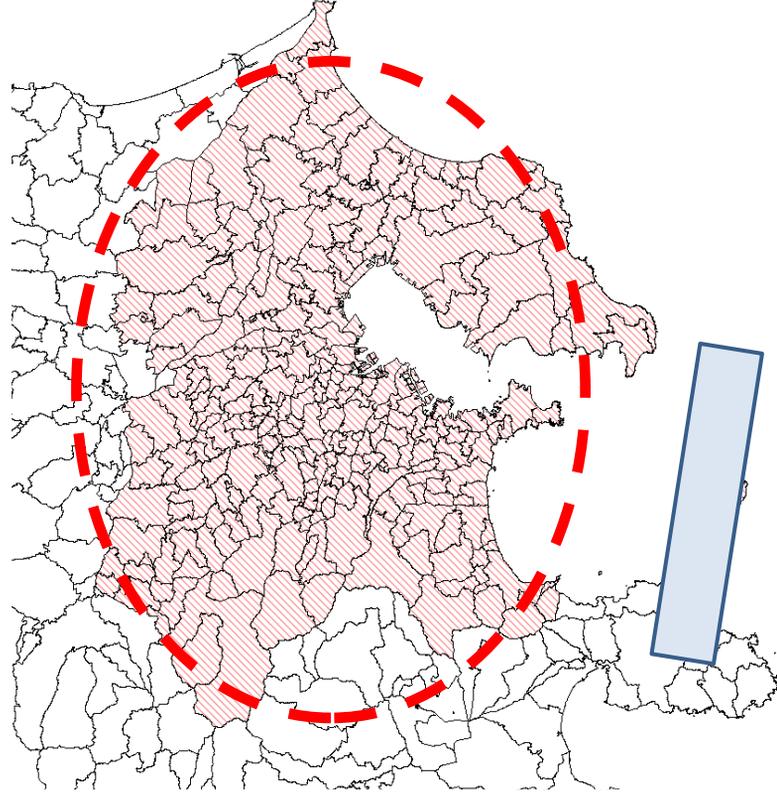
対象とする地震

M7クラスの首都直下地震

発生確率: 約70%

⇨ 総合的対策

(耐震化、火災対策)



(相模トラフ沿い)

大正関東地震(M 8.2)

発生確率: 0~2%

⇨ 中長期対策

(街づくり、津波対策)

※ただし、津波ソフト対策はすぐにも実施

東北地方
太平洋沖地震

(日本海溝沿い)

延宝房総沖地震(M 8.5)

東北地方太平洋沖地震に
誘発される可能性がある

発生確率: 7%

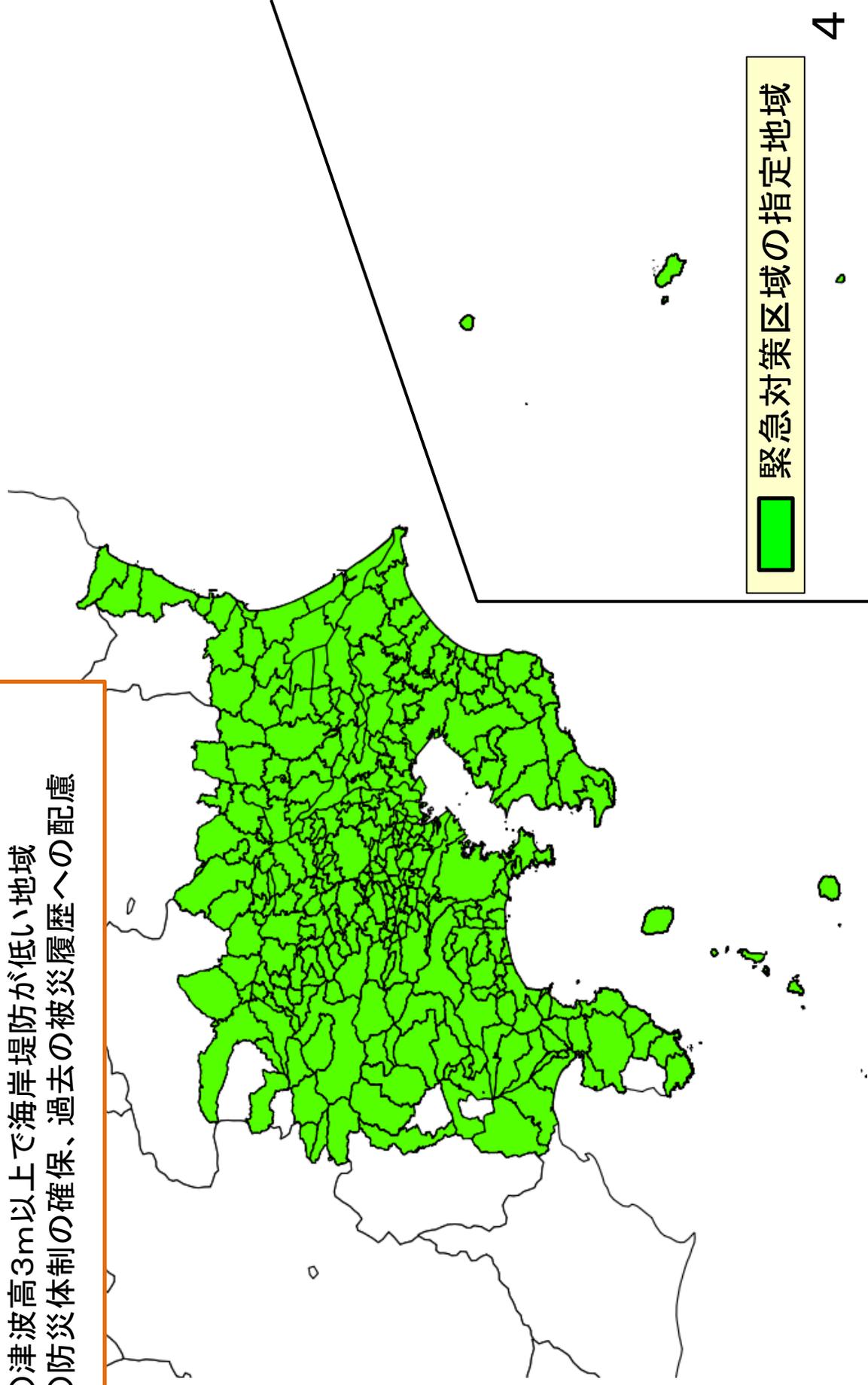
⇨ 津波対策

M8クラスの海溝型地震

首都直下地震緊急対策区域の指定

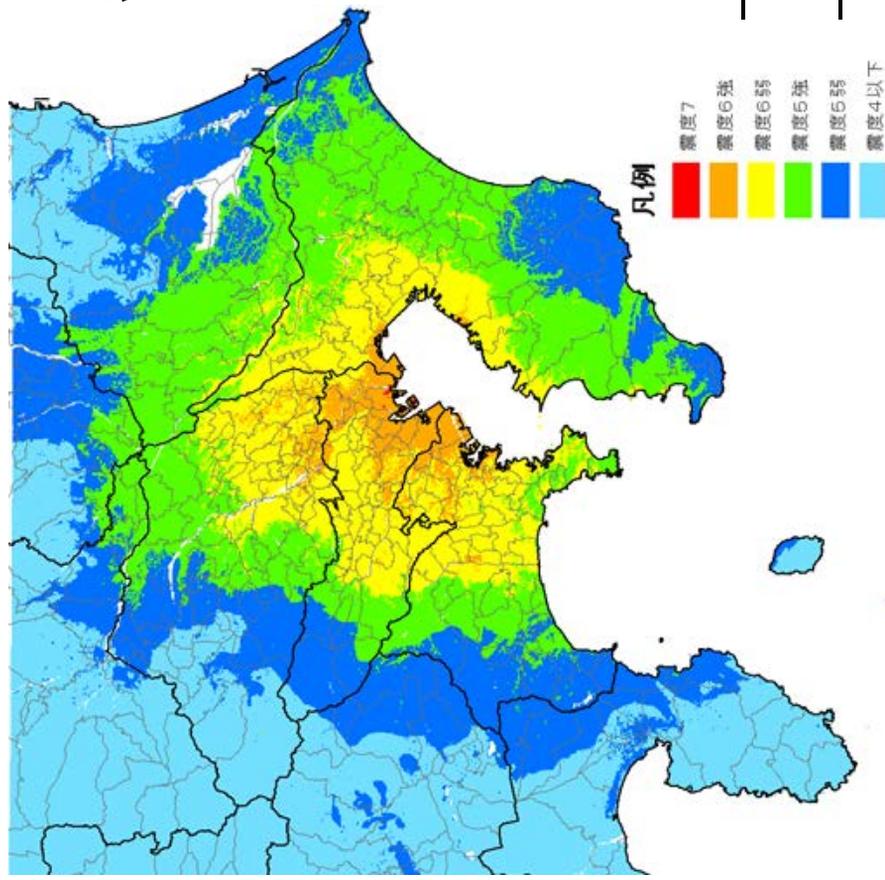
指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



緊急対策区域の指定地域

M7クラスの首都直下地震の被害想定



都区部直下地震

* 東京湾内の津波は小さい(1m以下)

【都心南部直下地震】 M7.3

被害想定(最大値、未対策(現状))

- 全壊・焼失家屋 : 最大 約 61万棟
- 死者 : 最大 約 2.3万人
- 要救助者 : 最大 約 7.2万人
- 被害額 : 約 95兆円

※冬、夕方 風速8m/秒のケース (要救助者の最大は冬、深夜のケース)

震度分布(都心南部直下地震)

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

資料3-2-3

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠

- ・首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ
- ・加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ

○予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能

- ・耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、感震ブレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減



予防対策・応急対策の計画的・戦略的实施

2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

(1)首都中枢機能の確保

- ・首都中枢機能の業務継続体制の構築
- ・首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

(2)膨大な人的・物的被害への対応

- ・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等

(3)地方公共団体への支援等

- ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施

(4)社会全体での首都直下地震対策の推進

- ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え

(5)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- ・外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化

3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1)首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

- ・首都中枢機能及び首都中枢機関 ～ 政治中枢：国会、行政中枢：中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢：中央銀行・企業本社等
- ・首都中枢機能の機能目標 ～ 発災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定
- ・政府全体としての業務継続体制の構築：非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境の確保について緊急対策実施計画に定める。
- ・金融決済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え

(2)首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

- ・政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等

(3)ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・ライフライン及び情報通信インフラの機能目標
- ・施設の耐震化・多重化や早期復旧体制の整備等

(4)緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・交通インフラの機能目標
- ・施設の耐震化や早期の道路啓開、復旧体制の整備等

(5)その他

- ・各主体が業務継続計画を作成・見直し

4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項

4. 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

- ・首都中枢機能維持基盤整備等地区指定の考え方（首都中枢機能の集積状況等を勘案）※別添参照
- ・地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定基準

5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

- ・都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策・災害復旧への備え、住民の協働等の対策等

6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

- ・地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準

7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

(1)首都中枢機能の継続性の確保 → 3. 参照

(2)膨大な人的・物的被害への対応

① 計画的かつ早急な予防対策の推進

- ・建築物、施設の耐震化の推進等
- ・出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等
- ・ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- ・燃料の供給対策
- ・交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- ・その他（集客施設・原子力事業所・石油コンビナート等地区の安全確保等）

②津波対策

③円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- ・災害応急体制の整備
- ・道路啓開と道路交通渋滞対策
- ・市街地火災への対応
- ・救命・救助、災害時医療機能
- ・膨大な数の避難者・被災者
- ・膨大な数の帰宅困難者等
- ・広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保
- ・物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保
- ・的確な情報収集・発信
- ・実践的な防災訓練
- ・多様な発生態様への対応
- ・円滑な復旧・復興

④各個人の防災対策の啓発活動

- ・適切な避難行動、車両の利用抑制、備蓄等

⑤企業活動等の回復・維持

- ・事業継続計画の作成、地域貢献等

(3)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等

- ・施設の耐震化、外国人観光客の避難誘導等

(4)長周期地震動対策（中長期的対応）

- ・高層建築物等への影響等の専門的検討

8. その他

(1)計画の効果的な推進 別途地震防災戦略・応急対策の具体計画を作成

(2)災害対策基本法に規定する防災計画との関係

首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定

〈法第7条第1項関係〉

- 首都中枢機能維持基盤整備等地区は、
 - ・ **首都中枢機能の維持**を図るために必要な基盤の整備
 - ・ **滞在者等の安全の確保**を図るために必要な施設の整備等を緊急に行う必要がある地区

※指定された地区内又は地区の一部を含む地方公共団体は、首都中枢機能維持基盤整備等計画を作成することができる。

- 首都中枢機関の**集積状況、昼夜間人口**を考慮し、下記の4区を首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定
 - ・ 千代田区
 - ・ 中央区
 - ・ 港区
 - ・ 新宿区

- 指定時期：**平成26年3月末**（内閣総理大臣指定）

地方公共団体が作成する各種計画

首都中枢機能維持基盤整備等計画について

- 基盤整備等地区は、首都中枢機関の集積状況等を勘案して指定
- 基盤整備等地区内等の地方公共団体が作成
- 首都中枢機能の維持等に寄与し、円滑かつ確実に実施されるもの等を認定
→ライフラインやインフラ施設の整備等基盤整備事業に係る開発許可等の特例、
備蓄倉庫等の安全確保施設に係る都市再生特別措置法※の適用等
※ 都市再生緊急整備地域外でも、基盤整備等地区内であれば活用可能

地方緊急対策実施計画について

- 緊急対策区域内等の都県知事が作成
- 計画には、区域・目標・計画期間・必要な対策を記載
- 必要な対策は、集客施設の安全確保、建築物の耐震化、災害応急対策の備え、住民等の協働などについて幅広く記載

特定緊急対策事業推進計画について

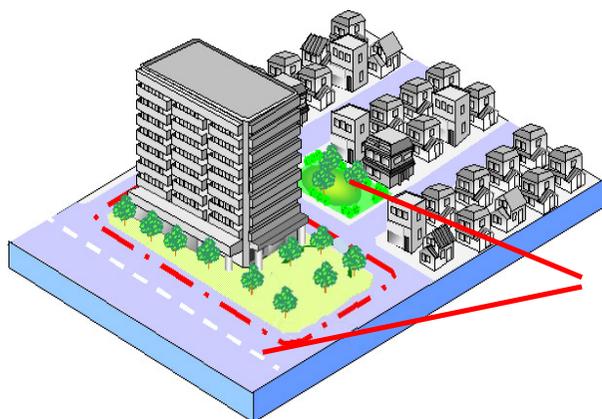
- 緊急対策区域内等の地方公共団体が作成
- 首都直下地震対策の推進に寄与し、円滑かつ確実に実施されるもの等を認定
→避難施設等についての建築基準法の特例、補助金等交付財産の処分制限に係る承認の手続の特例

地方公共団体が作成する計画に基づく特別の措置 ～活用イメージ～

首都中枢機能維持基盤整備等計画

○開発許可の特例、土地区画整理事業の認可の特例、市街地再開発事業の認可の特例

(例) 公共施設等の整備(道路の拡幅、公園の整備等)



まちづくりと併せた
緊急輸送のための道路の拡幅
・公園の整備

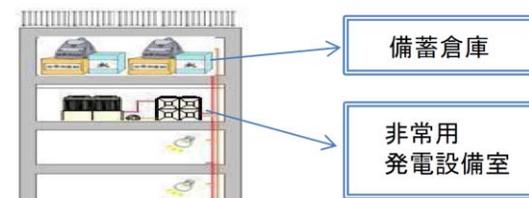
○道路の占用の許可基準の特例

(例) 緊急輸送確保のための看板・標識の設置



○都市再生特別措置法の適用

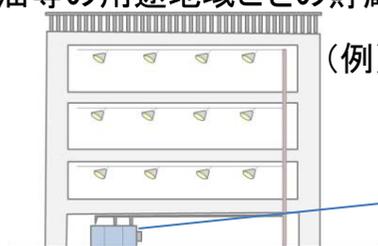
(例) 容積率規制の緩和により、
備蓄倉庫・非常用発電設備室等の設置



特定緊急対策事業推進計画

○建築基準法の特例

→重油等の用途地域ごとの貯蔵量制限の緩和



(例) 制限を超える重油等の燃料の
貯蔵により災害時の発電が可能

重油等の燃料

○補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

→補助金等を受けた様々な施設を交付の目的以外の目的に使用

(例) 廃校を避難場所・備蓄倉庫等に転用



避難場所

備蓄倉庫

【首都中枢機能の維持のために実施すべき施策】

- 行政中枢機能 - 非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境の確保等

➡ 詳細は、「**政府業務継続計画**」で定める

- 経済中枢機能 - 金融決済機能の継続性確保、企業BCPの作成等

- ライフラインや交通インフラ等の維持

- 耐震化、多重化、機能の早期回復



主な施策 ～建築物等の耐震化

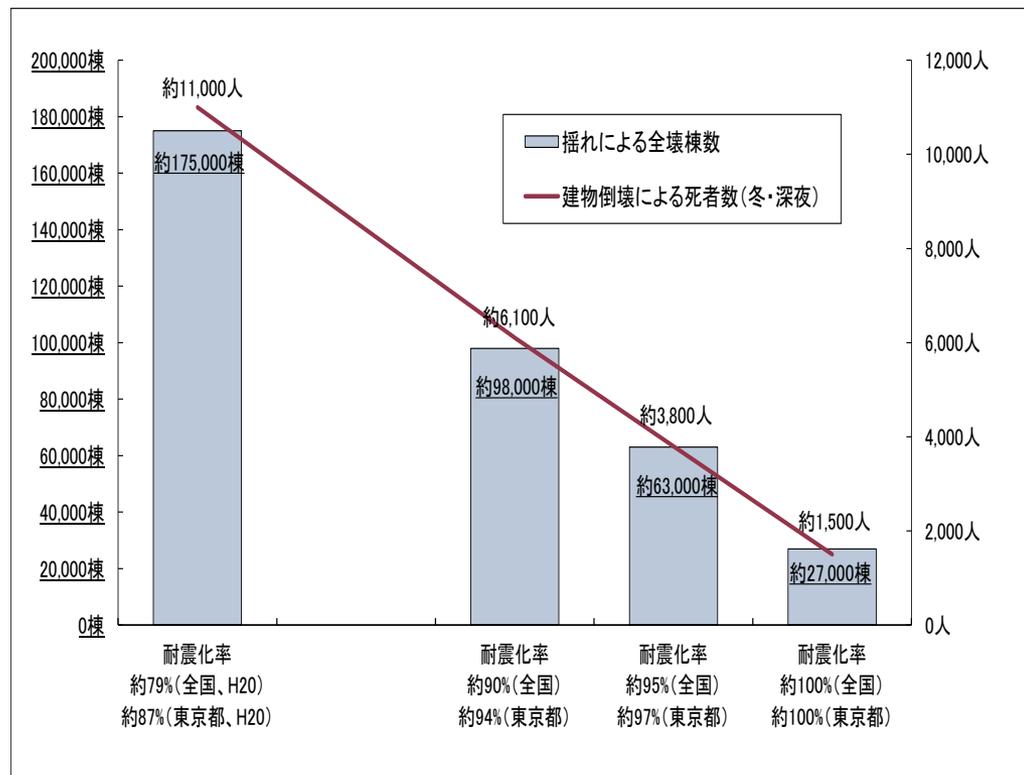
耐震化の推進による
建物被害の軽減

耐震化率を全国レベル90%
全壊棟数 と 死者数

⇒ 約5割減

耐震化率を100%
全壊棟数 と 死者数

⇒ 約9割減



※耐震基準に適合していても、経年劣化した建物では全壊する可能性がある。

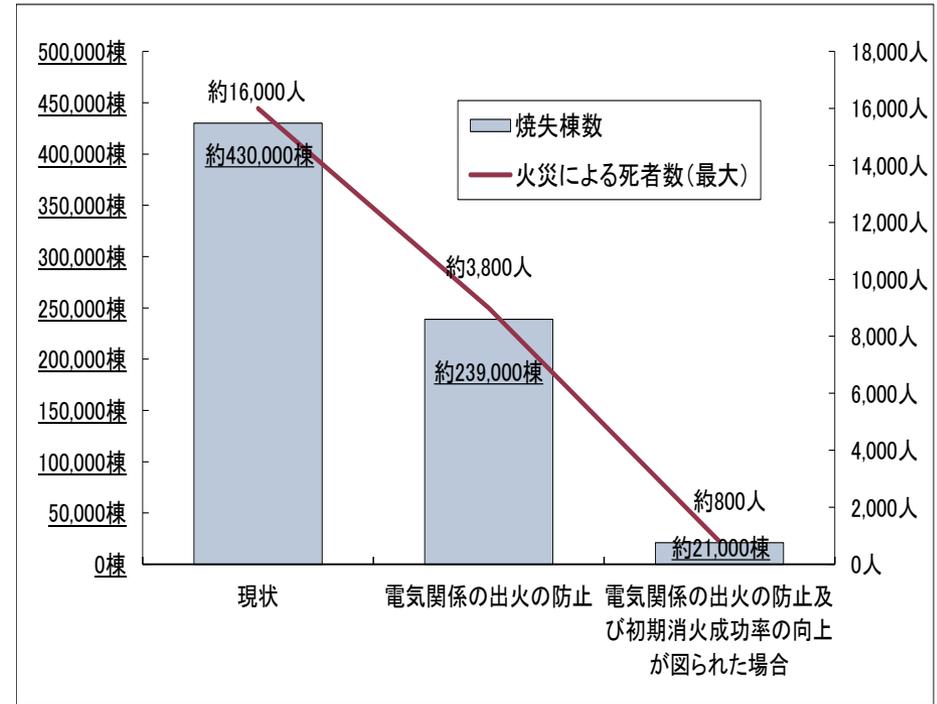
○あらゆる対策の大前提として、多数の者が利用する**建築物**や
応急対策活動拠点となる公共施設等の**耐震化**の強力な推進

○ライフライン、交通インフラ等の**耐震化**、発災時の速やかな**機能回復** 2

主な施策 ～火災対策

出火防止対策等の強化による 火災被害の軽減

- 感震ブレーカー等の設置による
電気出火の防止
焼失棟数 ⇒ 約 5割減
- 上記とあわせて
初期消火成功率の向上等
⇒ 9割以上減



○感震ブレーカー等の設置による電力を速やかに
停止する措置の推進など**出火防止対策**の実施



○**初期消火成功**のため、地域防災力向上、防火設備確保

○**延焼防止**のための都市づくり(木造住宅密集市街地の解消等)

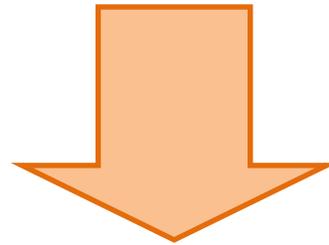
主な施策 ～一人でも多くの命を救うための災害応急体制の整備

- 各機関が実施すべき応急対策活動や防災拠点等を定める「**具体計画**」を作成し、体制を構築
- たゆまぬ**訓練の実施**など体制の整備
- 地方公共団体間の相互応援協定の締結促進など**広域的な応援体制の充実・強化**



主な施策 ～ 道路啓開と道路交通渋滞対策

発災時には、深刻な道路交通麻痺が発生し、消火活動、救命・救助活動等に著しい支障が生じるおそれ



- 最適な道路啓開のための優先順位付け、調整の仕組み構築
- 一般車両の規制・誘導や放置車両の円滑な処理

主な施策 ～ 膨大な数の被災者・避難者・帰宅困難者等への対応

- 救命・救助、災害時医療体制の強化
- ホームページやSNS等の活用を含めた的確な情報提供
- 膨大な数の避難者等へ対応するための避難所の環境整備、自宅避難者の生活環境確保、広域避難の枠組み構築
- 一斉帰宅の抑制、一時収容促進、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保など帰宅困難者対策の実施

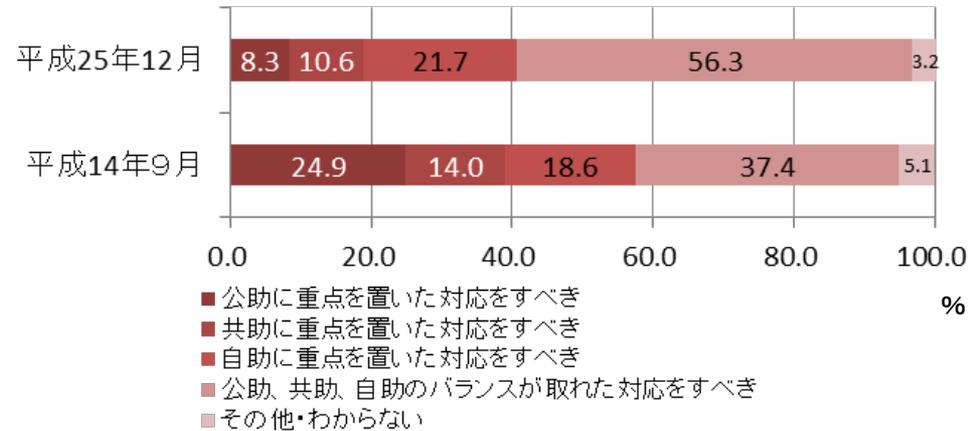


主な施策 ～ 社会のあらゆる構成員が連携した自助・共助・公助による備え

○住民は**初期消火、車両の利用自粛、備蓄**(最低3日間、推奨1週間)などに努める

○企業等は**BCPの作成、地域防災力への貢献**に努める

＜公助、共助、自助のバランスを重視する回答が増加＞



主な施策 ～ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

○使用施設等の耐震対策、**外国人観光客等の避難誘導**の取組促進

○位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項の規定に基づく「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」として作成

○構成

第1章 総則 ⇒ 本計画の基本的な事項

第2章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

(1) 首都直下地震発生時における対応

⇒ 発災後における政府の初動体制の確立、非常時優先業務の実施等

(2) 政府の業務継続への備え

⇒ 政府の業務継続のための事前の準備

第3章 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

⇒ 代替拠点の取扱い

○目的

- 本計画は、首都直下地震発生時における
 - 政府として業務を円滑に継続するための対応方針、
 - これに必要な執行体制、執務環境等を定めることにより、
 - ① **首都中枢機能を維持し、**
 - ② **国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化**することを目的とする。



○各省庁の業務継続計画との関係

- 中央省庁は、本計画に基づき、業務継続計画を作成

○被害想定

- **首都直下地震対策検討WG**が想定する震度分布や被害様相を念頭に、
より過酷な被害様相を想定

- ① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、**1週間継続**
- ② 下水道の利用支障は、**1か月継続**
- ③ 地下鉄の運行停止は、**1週間継続**。JR及び私鉄の運行停止は、**1か月継続**
- ④ 主要道路の啓開には、**1週間を要する**。

なお、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用不能となることも想定

第2章(1) 首都直下地震発生時における対応①



＜首都直下地震発生＞

迅速な初動体制の確立

- 各閣僚、中央省庁の幹部等は、速やかに参集
- 初動体制を迅速に確立し、情報の収集・分析等を実施

対処基本方針の策定

- 災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）を策定

非常時優先業務の実施

- 政府必須機能に該当する非常時優先業務を実施

情報の発信

- 国内外に向け、的確に情報発信

第2章(1) 首都直下地震発生時における対応②

【政府必須機能と非常時優先業務】

政府必須機能	発災直後～概ね3日目	概ね3日目～1週間
①内閣機能	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報の収集・分析、重要政策の方針決定、総合調整等を実施 ▶ 国内外に向け、情報を的確に発信 	
②被災地域への対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者の生命・身体の安全確保を最優先 <ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急、医療、消火活動、○緊急輸送活動、○避難者や帰宅困難者等の安全確保、○避難所への物資の供給確保 等 ▶ 被災地域の混乱の回避 <ul style="list-style-type: none"> ○遺体収容、○社会秩序維持、○ライフライン施設の応急復旧 等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者の生活再建支援 <ul style="list-style-type: none"> ○広域避難の支援、○応急仮設住宅の建設支援 ▶ 被災地域の秩序の回復 <ul style="list-style-type: none"> ○被災地域全体の物資の供給確保、○保健衛生・防疫・遺体の埋火葬、○廃棄物処理、○教育機会の確保
③金融・経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 金融システムへの信頼を喪失しないよう、金融機能の安定を確保 <ul style="list-style-type: none"> ○金融決済の確保、○証券市場等の公正な取引の確保、○外為相場の安定 ▶ 被災地域外で、被災地域の経済活動の停滞による重要物資の不足や価格高騰等の異常な事態に対処 <ul style="list-style-type: none"> ○買占め防止等による物価の安定、○電力供給の増強の要請、○重要物資の増産等の要請、○サプライチェーンの復旧支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災地域外で、被災地域の経済活動の停滞の広域・長期化を回避する代替措置を支援 <ul style="list-style-type: none"> ○サプライチェーンの再構築の支援、○停滞している物流、商流の再編支援
④国民の生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災地域に災害対応要員が派遣される中で、被災地域外での業務体制を再編し、国民生活との関連性の高い公共サービスを維持 <ul style="list-style-type: none"> ○消防・救急体制の確保、○医療体制の確保、○気象予報、警報、○情報通信、放送の維持 等 	
⑤防衛、安全、秩序維持	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 秩序混乱に乗じた武力攻撃、犯罪、治安悪化等のおそれがある中、我が国の安全保障の確保、国民の生命・身体・財産の保護 <ul style="list-style-type: none"> ○防衛・警備、○暴動等鎮圧・テロ防止、○犯罪捜査・逮捕・留置、○出入国管理 等 	
⑥外交処理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平常時にも増して外国政府等との連携協力が必要となる中で、良好な外交関係を維持、在外邦人の権利等を保護 <ul style="list-style-type: none"> ○外交政策の実施、○外国政府等との交渉・協力、○在外邦人の生命・身体等の保護、○旅券発給、査証 等 	



【概ね1週間以降】引き続き被災地の災害応急対策を実施。また、業務体制を回復させながら、通常業務を実施

(注)主に被災地域を対象とする業務については、②に記載している。

第2章(2) 政府の業務継続への備え

非常時優先業務

- 本計画の非常時優先業務等を各省庁の業務継続計画に定める。
- 厳しめの基準に基づく参集可能要員を踏まえ、非常時優先業務を精査

1週間、外部から庁舎に補給なしで、交代で非常時優先業務を実施できる体制を目指す。

執行体制

- 社会全体の業務継続体制の構築
 - 内閣府及び内閣官房を中心に政府全体の連携体制を構築
 - 各省庁は、地方公共団体、関係機関、民間事業者等との連携体制を構築
- 参集要員の確保等
 - 中央省庁の庁舎に参集できる職員数を調査
 - 交代要員等を勘案し、参集要員を確保
- 緊急的な権限委任の措置
- 職務代行者の選任



執務環境

- 庁舎の耐震安全化等
- 電力の確保
 - 非常用発電設備を設置し、燃料を1週間程度確保
- 通信・情報システムのバックアップの確保
- 物資の備蓄
 - 食料、飲料水、簡易トイレ等を参集要員の1週間分、参集要員以外の3日分程度の備蓄
- 代替庁舎の確保
 - 庁舎が使用不能となる場合を想定し、代替庁舎を確保



教育・訓練、評価及び計画の見直し (PDCA)

1. 代替拠点への移転

- 総理大臣官邸が使用できない場合、①内閣府(中央合同庁舎第8号館※)、②防衛省、③立川広域防災基地の順序に従い移転し、体制を整備(官邸機能が回復した場合には、速やかに官邸に戻る。)

※中央合同庁舎第8号館が使用できるようになるまでの間は、中央合同庁舎第5号館



(立川広域防災基地)

2. 各省庁の代替庁舎への移転

- 各省庁は、庁舎の使用が困難な場合、代替拠点に移転した場合等に、代替庁舎に移転

3. 今後の検討課題

- 更に過酷事象における東京圏外の政府の代替拠点の在り方等を検討

首都直下地震緊急対策推進基本計画

平成26年3月28日
閣議決定

【 目 次 】

はじめに	1
1 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項 . . .	2
(1) 首都直下地震対策の対象とする地震	2
(2) 緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義	2
① 首都中枢機能の障害による影響	2
② 巨大過密都市を襲う膨大な被害	3
2 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に 実施すべき施策に関する基本的な方針	6
(1) 首都中枢機能の確保	6
① 首都中枢機関の業務継続体制の構築	6
② 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持	6
(2) 膨大な人的・物的被害への対応	7
① あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策	7
② 深刻な道路交通麻痺対策等	7
③ 膨大な数の避難者・帰宅困難者等	8
(3) 地方公共団体への支援等	8
(4) 社会全体での首都直下地震対策の推進	9
(5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応 ...	9
3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する 事項	10
(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項 ...	10
① 首都中枢機能及び首都中枢機関	10

② 首都中枢機関の機能目標	10
③ 首都中枢機関が講ずべき施策	11
ア 政府全体としての業務継続体制の構築	11
イ 金融決済機能の継続性の確保や企業の事業継続のための取組 ..	12
(2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における 当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項	12
① 行政中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項等	12
② 経済中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項	13
(3) ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事 項	13
① ライフライン及びインフラの機能目標	13
② ①に掲げるライフライン及びインフラの機能目標を果たすための対 策.....	14
(4) 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施 策に関する基本的な事項	15
① 交通インフラの機能目標	15
② ①に掲げる交通インフラの機能目標を果たすための対策.....	15
(5) その他	17
4 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する 基本的な事項	18
(1) 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定について	18
(2) 基盤整備等計画の認定について	18
5 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項	19
(1) 地方緊急対策実施計画の目的	19
(2) 地方緊急対策実施計画の記載事項	19

(3) 地方緊急対策実施計画に基づき実施すべき首都直下地震対策 ...	20
(4) その他	
	23
6 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項	24
(1) 特定緊急対策事業推進計画の認定基準	24
7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置	25
(1) 首都中枢機能の継続性の確保	25
(2) 膨大な人的・物的被害への対応	25
① 計画的かつ早急な予防対策の推進	25
② 津波対策	30
③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	30
④ 各個人の防災対策の啓発活動	37
⑤ 企業活動等の回復・維持	38
(3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等	38
(4) 長周期地震動対策（中長期的対応）	39
8 その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項	40
(1) 計画の効果的な推進	40
(2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係	40

はじめに

首都地域は、政治中枢や行政中枢、あるいは経済中枢といった首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集している。このような首都地域において、大きな地震が発生した場合、広域的な災害応急対策に不可欠な政治・行政中枢機能や、我が国の経済中枢機能などの首都中枢機能の継続性の確保が課題となる。また、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものになると予想され、その軽減策の推進は、我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題である。

このため、政府においては、平成 17 年 9 月に中央防災会議で決定された首都直下地震対策大綱に基づき、諸施策を講じてきたところである。しかしながら、平成 23 年 3 月に発生し、甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を受け、首都直下地震対策について、地震モデルから改めて見直しを行い、被害発生についてあらゆる可能性を直視し、より厳しい事態を想定することが必要となった。そこで、中央防災会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、地震モデルと首都直下地震対策の検討を行い、平成 25 年 12 月に「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」を取りまとめた。

このような中で、平成 25 年 11 月に首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号。以下「法」という。）が制定され、同年 12 月に施行された。

本計画は、法第 4 条に規定する「首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策の推進に関する基本的な計画」（以下「緊急対策推進基本計画」という。）として、上記の検討を踏まえ、首都中枢機能の維持を始めとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定めることにより、円滑かつ迅速な首都直下地震対策を図ることを目的とするものである。

なお、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）において、国の計画は、国土強靱化に関する部分は国土強靱化基本計画を基本とするとされており、本計画も、国土強靱化に関する部分については、「人命の保護が最大限図られる」等の国土強靱化に関する基本目標を踏まえ、作成しているものである。

1 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

(1) 首都直下地震対策の対象とする地震

南関東地域では、二百年から四百年の間隔で、相模トラフ沿いのプレート境界を震源断層域とするマグニチュード（以下「M」という。）8クラスの大規模な地震が発生してきた。また、過去四百年ほどの記録では、この大規模な地震の前に浅い地盤やプレート内などを震源断層域とするM7クラスの地震が複数回発生している。前者のタイプの地震で最も新しいものが大正関東地震であり、したがって、このようなM8クラスの地震に関しては、当面発生する可能性は低いと考えられる。一方、後者のタイプのM7クラスの地震は、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかわからないが、切迫性は高く、発生した場合には甚大な被害をもたらすことが想定される。

このため、本計画においては、首都直下地震の当面の脅威に対する地震対策を講ずる対象を、切迫性の高いM7クラスの地震とする。また、M8クラスの大正関東地震タイプの地震に関しては、当面発生する可能性は低いが、M7クラスの地震対策がM8クラスの地震対応にもつながるものであり、これを着実に進めることで対策を講じるとともに、中長期的な対応が必要な地震として位置付けるものとする。

また、津波対策の対象としては、東北地方太平洋沖地震の震源域の南側に震源断層域が位置し、同地震に誘発される可能性があると考えられる延宝房総沖地震タイプの地震と、当面発生する可能性は低いが、百年先頃に発生する可能性が高くなっていると考えられる大正関東地震タイプの地震による津波を対象とする。

(2) 緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義

首都直下地震により想定される被害の特徴は、「首都中枢機能の障害による影響」と「巨大過密都市を襲う膨大な被害」の二点であり、これらの被害を軽減するため、緊急対策区域（法第3条に規定する緊急に首都直下地震対策を推進すべき区域をいう。以下同じ。）において緊急対策（首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策をいう。以下同じ。）の円滑かつ迅速な推進を図り、首都直下地震発生時に少しでも被害を軽減させることが必要である。

① 首都中枢機能の障害による影響

首都地域には、我が国の政治、行政及び経済の中枢を担う機関が高度に集積しており、首都直下地震の発生により、これらの中枢機能に障害が発生し

た場合、災害応急対策に大きな支障を来すおそれがある。加えて、我が国全体の国民生活や経済活動に支障が生じるほか、海外にも影響が波及することが想定される。

政府機関等の業務継続に支障が生じた場合には、情報の収集・分析が円滑に行われず、災害対策を講じるに当たっての政治的措置の遅延が生じたり、政府の緊急災害対策本部等からの指示や調整等が円滑に実施されないなど、消火活動や救命・救助活動が遅れ、多くの人命が危険にさらされたり、膨大な数の被災者への対応や首都居住者の生活、企業活動等に大きな支障が生じるおそれがある。また、我が国の経済社会の状況や被害等について国内外に正確な事実を知らせることができなければ、得てして、被害の状況が過剰に捉えられるなど、国内外に社会的混乱を招くおそれもある。

経済面では、首都地域には重要な金融決済機能や大企業の本社等の拠点が集中しており、首都直下地震の発生により、資金決済機能や株式・債券の決済機能等の支障に加え、災害応急対策・災害復旧に必要な物資等を提供する企業活動等に支障を来すおそれがある。加えて、首都地域は我が国の生産、サービス及び消費の中心地であり、企業本社機能等のほか、生産規模の小さな中小企業や、オンリーワン企業も数多く、オフィスや店舗等の耐震化も十分でないことから、首都地域のみならず全国の経済活動の停滞を招くおそれがある。さらに、湾岸地域等を中心に集積しているプラントや工場等が被災し、サプライチェーンが寸断されることにより、国内外の企業等の生産活動等に甚大な影響を及ぼすことになるものであり、まさに、我が国全体の経済の行方を左右すると言っても過言ではない。

以上のように、首都中枢機能の障害は、首都直下地震のもう一つの特徴である「膨大な人的・物的被害の発生」をさらに拡大させるおそれがあり、また、震災後の混乱を長期化させるおそれがある。

これらの被害の特徴を踏まえれば、首都中枢機能の継続性を確保するための体制の構築が必要不可欠であり、このために講ずべき緊急対策は、以下のとおりである。

- 首都中枢機関の業務継続体制の構築
- 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

② 巨大過密都市を襲う膨大な被害

首都地域は、人口や建築物が密集しており、首都直下地震が発生した場合、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものとなると予想される。

震度6強以上の強い揺れの地域では、特に都心部を囲むように分布している木造住宅密集市街地等において、老朽化が進んでいたり、耐震性の低い木造家屋等が多数倒壊するほか、急傾斜地の崩壊等の発生や、余震等による土砂災害の拡大による家屋等の損壊で、家屋の下敷きによる死傷等、多数の人的被害が発生することが想定される。

地震発生直後から、火災が連続的、同時に多発し、深刻な道路交通渋滞による消火活動、救命・救助活動の難航等により、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に大規模な延焼火災に至り、家屋被害と人的被害が拡大することが想定される。

膨大な数の負傷者の発生に対しては、道路交通の麻痺と相まって、医師、看護師、医薬品等が不足し、十分な医療ができない可能性がある。また、家屋が被災したり、停電や断水等ライフラインが途絶した住宅の人々、生活物資が不足した人々等が大量に避難所へ避難することが想定されるとともに、膨大な数の帰宅困難者が発生することが想定される。

このほか、被災地域内の道路の被災と深刻な交通渋滞で被災地域への物資搬入が滞ることによる深刻な物資不足、火力発電所の停止による電力供給量の減少による電力供給の不安定化、発災直後の携帯電話・固定電話の音声通話の大幅規制、メールの遅配等による情報収集や伝達機能の大幅な低下などが想定される。

以上のように、膨大な人的・物的被害の発生は、我が国の存亡に関わるものであるが、例えば、一定の条件下において、建物の耐震化率を100%にした場合、全壊棟数と死者数が約9割減少し、感震ブレーカー等の設置による出火防止対策や初期消火成功率の向上等により焼失棟数と死者数が9割以上減少すると試算されているほか、経済被害についても、建物の耐震化率を100%とし、感震ブレーカー等の設置による出火防止対策や初期消火成功率の向上を図った場合に約5割減少すると試算されており、予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策を講ずることにより、その被害は大きく減少させることができる。

これらの被害の特徴を踏まえれば、被害を未然に防ぐための予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策の備えを計画的・戦略的に進め、“地震に強いまち”の形成を図ることが必要不可欠であり、このために講ずべき緊急対策は、

- あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策
- 深刻な道路交通麻痺対策等
- 膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策

に重点を置き、被害の絶対量を軽減する計画的かつ早急な事前防災対策と、

一人でも多くの命を救うための迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えを行うものとする。

このほか、「自助」「共助」「公助」による社会全体での首都直下地震対策の推進及び2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応を行う。

2 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

首都直下地震対策については、「1（2）緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義」で示したとおり、首都中枢機能の確保と膨大な人的・物的被害への対応を二つの柱とし、以下の施策を緊急対策として展開していく必要がある。

（1）首都中枢機能の確保

首都中枢機能の継続性の確保のためには、政治、行政又は経済の各中枢機能を担う機関において、首都直下地震発生時においてもその機能を途絶させることがないように、業務継続体制を構築するとともに、これを支えるライフラインやインフラの機能を継続させるための体制構築が必要である。

① 首都中枢機関の業務継続体制の構築

首都直下地震発生時においては、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する必要がある。また、経済中枢機能の担い手である中央銀行や金融機関、首都地域に集積する企業等においては、金融決済機能や企業本社機能等を維持することが必要である。このため、政府は、「3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項」及び法第5条に基づく行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（以下「実施計画」という。）の定めるところにより、政府全体としての業務継続体制の構築、政府の業務継続のための執行体制の整備及び執務環境の確保を図るとともに、企業等においては、金融決済機能の継続性の確保や企業等の事業継続のための施策を進める。企業等の事業継続性を確保することは、首都地域のみならず全国の経済活動の停滞を回避するために極めて重要である。企業等は、サプライチェーンの寸断は国内外の企業の生産活動等に甚大な影響を及ぼすこと、通勤困難が発生することを視野に入れ、事業継続計画（BCP）の作成と見直しを継続的に実施する必要がある。

さらに、最悪の事態を想定し、首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合の一時的な代替拠点の確保についてあらかじめ検討しておくこととする。

② 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

電気・上下水道・ガスといったライフライン、情報通信インフラや交通インフラは、首都中枢機能の継続性確保のために必要不可欠な基盤である。これらのライフラインやインフラについて、耐震化、多重化等を図るとともに、

災害発生時には、首都中枢機関への供給に関わる部分を優先的に復旧させるよう、ライフラインやインフラの機能の維持に係る施策を進める。

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

首都直下地震が発生した場合の膨大な人的・物的被害や経済被害を減少させるため、計画的かつ早急な予防対策を推進するとともに、一人でも多くの命を救うための迅速かつ円滑な災害応急対策を講じるための備えを図るものとする。

① あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策

膨大な人的・物的被害に対応するためには、都市計画の根本に“防災”を置き、地震発生前から地震発生時の被害量を軽減するためのミティゲーション策（減災対策）に計画的に取り組み、“地震に強いまちづくり”を進めることが重要である。

特に、建築物の被害は、首都直下地震発生時の死者発生のも因であり、さらに火災の延焼、避難者の発生、救命・救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもある。膨大な被害量をできる限り減少させるため、あらゆる対策の大前提として、国、地方公共団体等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する。

また、首都地域は、木造住宅密集市街地が広域的に連担していることから、極めて大規模な延焼被害や同時多発の市街地火災が発生することが想定される。このため、危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消に向けた取組を引き続き推進しつつ、被害を最小限に抑えるため、感震自動消火装置等を備えた電熱器具の普及などの出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、常備消防の充実などの消火活動体制の強化を推進する。

さらに、ライフライン及びインフラについて耐震化・多重化等を進めるとともに、人命に関わる重要施設に係るものについて優先的に復旧できるよう、復旧体制を強化するなど、計画的かつ早急な予防対策を推進する。

② 深刻な道路交通麻痺対策等

首都直下地震発生時には、瓦礫の散乱、電柱の倒壊等に加え、放置車両の発生等が相まって深刻な道路交通麻痺が発生し、消火活動、救命・救助活動等に著しい支障が生じることが想定される。また、木造住宅密集市街地等における大規模な延焼火災、多数の負傷者や自力脱出困難者等の発生も想定される。これらに対応していくためには、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施

するための体制を構築することが必要である。

特に、深刻な道路交通麻痺は、消火活動、救命・救助活動、医薬品や食料・水、燃料等の物流、ライフラインの復旧などあらゆる震災対策を行う上で最大の障害となるものであり、道路交通の確保に向けて早急な対策を講ずるものとする。

また、一人でも多くの命を救うためには、首都直下地震特有の被害を想定しながら、応急対策のための行動を綿密にシミュレートし、できる限り具体化しておくことが必要であり、この検討を踏まえた災害応急対策のための備えを行うものとする。

③ 膨大な数の避難者・帰宅困難者等

首都地域は、極めて高度に人口が集積しており、首都直下地震により、延焼拡大する火災から避難する人や、家屋が倒壊したり、停電や断水等ライフラインが途絶した人が避難所に大量に移動することが見込まれ、避難所の不足、混乱等が生じることが想定される。

このため、避難所の確保や食料・飲料水等の備蓄、衛生環境の確保、避難所の運営マニュアル等の明確化などを図る必要がある。特に、首都地域においては、自力での災害対応が困難な要配慮者だけでも膨大な数に上るため、要配慮者への対応を優先することが必要である。

また、首都地域への通勤者や来訪者も膨大な数に上るため、災害時に膨大な数の帰宅困難者が発生することが想定される。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するとともに、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等の取組を推進する。

さらに、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供等の体制を整備しておくことにより、膨大な被災者の応急住宅需要に対応する。

(3) 地方公共団体への支援等

首都直下地震の発生による首都中枢機能の障害や、膨大な人的・物的被害に対応するためには、国と地方公共団体が緊密に連携して被害の軽減に取り組むとともに、発災時には、広域かつ甚大な被害に対応するため、国や地方公共団体間の連携による広域的かつ一体的な応急対応が円滑に行われる体制を構築する必要がある。

また、認定基盤整備等計画や地方緊急対策実施計画等の法に基づく計画に位置付けられた事業等、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む首都直

下地震対策について、法第 36 条等の趣旨も踏まえ、国が支援することが必要であり、首都直下地震に関する調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言その他の必要な支援を行う。

(4) 社会全体での首都直下地震対策の推進

膨大な量の被害に対しては、災害対策の主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）と国・都県との連携による対応の強化・充実は不可欠であるが、行政による公助だけでは限界がある。「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた防災対策の重要性については、国民の意識も高まっているところであり、社会のあらゆる構成員が連携しながら総力を挙げて対処しなければならない。特に、首都地域における膨大な人・物の集積は、一つ一つの被災が災害対応需要となり、その膨大な集積が首都直下地震への対応を困難なものにすることから、適切な避難行動、自動車の利用の自粛、必要な水・食料等の備蓄といった各個人が実施すべき防災対策を啓発することが必要である。また、各企業等においても、社会に与える影響の大きさを勘案し、事業継続のための備えを行うとともに、多くの企業従事者等が帰宅困難者という意識を持つのではなく、救助活動や被災者支援等、地域の防災の担い手として活動すること、また、他の帰宅困難者の一時滞在施設を提供することなど、地域の一員としての地域社会への貢献が望まれるものであり、国等はそのための環境整備を行うことが必要である。

このように、社会全体で「自助」「共助」「公助」により首都直下地震の被害の軽減に向けた備えを実践することを推進する。

(5) 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向け、日本国民及び世界各国からの来訪者が安心して同大会に参加・観戦できるよう、首都地域の防災対策に万全を期することが必要である。このため、同大会で使用する施設の耐震化や、外国人観光客の避難誘導の取組等を強化する。

3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

① 首都中枢機能及び首都中枢機関

首都中枢機能は、首都地域における政治、行政、経済等の中枢機能をいい、これらの機能の枢要部分を担う機関を「首都中枢機関」とし、以下のとおりとする。

ア 政治中枢：国会

イ 行政中枢：内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本省等の中央組織（以下「中央省庁」という。）、東京都庁並びに駐日外国公館等

ウ 経済中枢：金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等、首都地域に集中する企業の本社等

首都中枢機能の維持のためには、首都中枢機関及びこれらを支えるためのライフラインやインフラなどの機能の維持のための対策を講じる必要がある。

② 首都中枢機関の機能目標

首都中枢機能は、特に発災直後においても、途絶することなく継続性が確保されることが求められる。各々の首都中枢機能が果たすべき役割に着目し、発災直後においても最低限果たすべき機能目標を以下のように設定する。

ア 政治中枢機能

発災直後から、国会と各機関との連絡手段を確保し、必要な政治的措置が執れる環境を整備する。

イ 行政中枢機能

中央省庁は、被災地域における被災者の保護を行い、被災地域の混乱の回避を図るとともに、国民経済上の混乱を回避するために必要な措置を講じるほか、公共サービスの確保・提供を行う。さらに、我が国の存立に不可欠な防衛、公共の安全と秩序の維持及び外交の処理を中断なく実施できる環境を整備する。

東京都庁は、首都中枢機能の存する地域の行政機関として、ライフラインやインフラの復旧など首都中枢機関の機能の維持を図るとともに、被災地域における被災者の保護、被災地域の混乱の回避、公共サービスの確保・提供等を行う。

各国の駐日外国公館等は、首都地域に居住する自国民への対応や海外か

らの支援窓口等の役割を担っている。我が国においては、国境を越えた経済社会活動が拡大する中で在日・訪日外国人が増加しており、災害時でも外国人が安全を確保できるようにするための防災情報の伝達や避難誘導等の施策を講ずることはもとより、駐日外国公館等に適切な情報提供を行うなどにより、安否確認等に協力するとともに、できるだけ早期に、本国との連絡が可能となる環境を整備する。

ウ 経済中枢機能

中央銀行及び主要な金融機関等は、地震が発生しても、必要な要員が参集し、必要に応じてバックアップへの切替を行うこと等により、重要な金融決済機能を地震発生当日中に復旧させる体制を整備する。また、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすようにする。

また、企業の本社等は、災害応急対策・災害復旧に必要な物資等を提供する企業活動等に支障を来さないような体制を整備するとともに、我が国の経済活動の停滞を最小限に留めるように努めるものとする。

③ 首都中枢機関が講ずべき施策

ア 政府全体としての業務継続体制の構築

首都直下地震発生時には、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する業務継続体制を構築する必要がある。

首都直下地震発生時に政府として維持すべき必須機能は次の(ア)から(カ)までに掲げるものであり、政府は、これに該当する非常時優先業務（首都直下地震発生時に優先的に実施する業務をいう。以下同じ。）を円滑に実施することができるよう、必要となる執行体制及び執務環境を確保するものとし、その詳細は実施計画において定めるものとする。

(ア)内閣機能

(イ)被災地域への対応

(ウ)金融・経済の安定

(エ)国民の生活基盤の維持

(オ)防衛及び公共の安全と秩序の維持

(カ)外交関係の処理

各府省等は、実施計画に基づき、上記の6つの機能に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める業務継続計画を作成するものとする。また、東京都においても、業務継続

計画を作成するものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所についても、政府に準じた措置を講じるなど、その機能の維持を図るための施策が必要であり、政府は、国会等における検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

イ 金融決済機能の継続性の確保や企業の事業継続のための取組

経済中枢機能の担い手である企業等においては、金融決済機能の継続性の確保や企業等の事業継続のための取組に努める必要がある。中央銀行や主要な金融機関等においては、分野全体としての事業継続の確保対策が比較的進んでおり、今後とも、強靱な事業継続体制を構築する取組の継続を目指すものとする。また、金融中枢機能を構成する市場等との連携強化を図るとともに、ライフライン事業者、インフラ事業者等の協力を得ながら、実践的な発災対応訓練等の継続的な実施を目指すものとする。

首都地域に集中する企業の本社等においては、自社製品の供給が途絶した場合における社会的影響の大きさ等を勘案しながら、事業継続計画（BCP）の作成及び事業継続マネジメント（BCM）を進めるとともに、非常用発電設備及び必要な燃料の確保、通信手段の確保、データのバックアップ等の必要な対策を講じることにより、首都直下地震発生時においても本社機能や提供する商品、サービスの供給等が維持されることを目指すものとする。

(2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

① 行政中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項等

首都直下地震が発生した場合、首都中枢機能が障害を受けるおそれがあり、こうした中で政府が業務を継続できるよう、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用できなくなるという最悪の事態を想定し、政府の代替拠点についてあらかじめ検討する必要がある、その詳細は実施計画において定めるものとする。

各府省等においても、実施計画に基づき、庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替庁舎を確保するものとし、これに係る必要事項を当該各府省等の業務継続計画に定めるものとする。

なお、政治中枢機関（国会）や裁判所においても、万一の事態に備え、東京で国会の機能や司法機能が果たせない場合における対応を検討する必要がある。

あり、政府は、その検討に資するよう、政府における取組状況の情報提供等を行うものとする。

② 経済中枢機能の維持のための一時的な代替に関する事項

企業等は、本社又は自社の中枢機能を担っている拠点について、これらの施設が被災により使用不能となる場合を想定して、代替拠点を確保することが必要であり、同時に被災しない拠点を代替拠点として確保することに努めるとともに、これに係る必要事項を企業等の事業継続計画（BCP）に定めるよう努めるものとする。

（３）ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項

電力、上水道等のライフラインや、情報通信インフラは、首都中枢機能の継続性確保のために必要不可欠な基盤である。これらのライフラインやインフラの機能目標及びこれを果たすための対策は以下のとおりである。

① ライフライン及びインフラの機能目標

首都中枢機能の継続性確保のため、これを支えるライフライン及びインフラについて、発災後３日間程度での復旧を念頭に置いて、以下のとおり果たすべき機能目標を定める。

○ 電力

電力は、情報通信、照明等への動力の提供等の役割を担う。このため、以下に示す首都中枢機関の重要設備は電力の供給を途絶させないようにする。

ア 国会の設備（情報通信施設等）

イ 中央省庁の設備（情報通信施設、災害応急対策支援システム等）

ウ 金融決済業務設備（情報通信施設、日銀ネット、全銀システム、証券決済システム等）

また、仮に停電した場合でも、上記の首都中枢機関の重要設備の電力を１日以内に供給できるようにする。

○ 上水道

上水は、各種機器の冷却水等の役割を担う。このため、速やかに首都中枢機関の重要な機器（非常用電源装置、電算機等）の稼働に必要な冷却水が利用できるようにする。

○ 下水道・ガス

下水道・ガスは、復旧に１か月以上を要する可能性もあるが、できるだ

け早期の復旧を目指すものとする。

○ 放送

放送は、災害時の被災状況や国として重要なアナウンスを国内外に伝達する役割を担う。このため、発災から1時間以内に被害速報を放送し、1日以内には国内外への重要なアナウンスを放送する。さらに、その後、引き続き被害状況や復旧状況を放送できるようにする。

○ 無線

中央防災無線は、首都中枢機能の継続性確保を図るために重要な役割を担う連絡手段である。このため、発災直後においてもその利用に支障がないよう機能を確保する。

○ 電話・衛星通信

中央防災無線の他にも、衛星通信など多様な通信手段を確保する必要がある。特に災害時優先電話回線は寸断させないようにする。

○ インターネット

インターネットは、被害の状況や災害対策の活動状況等を情報提供する役割を担う。このため、首都中枢機関から重要情報を継続的に発信できるようにする。

② ①に掲げるライフライン及びインフラの機能目標を果たすための対策

○ ライフライン

電力及び上水道のライフライン事業者は、首都中枢機関への供給に関わるライフラインの多重化と施設の耐震化や液状化対策等を進める。この際、道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝の整備を推進する。また、災害発生時に首都中枢機関への供給に関わるライフライン施設が万が一被災した場合には、優先的に復旧する。

下水道やガスについても、首都中枢機関における災害応急対応等に重要な役割を果たすものであり、引き続き、耐震化や液状化対策等を推進する。発災時には、他のライフラインの復旧作業との関係等により、復旧に1か月以上を要する場合も想定されるが、できるだけ早期の復旧を目指す。

○ 情報通信インフラ

電気通信事業者は、首都中枢機関に関わる情報インフラ拠点施設として、電話局、電話線、サーバ等の耐震化、多重化を図る。また、停電に備えた非常用電源設備を整備するとともに、これに必要な燃料の備蓄を行う。災害発生時には、首都中枢機関の利用する情報通信インフラ施設が万が一被災した場合には、優先的に復旧する。

(4) 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

道路、港湾、空港、鉄道等の交通インフラは、首都中枢機能の継続性確保のために必要な人員・物資の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。これらの交通インフラの機能目標及びこれを果たすための対策は以下のとおりである。

① 交通インフラの機能目標

首都中枢機能の継続性確保のため、これを支える交通インフラについて、発災後3日間程度での復旧を念頭に置いて、以下のとおり果たすべき機能目標を定める。

○ 道路

道路は、災害対策要員や資機材の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。このため、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間については、道路橋の被災、沿道建築物の倒れ込み、渋滞等による通行障害が発生しても、1日以内に緊急自動車等の通行機能を確保できるようにする。

○ 航空

航空は、国内外からの閣僚等の参集や緊急を要する人員・物資の輸送のため、または被害状況の迅速な把握のための基盤として重要な役割を担う。このため、1時間以内に空港の被災状況の確認を行い、その後順次、応急復旧を実施した滑走路等により運用を開始する。

○ 港湾

港湾は、緊急物資の海上輸送基盤としての役割を担う。このため、緊急物資輸送に対応した岸壁等については1日以内に利用できるようにする。

○ 鉄道

鉄道は、政府の災害対策要員や企業本社等の従業員などの輸送基盤としての役割を担う。このため、鉄道は、地下鉄の運転再開に1週間程度を要すると見込まれるが、できるだけ早期の復旧を目指すものとする。

② ①に掲げる交通インフラの機能目標を果たすための対策

道路管理者、空港管理者、港湾管理者、鉄道事業者等は、地震による機能の低下を最小化するため、施設の耐震化・老朽化対策や、各インフラ管理者が連携した総合啓開等の取組を推進するものとする。また、その機能目標を

果たすため、以下の対策を実施する。

○ 道路

道路管理者は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間について、重点的に橋梁の耐震補強を実施する。また、首都圏における環状道路の整備等により、災害時における代替性を考慮した道路ネットワークの多重化を推進する。道路啓開については、道路管理者は、緊急交通路、緊急輸送道路等につき、発災後速やかに一体的かつ状況にあわせた最適な道路啓開を実施するため、各機関が結んでいる建設会社等との災害協定の運用に当たって、優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う枠組等を構築するよう努める。

発災時には、都県警察は、緊急交通路を指定して交通規制を行うとともに、道路管理者等は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間について、状況に応じて優先的な道路啓開、復旧作業を行う。

○ 航空

空港管理者は、滑走路等の耐震化、液状化対策を進める。また、国及び空港管理者は、航空保安業務に係る施設の耐震化、多重化を図る。地方公共団体においては、臨時ヘリポートを開設する候補地を検討する。

発災時には、国、空港管理者、地方公共団体は、速やかな飛行場の応急復旧、臨時ヘリポートの開設を行う。また、航空運送事業者は、要人、災害対策要員の優先的輸送を行う。

○ 港湾

国及び港湾管理者は、緊急物資等の海上輸送基盤としての役割を担う岸壁や航路沿いの護岸等の耐震化を図る。特に、東京湾内の港湾機能や航路の維持については、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）の活用や緊急物資輸送用の耐震強化岸壁の整備、東京湾における一元的な海上交通管制の構築を進めるとともに、東京湾内の航路啓開実施体制のほか、災害発生時の代替輸送ルートの確保や代替港湾の利用のための体制の構築等について関係者と検討、調整しておくものとする。

発災時には、国及び港湾管理者は、首都中枢機能の継続性確保のため、護岸等の倒壊等により閉塞した航路等について状況に応じ優先的な啓開、復旧作業を行う。

○ 鉄道

鉄道事業者は、鉄道施設の復旧に当たり、各路線の被災状況や復旧の見込み、広域的な需要等を勘案しながら、ネットワーク全体として円滑かつ

効率的に復旧作業や運行の再開が行えるような方策、枠組について検討しておくものとする。

発災時には、鉄道は、地下鉄の運転再開には1週間程度を要すると見込まれるが、できるだけ早期の復旧を目指す。

(5) その他

首都中枢機能の維持のためには、東京都を始め関係機関が有機的に連携・協力することで、首都直下地震発生時においても業務の継続体制を確保することが必要である。このため、中央省庁は実施計画等に基づき、また、東京都は、実施計画等を参考に、業務継続計画を作成し、継続的に見直しを図るものとする。また、首都中枢機関以外の国の機関においても、業務継続計画の作成等により、業務継続体制の確保を図るとともに、業務継続計画の実効性を確保するため、必要な資源の確保、定期的な教育・訓練等の実施、訓練等を踏まえた計画の見直しを行うものとする。加えて、国は、地方公共団体等の防災関係機関についても、同様に業務継続体制の確保を図るよう、助言や情報提供等を行うものとする。

4 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

(1) 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定について

首都中枢機能維持基盤整備等地区は、政治、行政、経済等の首都中枢機能を担う各機関の集積状況、昼夜間人口等を勘案し、緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な待避施設、備蓄倉庫等の整備等を緊急に行う必要がある地区を指定することとする。

(2) 基盤整備等計画の認定について

基盤整備等計画の法第8条第10項の認定に関する具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 緊急対策推進基本計画に適合するものであること（第一号基準）

基盤整備等計画の内容が、本計画の各項目の内容と適合していることをもって判断する。

② 当該基盤整備等計画の実施が首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであると認められること（第二号基準）

当該基盤整備が首都中枢機能の維持に寄与するものであること又は当該施設整備等が滞在者等の安全の確保に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第三号基準）

基盤整備事業等について、

ア 事業等の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと

イ 首都中枢機能維持基盤整備等協議会等において、事業等の実施主体又は実施が見込まれる主体と十分に調整がなされ、計画の内容について協議が調っていること

ウ 事業等の実施スケジュールが明確であること

をもって判断する。

5 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

首都直下地震対策については、政治・行政・経済等の首都中枢機能や、人口や建築物等が極めて高度に集積している首都地域の特性に鑑み、特に、都市機能が集積した地域において、耐震化と火災対策、道路交通麻痺対策、膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策が重要である。また、M7クラスの地震は、どこで発生するかわからないため、これ以外の地域においても、建築物の耐震化等の予防対策、災害応急体制の整備・訓練等を着実に実施することが必要である。さらに、M8クラスの大正関東地震タイプの地震へは中長期的に対応すべきものであるが、建築物等の耐震化等のM7クラスの地震対策は、M8クラスの地震対応につながるものであり、M7クラスの地震対策を着実に進めるものとする。

津波対策については、延宝房総沖地震タイプの地震が発生した場合、千葉県、茨城県の太平洋側等で、大正関東地震タイプの地震が発生した場合、神奈川県、千葉県等での津波の発生が想定されており、津波の浸水が想定される地域においては、津波対策を着実に実施することが必要である。

(1) 地方緊急対策実施計画の目的

地方緊急対策実施計画は、関係都県知事が、地域の実情を勘案し、地方公共団体自らの判断によって様々な首都直下地震対策を計画的に推進することを目的としたものである。

(2) 地方緊急対策実施計画の記載事項

地方緊急対策実施計画には、以下の事項を記載する。

① 地方緊急対策実施計画の区域

計画の対象とする区域を具体的に記載するものとする。

② 地方緊急対策実施計画の目標

計画に位置付けた事業等の実施により達成すべき目標について、可能な範囲で定量的な目標を含め、具体的に設定するものとする。

③ 地方緊急対策実施計画の期間

計画に位置付けた事業等の実施に要すると見込まれる期間を計画の期間とする。計画期間については、同計画が首都直下地震に備え、緊急に講ずべき対策を定めるものであることに鑑み、あまり長期間とならないよう、概ね5か年以内の計画期間となるようにする。事業が完了するまでに長期間必要になるなどにより、5か年以上の計画期間を設定する際にも、計画

作成から5か年の間に行うべき事業等を明らかにするなど、早期に実施すべき対策が明確になるよう留意する。

④ 首都直下地震対策のうち必要なもの

(3)において示す首都直下地震対策のうち、当該地域において必要なものを位置付ける。

(3) 地方緊急対策実施計画に基づき実施すべき首都直下地震対策

地方緊急対策実施計画に位置付けて、実施すべき主な対策は以下のとおりである。なお、同計画には、計画の作成主体である関係都県が実施する対策のほか、市町村や事業者など、関係都県以外の者が実施する対策についても、当該関係者と調整、同意を得た上で位置付けることが可能であり、対策を実施する際の役割分担を明確にして、計画に位置付けるよう努めるものとする。

また、地方緊急対策実施計画は、地域の判断と創意工夫によって作成されるものであることから、以下に掲げる対策のうち、当該地域にとって緊急に推進することが必要な対策を選択して位置付けることで差支えない。

① 地震防災上緊急に実施する必要があるもの

ア 高層建築物、地下街、駅等不特定多数の者が利用する施設・エレベーター等の設備の安全の確保

高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等、不特定多数の者が利用する施設において、施設・設備の耐震化、火災防止対策、落下物防止対策及びエレベーター等の設備の安全対策の推進などを記載する。

イ 工場、事業場等の集積地や石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所等の改築・補強

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく対策や、災害発生時の消防の即応体制の強化、避難体制の整備などを記載する。

ウ その他緊急に整備すべき施設等

道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラの耐震化やネットワークの構築、河川・海岸堤防の耐震化など、緊急に対応が必要な施設等の整備を記載する。

② 建築物等について地震防災上実施する必要があるもの

ア 建築物の耐震化

住宅その他の建築物の耐震診断、耐震改修、建て替えの促進、緊急対応が必要な密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化、様々な応

急対策活動や避難所となり得る公共施設等の耐震化と数値目標の設定等を記載する。

イ 建築物の不燃化、延焼の防止等の火災の発生の防止及び被害の軽減
建築物の不燃化の促進や、地域における初期消火の成功率の向上、消火活動体制の充実等の延焼の防止対策を記載する。

ウ 延焼の防止、避難路の確保等街区の整備
緊急避難場所等として機能する公園等のオープンスペースの確保や河川の整備、避難路の整備、危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消、無電柱化の取組など、延焼の拡大を防ぐ火災に強い都市づくり、まちづくりの推進について記載する。

エ 住居内の安全の確保
屋内に設置された家具等の固定を促進するなど、居住空間内の安全確保について記載する。

オ 土砂災害、地盤の液状化
土砂災害危険箇所等の把握や発災時の緊急点検・調査及び応急対策の実施体制の整備、急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策、人家周辺等の治山対策、ライフライン施設及びインフラ施設並びに臨海部等の軟弱地盤地域の液状化対策など、土砂災害、地盤の液状化対策等を記載する。

③ 災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施のために必要なもの

ア 被災者の救難及び救助の実施
救命・救助活動のための要員の確保・育成や必要資機材の配備、活動拠点の確保等の体制の充実などを記載する。また、緊急交通路、緊急輸送道路等の優先的な道路啓開、交通規制、復旧作業等について記載する。

イ 医療の提供
災害医療情報の共有化、地域における医療活動体制の構築、医薬品等必要物資の備蓄など、災害時に大量の発生が予測される重傷者等への医療の提供について記載する。

ウ 滞在者等に対する支援
帰宅困難者等を支援する飲料水、トイレ、情報等を提供する設備の確保や、一時滞在施設の確保、外国人観光客を始めとする来訪者への的確な情報提供、膨大な避難者等への対応、避難所の設置・運営など、滞在者・避難者等に対する支援について記載する。

エ 電気、ガス、水道等の供給体制の確保
電気、ガス及び上下水道のライフライン設備の多重化、施設の耐震化、液状化対策の推進などライフラインの供給体制の確保につい

て記載する。また、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設や首都中枢機関への供給確保方策を記載する。

オ 災害応急対策・復旧に必要な物資の流通の確保

早期の道路啓開のほか、災害発生時の代替輸送ルートの確保等による緊急輸送機能の維持、避難所、医療施設、ライフライン等の重要施設の非常用電源のための優先的な燃料の確保などを記載する。

カ 通信手段の確保

情報インフラの重点的な耐震化や、携帯電話の基地局における非常用電源の確保（燃料の確保を含む。）などを記載する。

キ ボランティアの活動環境の整備

災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターの活動を支援するなど活動環境の整備について記載する。

ク 海外からの支援の円滑な受入れ

外国からの救援部隊を始め、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）の円滑な受入れについて、国、地方公共団体が連携した体制の整備等を記載する。

ケ 応急仮設住宅の建設用地の確保等

応急仮設住宅の建設用地として、様々な用途の土地の活用も視野に入れ、利用可能な用地をリスト化することや、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供体制等応急住宅需要への対応について記載する。

コ 災害廃棄物の一時的な保管場所の確保等

災害廃棄物の適切な処理のため、仮置場として利用可能な空地のリスト化、最終処分場の確保、災害廃棄物の広域的な連携を含めた事前計画の策定などについて記載する。

④ 住民等の協働による防災対策の推進

行政が、住民等が、揺れから身を守ることや、適切な避難行動をとるために求められる各人の行動について必要な啓発活動等を行うなど、住民等の協働について記載する。

また、法第 23 条に定める住民防災組織制度は、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織のうち、被害の軽減に効果的な活動を行っている組織を、関係都県知事が認定するものであり、必要に応じ、住民防災組織制度の活用についても記載する。

⑤ 防災訓練の実施

首都直下地震の特殊性を十分考慮した、各機関の事業継続の確保に係る

訓練、広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練などを記載する。

⑥ 地震防災に関する技術の研究開発

耐震・免震・制震技術や、安全な火気器具等について、地震防災に関する新たな技術の研究開発の促進などを記載する。

⑦ 津波対策

津波対策については、東北地方太平洋沖地震の震源域の南側に位置し同地震に誘発される可能性が高い延宝房総沖地震タイプの地震により津波の浸水が想定される千葉県、茨城県の太平洋側等においては、海岸堤防等の整備や津波避難からの避難体制の充実などを記載する。また、大正関東地震タイプの地震は当面発生する可能性が低いものの、この地震により津波の発生が想定される神奈川県、千葉県等においては、避難訓練の実施等のソフト対策を記載する。併せて、中長期的視野に立ち、海岸堤防等の整備、津波避難ビル等の整備、避難路の確保等についても必要なものを記載する。

⑧ その他

①～⑦に掲げる対策と一体となって推進するものや、犯罪の予防等の社会秩序の維持に関するもの、災害時の情報収集・伝達に関するものなど、①～⑦以外で地域の特性に即して、当該地域で必要と認められるものを記載する。また、国や近隣の地方公共団体との広域防災体制の確保についても記載する。

(4) その他

地方緊急対策実施計画については、首都地域における地域防災計画のうち、地震防災対策に係る部分と内容の多くが重複する場合が考えられる。地方緊急対策実施計画の作成に当たっては、当該計画を作成する地方公共団体の地域防災計画のうち、該当する部分を引用して地方緊急対策実施計画として定めるなど、地域防災計画の内容を活用して定めることで差支えない。

6 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特定緊急対策事業推進計画の認定基準

特定緊急対策事業推進計画の法第 24 条第 8 項の認定に関する具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 緊急対策推進基本計画に適合するものであること（第一号基準）

特定緊急対策事業推進計画の内容が、本計画の各項目の内容と適合していることをもって判断する。

② 当該特定緊急対策事業推進計画の実施が当該特定緊急対策事業推進計画の区域における首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進に寄与するものであること（第二号基準）

特定緊急対策事業推進計画に位置付けた事業が、首都直下地震防災対策に寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第三号基準）

特定緊急対策事業推進計画に位置付けた事業について、

ア 事業の主体が特定されているか、又は特定される見込みが高いこと

イ 地震防災対策推進協議会等において、事業の実施主体又は実施が見込まれる主体と十分に調整がなされ、計画の内容について協議が調っていること

ウ 事業のスケジュールが明確であること

をもって判断する。

7 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

政府は、緊急対策区域において、以下に掲げる事項について、地方公共団体、公共機関、事業者等様々な主体と連携した対策を実施するとともに、これら主体による地震防災対策を促進することで、首都直下地震の発生に備えた地震防災対策を推進するものとする。

(1) 首都中枢機能の継続性の確保

国は、首都中枢機能の継続性の確保を図るため、「3 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項」に記載したところにより、地震防災対策を推進する。

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

① 計画的かつ早急な予防対策の推進

ア 建築物、施設の耐震化の推進、家具等の固定

国〔警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省〕、都県、市町村等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する。特に、木造住宅密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物、オフィス、店舗、ホテル、旅館等不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に重点的に取り組む。

耐震化を促進する環境整備のため、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、補助制度や税制等の支援策の活用促進により、住宅を始めとする建築物の耐震診断、耐震改修、建て替えを促進するとともに、耐震化に向けた定量的な目標の設定、耐震診断の義務化や所管行政庁による耐震診断結果の公表等を実施する。

また、庁舎、災害応急対策活動の拠点施設、学校、病院、公民館、駅等、様々な応急対応活動や避難所となり得る公共施設等の耐震化及び耐震化に向けた定量的な目標の設定、天井脱落防止対策等の取組を継続する。

さらに、家具や家電製品、事務機器等の固定、ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、ビルの窓ガラスの落下に伴う被災防止等、建築物内外における安全確保を推進する。

イ 出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等

国〔内閣府、消防庁、経済産業省〕、都県、市町村及び関係事業者は、電気等に起因する火災の発生を抑制するため、感震自動消火装置等を備えた電熱器具の普及や、市街地延焼火災の発生の危険性の高い地域を中心として、

大規模な地震発生時に出火の原因となる可能性のある電力供給やガス供給を速やかに停止する措置を含めた出火防止対策を推進する。電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及については、内閣府、消防庁、経済産業省等の関係省庁において、地方公共団体等と連携しつつ、重点的に普及を推進すべき地域の選定、感震ブレーカーの有効性・信頼性を確保するための技術的検討、医療機関等の取扱い等について検討を行い、目標を設定して推進するとともに、住民が自宅から避難する際、ブレーカーを落として避難するよう啓発する。また、国〔消防庁〕、都県及び市町村は、住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。

地域においては、初期消火の成功率の向上が極めて重要であり、国〔消防庁、国土交通省〕、都県、市町村等は、常備消防及び地域防災力の中核となる消防団の充実、自身の安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織の活動体制の充実等による地域防災力の向上、可搬ポンプ等の装備の充実、断水時に利用が可能な簡易なものも含めた防火水槽や防火用水の確保等を推進するとともに、基盤施設の整備が遅れている木造住宅密集市街地での道路拡幅など活動空間の確保を進める。

また、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、延焼被害の抑制のため、緊急避難場所等として機能する公園等のオープンスペースの確保や河川の整備、安全に避難するための避難路の整備等を進めるとともに、住民等に対して、緊急避難場所の位置や避難経路の周知を行う。加えて、建物の不燃化や危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消に向けた取組を継続するなど、避難の安全性の確保と延焼の拡大を防ぐ火災に強い都市づくり、まちづくりを推進する。加えて、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐため、無電柱化の取組を推進する。

さらに、同時多発市街地火災に至った場合を想定し、効果的かつ効率的な消火活動や、避難行動要支援者を含め住民等の円滑な避難誘導を行うため、地方公共団体による要員の育成や資機材の配備、消防団、自主防災組織等による適切な避難誘導體制の強化、消防水利の整備等を促進する。この際、自主防災組織による初期消火が困難となることを踏まえ、避難のための一定の行動指針を設けるなどの備えを促進する。

ウ ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復

電気、水道、ガスを始めとするライフラインは、災害時の救命・救助活動、医療救護及び消火活動等の応急対策活動を効果的に進める上で重要である

ことから、国〔厚生労働省、経済産業省〕、都県、市町村及びライフライン事業者は、これらの機能が寸断することがないように耐震化や液状化対策、多重化、分散化等に取り組む。

通信等の情報インフラについては、国〔内閣府、総務省〕、都県、市町村及び電気通信事業者は、耐震化、多重化、衛星の活用等を進めるとともに、携帯電話の基地局における非常用電源及び燃料の確保等、停電が長時間に及んだ場合にあっても、通信手段を途絶させないための取組を推進する。

下水道施設については、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、震災後の公衆衛生の保全、雨水排水機能の確保等のため、耐震化、液状化対策等を推進する。

これらのライフラインやインフラについては、災害発生時に、特に人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化、多重化等の対応を進めるとともに、優先的に早期に復旧させることができるよう、人材確保や資機材の配備など、復旧体制を強化する。

エ 燃料の供給対策

医療施設や避難所となる学校、ライフライン等の重要施設に迅速に燃料を供給するため、国〔経済産業省〕は、石油事業者等による以下の取組を促進する。

- ・ 製油所の石油製品の生産・入出荷機能の早期回復のための設備の安全対策、非常用発電設備の充実等製品の安定供給機能の確保
- ・ ガソリン等の配送のための会社の枠組みを超えた連携体制の構築
- ・ 医療施設、避難所となる学校や、ライフライン等の重要施設の住所や設備情報の地方公共団体との共有、発災時の供給優先度の設定など迅速な燃料供給への備え
- ・ ガソリンスタンド・LPガス中核充填所における非常用電源等の確保

オ 交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラについて、国〔国土交通省等〕、都県、市町村及び施設管理者は、地震による機能の低下を最小化するため、施設の耐震化、老朽化対策の推進、施設・機能の代替性の確保を始め、以下に掲げる措置を講じ、災害に強い交通ネットワークの整備を進める。

- ・ 道路管理者においては、緊急輸送道路における道路網の耐震補強、首都圏における環状道路の整備等、災害に強い道路ネットワークの整備を進める。また、都県警察においては、道路交通機能の確保に重要な信号機

- の減灯対策を講じる。
- ・ 空港管理者においては、滑走路の耐震化及び都心部におけるヘリポートの確保等航空輸送ネットワークを構築する。
 - ・ 港湾管理者、河川管理者等においては、耐震強化岸壁等の整備、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点との連携、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築及び震災時の輸送路としても活用可能な緊急用河川敷道路、船着場等の整備を行う。ゼロメートル地帯等においては、首都直下地震による河川・海岸堤防等の沈下・損壊による浸水被害等の発生を防止するため、河川・海岸管理者は、堤防等の整備、耐震対策等を推進する。また、河川・海岸管理者は、都県等と連携して、堤防等の復旧計画や浸水地域の排水計画を作成する。
 - ・ 鉄道事業者においては、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送及び各鉄道事業者間の相互連携等の鉄道輸送ネットワークを構築する。なお、鉄道事業者が部分的な復旧、折り返し運転等を行う際には、バス代行輸送の広域的な応援、連絡調整体制等を確保することが必要である。
 - ・ 施設管理者は、災害発生時に、特に、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への移動が可能となるよう、優先的に早期に復旧させるための人材確保や資機材の配備など、復旧体制を強化する。

カ その他の安全確保対策

(ア) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保

国〔消防庁、国土交通省〕、都県、市町村及び関係事業者は、高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等、不特定多数の者が利用する施設の管理者による施設・設備の耐震化、落下物防止対策や、施設管理者及び自衛消防組織による火災防止対策、適切な避難誘導等を促進するとともに、エレベーターの安全対策を推進する。

(イ) 原子力事業所等の安全確保

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安全性の確保に万全を期するものとする。国〔原子力規制委員会（事業所外運搬にあっては原子力規制委員会及び国土交通省）〕は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

国〔原子力規制委員会等〕、都県、市町村及び原子力事業者は、原子力災

害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

（ウ）石油コンビナート等集積地区における安全確保

首都地域の臨海部においては、危険物施設の集積する石油コンビナート等の工場地帯が連なり、その防災対策は、近接する内陸の市街地等に対する被害拡大を防止する上で、重要な課題である。

このため、国〔消防庁、経済産業省、国土交通省等〕、都県、市町村及び関係事業者は、高圧ガス設備の耐震性の確保、護岸等の耐震化、石油コンビナート災害に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の新設等災害発生時の消防の即応体制の強化、避難体制の整備等を推進する。また、発災時において、二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常がみられる場合は関係法令に従って速やかに対処できるよう体制を構築する。

（エ）土砂災害・液状化対策、地域危険情報の開示

国〔農林水産省、国土交通省〕、都県及び市町村は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、急傾斜地崩壊防止施設等の整備といった土砂災害対策や山地災害対策、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、宅地の耐震化を促進する。

また、土砂の崩落などによる道路閉塞の可能性、密集市街地など建築物の倒壊・延焼危険性等を詳細に示した、地震防災ハザードマップの作成・公表、土地取引時の情報開示などを促進するとともに、危険地区の建築物の移転等を促進する。

（オ）治安対策

首都直下地震は被災地域が広範囲にわたることが想定されることから、発災直後の混乱期において治安が悪化することのないよう、国〔警察庁、海上保安庁〕及び都県警察は、被災地域外からの警察官の派遣等を含む所要の警備体制の充実、警察OBや地域における防犯ボランティア組織との連携による警備体制の強化を進める。

（カ）文化財保護対策の推進

首都地域には、美術工芸品を中心に国の重要文化財が多数保管されており、これらを地震災害から守ることが重要である。このため、国〔文化庁〕、

都県、市町村、博物館、美術館等の文化施設管理者等関係機関は、所在情報のデータベース化、施設・設備の耐震化の促進等文化財保護のための対策を推進する。

② 津波対策

津波対策の対象とする地震は、延宝房総沖地震タイプの地震及び大正関東地震タイプの地震であるが、延宝房総沖地震タイプの地震に関しては、東北地方太平洋沖地震の震源域の南側に位置し同地震に誘発される可能性が高く、津波に強い地域構造を構築するため、海岸管理者、河川管理者等は、必要に応じて、海岸堤防等の整備・強化、既設の海岸堤防等の耐震対策、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化等の推進等を行うとともに、国〔農林水産省〕及び都県は、被害軽減効果も考慮した海岸防災林の整備を行う。国〔国土交通省等〕、都県、市町村等は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するとともに、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化等を推進する。

また、安全で確実な避難を確保するため、国は、都県による津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づく津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定、沿岸市町村による都県の津波浸水想定等を踏まえた津波ハザードマップの作成・見直し及び周知を促進する。また、沿岸市町村による、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、既存施設の活用を含めた緊急避難場所・避難路の確保等、津波警報等の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の作成、津波警報等の伝達手段の多重化・多様化を促進するなど、津波からの避難体制の充実を図る。加えて、国〔国土交通省、海上保安庁〕は、航行又は係留している船舶が沖合に避難できるよう、船舶の避難海域を事前に検討し、確保する。

大正関東地震タイプの地震については、神奈川県、千葉県等で非常に短時間で津波が到達し、大きな被害が発生することが想定されているが、当面発生する可能性が低いことから、避難訓練の実施等のソフト対策など今から取り組むことのできる対策を講じつつ、中長期的視野に立ったまちづくりの観点から、海岸堤防等の整備、津波避難ビルなどの緊急避難場所の整備、避難路の確保等について、地域のコンセンサスを得ながら進めていくこととする。

③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

ア 一人でも多くの命を救うための防災関係機関相互の連携による災害応急

体制の整備

首都直下地震が発生した場合、広域かつ甚大な被害の発生が想定され、国の各行政機関を始めとする防災関係機関の役割分担と活動内容について、具体的に定めておくことが必要不可欠である。このため、国は、防災基本計画のほか、東京都及び首都圏各県、指定公共機関等と連携して、首都直下地震が発生した場合に、各防災関係機関が直ちに活動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するため、各防災関係機関の実施すべき災害応急対策活動に当たる部隊の活動規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画（以下「具体計画」という。）を作成し、国と地方公共団体等が一体的に災害応急対策を実施できる体制を綿密に構築しておくものとする。また、国、都県、市町村等の各防災関係機関は、防災基本計画及び具体計画を踏まえ、それぞれの機関の役割に応じた具体的な行動を明確化し、たゆまぬ訓練の実施を含め体制の整備に努めるものとする。この際、首都直下地震の被害の様相に鑑み、特に、以下の点について明確にするよう留意するものとする。

- ・ 深刻な道路交通麻痺へ対応するための各機関が行うべき道路啓開、放置車両の処理及び交通制御の手順や役割
- ・ 大規模な延焼火災に対応するための全国からの消火部隊その他救助・救急・医療部隊の被災地での迅速な展開の体制
- ・ 膨大な傷病者に対応するための医療機関の早期復旧、臨時医療施設の開設、地域内搬送手段の多様化、広域医療搬送などの緊急時の医療活動体制の構築
- ・ 膨大な数の避難者等へ対応するための正確な情報発信、疎開・自主帰省の促進、目に見えにくい膨大な自宅避難者等への対応及び都県域を超える広域一時滞在の手続の具体化
- ・ 物資の絶対的な不足に対応するための国及び地方公共団体による救援物資の調達・供給に関する体制の構築とルール明確化、店舗販売の早期再開のためのインフラ・ライフラインの復旧、物資輸送車両の通行確保や優先給油の仕組み等の構築
- ・ 国と都県等が一体となって災害応急対策を実施するための政府現地対策本部の被災都県庁への設置、都県の災害対策本部との連携、情報共有のためのシステム、地方公共団体への連絡要員（リエゾン）の派遣等の体制の構築

また、国は、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、緊急災害対策派遣隊（TEC-F

ORCE) などによる災害応急体制の充実・強化を図る。加えて、国〔内閣府、消防庁等〕は、地方公共団体による他の地方公共団体との更なる相互応援協定の締結促進など、広域的な応援体制の充実・強化を促進する。さらに、国、都県、市町村、防災関係機関及び関連事業者は、広域的な活動を連携して円滑に行うため、応急対策活動に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進める。

イ 道路啓開と道路交通渋滞対策

首都直下地震発生時においては、深刻な道路交通麻痺が発生し、消火活動、救命・救助活動等に著しい支障が生じる可能性があるが、災害応急対策活動等を迅速に行うためには、速やかな緊急交通路、緊急輸送道路等の確保が必要不可欠である。

このため、国〔国土交通省〕は、道路管理者が民間団体等と協定を締結するなどにより、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みを構築することを促進する。また、国〔内閣府、警察庁、国土交通省〕、都県及び市町村は、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、国民の理解と協力を促すとともに、一般車両を極力利用しないことの徹底について啓発活動等を行う。

ウ 同時多発の市街地火災への対応

木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区等における同時多発の市街地火災に対応し、被害を最小限に抑えるため、国〔内閣府、消防庁〕、都県及び市町村は、地方公共団体間の応援体制の構築や緊急消防援助隊の充実・強化などにより、首都圏のみならず全国からの消火部隊を被災地に展開させる体制の構築を進める。

エ 救命・救助、災害時医療機能の強化

首都直下地震により、多数の負傷者や自力脱出困難者が発生することが想定されることから、国〔消防庁、警察庁、海上保安庁、防衛省〕、都県及び市町村は、救命・救助のための要員の確保・育成や必要資機材の配備、活動拠点の確保等の体制の充実を図る。

発災直後における救命・救助活動を行うに当たっては、被災地域内の近隣の住民の協力が不可欠であることから、自身の安全確保を前提としつつ、住民、自主防災組織、地域の企業等が協力しあって救命・救助活動を行う

体制の充実に努める。

医療機関の被災によりその機能が著しく低下する中で、大量に発生が予想される重傷者や重篤な患者等に対応するため、国〔厚生労働省等〕、都県、市町村及び医療機関は、災害医療情報の共有化を進めるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出及び災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実に努める。医療機関においては、地方公共団体と協力した医薬品の備蓄等を推進する。

また、広域医療搬送だけでは限界があることから、発災時における医療機関の早期復旧、臨時医療施設の開設、地域内搬送手段の多様化等を図るための体制を構築する。

さらに、国〔厚生労働省〕、都県、市町村及び医療機関は、限られた医療資源を重傷者等に充てるため、軽傷の場合は在宅や避難所等での応急救護とすること、中等傷の場合は地域の病院やクリニックなどで処置を行うなどの体制の充実に努め、住民意識の啓発等を行う。

オ 膨大な数の避難者・被災者への対応

膨大な数の避難者・被災者へ対応するため、国〔内閣府等〕は、都県及び市町村による以下の取組を促進する。

- ・ 避難所の耐震化や天井の脱落防止対策、備蓄倉庫の整備
- ・ 避難所における食料・飲料水及び生活必需品、災害用トイレの備蓄、非常用電源の整備、災害用LPガスバルクの設置など燃料の確保等
- ・ し尿や生活ごみの速やかな処理体制の確保等の衛生管理
- ・ 地域コミュニティやボランティアによる避難所の運営マニュアル等の明確化
- ・ 緊急避難場所として機能する公園や空地の確保、河川の整備及び避難者の滞留が想定される公園等における備蓄倉庫等の確保
- ・ ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用を含めた避難者に対する的確な情報提供体制の構築
- ・ 避難者の家族間で複数の安否確認手段を使用する重要性の周知など速やかな安否確認
- ・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

さらに、首都地域においては、自力での災害対応が困難な要配慮者だけでも膨大な数に上るため、要配慮者への対応を優先し、自宅における一定の生活環境確保の支援、疎開・自主帰省の促進などにより、避難所への避難者数の低減に係る対策を促進する。

また、周辺県や全国への被災者の広域避難（遠地避難）とその受入れの枠組を具体化するとともに、空き家・空室の提供、民間住宅の借上げ、ホテル・旅館の活用、応急仮設住宅の早期提供等の体制の整備により、膨大な避難者・被災者の発生、応急住宅需要に対応する。

カ 膨大な数の帰宅困難者等への対応

国〔内閣府、国土交通省等〕、都県、市町村及び民間事業者は、膨大な数の帰宅困難者等に対応するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や家族等の安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等の取組を推進する。

一斉徒歩帰宅者の発生を抑制するためには、企業、学校等における従業員、生徒等の一時収容対策の促進が重要であり、国〔内閣府、文部科学省〕、都県及び市町村は、企業・学校等による以下の取組を促進する。

- ・ 発災時に自社従業員や生徒等を一定期間収容することの必要性の周知及び必要な食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄の推進
- ・ 発災時における保護者等との連絡体制等の検討及び発災した場合の行動の周知

また、一時滞在施設は、公共施設のみではまかないきれないことから、共助の観点から、民間施設を主体とした一時滞在施設の確保に努めるため、関係行政機関、民間事業者等からなる帰宅困難者等対策推進協議会の場を活用する等により、地方公共団体と民間事業者との協定の締結、地域防災計画等への滞在拠点施設の位置付け等を促進する。

さらに、都心部や帰宅支援対象道路に沿った公的施設の活用、事業者、沿道自治会等による滞留者や徒歩帰宅者のために必要な飲料水、トイレ等の確保、分かりやすい地図案内板の設置、外国人等向けのピクトグラムによる災害時の対応行動の可視化等を促進する。

キ 広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保

国〔内閣府、農林水産省、国土交通省〕、都県は、円滑な応急対策活動のための環境を確保するため、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都県域を超える支援を行うための広域的な防災拠点について、あらかじめ明確にしておくこととする。また、効果的な広域オペレーションを実施するため、首都圏の広域防災のヘッドクォーターの機能等を有する東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）及び被災時における物流コントロール機能の一部を有する東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇

島地区)を中心に、各拠点の役割分担を明確にするとともに、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点が、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。

ク 物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保

首都圏の物資輸送機能の著しい低下と、被災地内で深刻な物資不足の発生を防ぎ、また、全国での生活物資の買い付け行動といった社会的混乱を回避することが必要である。このため、国〔総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省〕、都県及び市町村は、食料、飲料水、燃料等の生活必需品及び医薬品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行うものとする。

また、物資輸送機能を確保するため、国〔国土交通省〕、都県、市町村及び物流事業者等は、協定の締結等による官民協力・連携による緊急物資輸送体制を構築するとともに、支援物資拠点となる物流施設における非常用電源や非常用通信設備の導入を促進する。加えて、国〔経済産業省〕、都県、市町村、石油事業者等は、緊急自動車や、災害応急対策に従事する「緊急通行車両確認標章」を掲げる車両に対し、優先給油を行える仕組みを構築する。さらに、国〔警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省〕、都県、市町村、物流事業者等は、避難所のみならず、自宅で生活をする人々への物資を確保するため、災害支援物資や燃料の輸送のみならず、生活必需品の店舗販売を含め必要な物流の確保に向け、あらかじめ防災計画に基づく関係事業者との調整、物資確保に必要な車両を緊急通行車両とすることの検討などの備えを進める。

ケ 的確な情報収集・発信

国、都県、市町村及び防災関係機関は、現地災害対策本部及び各都県の災害対策本部等において、迅速に被災直後の状況等を収集する体制を充実させる。被災地の被害情報の収集に当たっては、調査のための職員派遣、ヘリコプターや自動二輪車等の機材、各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くした被害情報の把握に努める。また、収集した情報を関係省庁、指定公共機関等の関係機関等で共有化するため、これらの本部をつなぐ系統的な情報伝達システムの強化及び収集情報の共有のシステム化、防災情報システムの活用を進める。

さらに、各機関の非常用救援物資の備蓄量及び民間の生産在庫量について短時間で情報を集約し、被災地に効率的に配送ができる体制、必要な物

資を見込みで配送するための需要予測手法の構築等を進める。

情報発信については、国〔内閣府等〕は、発災時に、我が国の経済社会の状況や被害等について正確な事実を国民及び諸外国に向けて発信するため、あらかじめ広報計画を作成するなどの備えを講じる。

被災者等に対しては、国、都県及び市町村は、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるよう、マスメディアとの連携強化やICTの活用を含め、情報提供の円滑化を図る。

さらに、国、都県等の情報発信に齟齬が生じないよう、一定の役割分担の下、一体的な情報発信及び情報提供に努める。特に、発災初期の段階は、インターネット等を通じて風評や「デマ」が大量に流布するなどのおそれがあることから、これらの情報を速やかに把握し、事実確認、打消し情報の発信等に努める。

コ 実践的な防災訓練等の実施

国〔内閣府等〕、都県、市町村、防災関係機関等は、首都直下地震の特殊性を十分考慮して、総合防災訓練、各機関の事業継続の確保に係る訓練、発災時の緊急災害対策本部訓練、広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練等を実施する。訓練から得られた教訓については、災害応急体制に適切に反映させるものとする。

また、国〔内閣府等〕、都県、市町村及び関係機関は、地方公共団体の首長や幹部に対する実践的な研修を実施するとともに、防災リーダーの育成も念頭に置き、防災教育の推進を図る。

サ 多様な発生態様への対応

国、都県、市町村及び施設管理者は、二次災害・複合災害の発生を考慮し、庁舎等の公共施設、交通インフラ、土砂災害防止施設・危険箇所、河道閉塞等の土砂災害発生箇所その他防災上・社会上重要な施設の破損等について災害発生後緊急的に点検・調査し、支障がある場合には迅速な応急対策を行う体制を構築するとともに、国〔国土交通省等〕は、防災行動計画（タイムライン）の策定等を推進する。さらに、市町村は、これら重要施設等が十分に機能しない場合を考慮した避難勧告・指示等の発令方法の検討、緊急避難場所の指定などを行う。また、国、都県、市町村等は、複合災害により対策本部を複数設置した場合の応急対策要員等の計画についてあらかじめ定めておく。

シ 円滑な復旧・復興に向けた取組

円滑な復旧・復興のためには、膨大な量の災害廃棄物等の仮置場、災害廃棄物等を処理する施設や仮設住宅設置のための用地等を適切に確保する必要がある。このため、広域的な処理体制の構築や事前計画の策定等、国〔内閣府、環境省等〕、都県及び市町村は、広域的な連携を含めた円滑な復旧・復興体制の確保に努める。また、国〔国土交通省〕は、交通インフラの復旧に当たり、道路・空港・港湾・鉄道等の各施設の復旧に当たっての全体調整が行える体制を構築する。さらに、復旧・復興のための資機材の備蓄や支援部隊等の活動拠点の確保を進める。

また、円滑な復興を進めるためには、地域において、当該地域の目指すべき姿を共有し、長期的な視点も含めて災害に強いまちづくりを進めることが必要である。大規模災害からの復興に関する法律の施行を踏まえ、国〔内閣府〕は、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となるマニュアルの整備等により、市町村が、被災を想定した関係者間の合意形成の進め方等、復興プロセスをあらかじめ検討し、住民等と共有を図ることを促進する。さらに、国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する。

④ 各個人の防災対策の啓発活動

大規模地震発生時にあっても、建物の損傷を可能な限り小さくし、家具の落下や下敷き等による負傷や閉じ込め等を減らし、新たな災害対応需要を生み出さないよう、国〔内閣府等〕、都県及び市町村は、各人における以下の防災対策について普及啓発を図る。

- ・ 首都直下地震の発生後、同時多発火災が発生することを念頭に置きつつ、力を合わせて初期消火に努めるとともに、適切な避難行動をとることで、逃げ遅れ・逃げ惑いによる二次的な被害の拡大を防止する。
- ・ 首都直下地震の発生後、限られた道路交通機能を人命の救助、ライフライン及びインフラの復旧、要配慮者への対応や、避難所や自宅で生活を送っている被災者への当面の生活物資の確保等に充てるため、一般車両の利用を極力控える。
- ・ 発災後の道路交通渋滞、生活物資の不足を見越した上で、各家庭や企業等における『最低3日間、推奨1週間』分の水・食料等の備蓄に努める。

また、国〔内閣府等〕、都県、市町村及び関係機関は、災害ボランティアセンターへの情報提供、ボランティアコーディネーターの育成など災害ボランテ

ィアの活動環境の整備を促進する。

⑤ 企業活動等の回復・維持

企業等の事業継続性を確保することは、首都地域の経済活動の停滞を回避するために極めて重要な課題である。特に、首都地域は広域から多くの就業者が鉄道を利用して通勤しており、広域にわたり鉄道施設に損傷が生じた場合、長期間にわたり鉄道の不通状態が継続するおそれがあり、これを踏まえた準備が必要である。また、企業等は、地域の一員として地域防災力の向上に貢献することが望まれる。このため、国〔内閣府、経済産業省、中小企業庁、国土交通省〕は、企業等による以下の取組を促進する。

- ・ 事業継続計画（BCP）の作成と事業継続マネジメントを通じた同計画の見直しを継続的に実施する。その際、ライフラインや交通インフラの被災・復旧状況、通勤困難な状態が一定期間発生する可能性等を勘案しながら、限られた優先的業務を継続するための人員の確保等、実効性のある事業継続計画（BCP）の策定に努める。
- ・ 首都圏の企業等のみならず、サプライチェーンや企業間取引等でつながる全国の企業等も、首都地域の企業活動等が数日間停止すること、首都地域を経由した物流に停滞が生じること等を想定し、事業継続計画（BCP）の策定などにより、その影響を最小限に抑えるように努める。
- ・ 従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進、地方公共団体との地域貢献に関する協定の締結、地区防災計画制度の活用等により、地域防災力向上への積極的貢献に努める。

（3）2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等

国〔文部科学省、厚生労働省、国土交通省等〕、都県、市町村及び施設管理者は、オリンピック・パラリンピック東京大会で使用する施設や地域のインフラについて、既存・新設を含めて、それら関連施設の耐震安全度及び液状化対策等を確認し、必要に応じて改修や補強等を実施する。

また、多くの外国人観光客等に対する、利用する施設の耐震化等の対応状況や発災した際の行動等についての情報提供や、災害時でも安全を確保できるようにするための緊急地震速報等の多言語化、公共交通機関、ホテル等の従業員や同大会ボランティア等による避難誘導の取組等を促進する。

さらに、都市内のサイン計画、ピクトグラムの標準化や災害時の対応行動の可視化など、様々な手段による防災情報の伝達対策に努める。

(4) 長周期地震動対策（中長期的対応）

相模トラフ沿いのM8クラスの大正関東地震タイプの地震が発生した場合、関東平野部を中心に長周期地震動が発生するおそれがある。大正関東地震タイプの地震は、当面発生する可能性は低いものの、中長期的視野に立ち、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響について、専門的な検討を進めるものとする。

8 その他緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

(1) 計画の効果的な推進

首都直下地震対策の推進に当たっては、防災対策を一義的に担う地方公共団体と、積極的に被災地方公共団体の支援に当たるべき国との総合的な連携が極めて重要である。本計画に示された施策や課題については、国、地方公共団体等がそれぞれ取組を行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組や整合性の確保を図っていくこととする。

また、首都直下地震対策については、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、減災目標、進捗状況等について、国の各機関、地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。このため、本計画に基づき、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた地震防災戦略を別途定めるものとする。

災害応急対応については、迅速かつ的確な活動を確保するため、災害発生時における応急対策の活動方針を具体化しておくことが必要であり、別途定める具体計画によるものとする。

本計画については、首都直下地震に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討等を踏まえ、必要な見直しを継続的に図っていくこととする。

(2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係

防災計画に関しては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)において、防災基本計画を基に、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成することとしている。法に基づく基盤整備等計画、地方緊急対策実施計画、特定緊急対策事業推進計画の作成に当たっては、関連する機関の防災業務計画及び地域防災計画と調和のとれたものとなるよう、必要に応じてこれらの計画を参照するなど、配慮することが必要である。

なお、前述のように、地方緊急対策実施計画については、首都地域における地域防災計画のうち、地震防災対策に係る部分と内容の多くが重複する場合が考えられるため、地方緊急対策実施計画を作成する地方公共団体の地域防災計画のうち、該当する部分を引用して地方緊急対策実施計画として定めるなど、地域防災計画の内容を活用して定めることで差支えない。

政府業務継続計画（首都直下地震対策）

平成 26 年 3 月 28 日
閣議決定

※「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」は、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」として定めるものである。

【 目 次 】

第1章 総則	1
1 目的	1
2 対象	1
3 省庁業務継続計画との関係	1
4 被害想定	2
5 その他	2
第2章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における 業務の継続に係る計画の作成に関する事項	4
第1節 首都直下地震発生時における対応	4
1 迅速な初動体制の確立	4
2 対処基本方針の策定	5
3 非常時優先業務の実施	5
(1) 発生直後から概ね3日目まで	5
(2) 概ね3日目から1週間まで	7
(3) 概ね1週間以降	8
4 関係機関の連携	9
5 情報の発信	9
6 職務代行	9
7 職員及び庁舎のあっせん	9
8 帰宅困難者の受入れ	10

第2節	政府の業務継続への備え	10
1	非常時優先業務の決定	10
2	執行体制	11
	(1) 社会全体としての業務継続体制の構築	11
	(2) 緊急的な権限委任	11
	(3) 職務代行者の選任	12
	(4) 職員の参集状況の把握、参集要員の確保等	12
	(5) 帰宅困難者の受入れ体制	12
3	執務環境	12
	(1) 庁舎の耐震安全化等	13
	(2) 電力の確保	13
	(3) 通信・情報システムの確保	13
	(4) 物資の備蓄	13
	(5) 代替庁舎の確保	14
4	教育、訓練及び評価の実施並びに計画の見直し	14
	(1) 教育の実施	14
	(2) 訓練の実施	14
	(3) 評価の実施及び計画の見直し	15
第3章	行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合 における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項	16
1	代替拠点への移転	16
2	中央省庁の代替庁舎への移転	16
3	今後の検討課題	16

第1章 総則

1 目的

本計画は、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき、首都直下地震が発生し、当該地震が東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能（以下「首都中枢機能」という。）に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合（以下「首都直下地震発生時」という。）において、政府として業務を円滑に継続するための対応方針及び当該業務を継続するために必要な執行体制、執務環境等を定めることにより、関係機関、民間事業者等の取組と相まって、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的とする。

2 対象

首都直下地震発生時には、被災地域である東京圏の経済活動の停滞や社会的な混乱が、連鎖的に被災地域以外の地域にも支障を及ぼすことから、被災地域において、災害応急対策を実施することに加え、被災地域以外の地域においても、被災地域の支援、経済活動の停滞の補完や、地域住民の生活を維持することが強く求められる。また、全国的又は国際的な取引、協力、システムの維持等に係る機能を維持することも必要である。これらは、国の行政機関である内閣官房、内閣法制局、復興庁、内閣府、各省、各委員会及び各庁（以下「府省等」という。）の本省等の中央組織（以下「中央省庁」という。）のみならず、地方支分部局やその下に置かれる事務所等を含めた政府全体の取組を通じて行われるものである。

本計画は、直接的には中央省庁を対象に、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務（以下「非常時優先業務」という。）とこれを実施するために必要な執行体制、執務環境等を定めるものである。しかしながら、中央省庁の業務は、地方支分部局等における業務の実施や執行体制等に関する指示、連絡調整等も含むものであることから、本計画には、首都直下地震発生時に求められる政府全体の取組が包含されるものである。

3 省庁業務継続計画との関係

本計画は、首都直下地震発生時における非常時優先業務の実施に係る政府の方針を定めるとともに、府省横断的な事項を定めるものである。

各府省等は、本計画に基づき、首都直下地震発生時において政府として維持すべき必須の機能である①内閣機能、②被災地域への対応、③金融・経済の安定、④国民の生活基盤の維持、⑤防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに⑥外交関係の処理に該当する所掌事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める中央省庁の業務継続計画（以

下「省庁業務継続計画」という。)を作成する。

この場合において、各府省等は、首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数を把握し、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等所要の措置を講ずるものとする。また、非常時優先業務については、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で整理するものとする。

内閣府は、本計画と省庁業務継続計画との整合性を確保するため、必要に応じ、各府省等と調整を行う。

4 被害想定

中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）では、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎が主に立地する東京都千代田区永田町、霞が関等の地区は、周辺の低平地と比較して、相対的に固い地盤上にあり、地震動の増幅が小さい領域に位置するため、耐震基準に適合している建物において倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低いとされている。また、この地区は、電力、通信・情報システム、上下水道等が被災した場合でも、各事業者が優先的に復旧することとなっており、地震に対して一定の強靱性を有しているものということができる。

しかしながら、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、本計画は、同ワーキンググループが想定する震度分布や被害様相を念頭に置いた上で、特に不確実性が高い項目については、より過酷な被害様相を呈することを想定することとする。具体的には、次のとおりである。

- ① 停電、商用電話回線の不通及び断水は、1週間継続する。
- ② 下水道の利用支障は、1か月継続する。
- ③ 地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。
- ④ 主要道路の啓開には、1週間を要する。

なお、この場合において、総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎の一部が使用不能となることも想定することとする。

各府省等は、非常時優先業務の実施を確保するため、上記の被害想定に基づき、省庁業務継続計画を作成する。

5 その他

首都直下地震以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、本計画を参考にすることとする。

第2章 政府全体の見地からの政府の業務の継続及び各行政機関における業務の継続に係る計画の作成に関する事項

第1節 首都直下地震発生時における対応

政府は、首都直下地震が発生した場合に、速やかに、各閣僚、中央省庁の幹部等が参集し、その直後から、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集、分析等を円滑に行う初動体制を迅速に確立する。また、政府は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第105条の規定に基づく災害緊急事態の布告があったときは、当該災害緊急事態への対処に関する基本的な方針を定める。

政府は、司令塔である内閣機能を確保しつつ、情報の収集及び分析に基づき、被災地域において、総力を挙げて災害応急対策に取り組む。また、政府は、被災地域以外の地域を含め、首都直下地震による経済活動の停滞や災害対応要員の派遣等の影響を最小化する措置を講ずるとともに、中断することが許容されない通常業務を継続する。

政府は、地方公共団体等が実施する公共サービスについても、途絶えることなく継続されるよう、地方公共団体等との連絡調整を図る。

政府は、国内外に向け、災害に関する正確かつ迅速な情報提供に努めるとともに、我が国の経済の信用を維持するため、的確に情報を発信する。

1 迅速な初動体制の確立

首都直下地震が発生した場合に、各閣僚、中央省庁の幹部等は、速やかに、官邸危機管理センター（官邸危機管理センターが使用できないときは、「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」（平成15年11月21日閣議了解）に基づき、内閣総理大臣又は内閣官房長官が定める参集場所）又は中央省庁の庁舎に参集し、政府として、初動体制を迅速に確立の上、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集、分析等を行う。

また、災害対策基本法第28条の2第1項の規定に基づき、内閣総理大臣は、災害応急対策を推進するため、閣議にかけて、緊急災害対策本部を設置するなど、政府は、政府全体として非常時優先業務の継続に係る総合調整等を行う体制を速やかに立ち上げる。

各府省等は、災害対策本部を速やかに設置し、それぞれの所掌事務に関し必要な情報の収集、分析等を行うとともに、職員及びその家族の安否を確認する。首都直下地震が通常の勤務時間外に発生した場合に、第2節2（4）の参集要員は、中央省庁の庁舎等のあらかじめ定められた場所に速やかに参集する。当該参集要員以外の職員は、所属長等の指示に従う。

2 対処基本方針の策定

内閣総理大臣は、首都直下地震発生時の状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法第105条の規定に基づき、閣議にかけて、災害緊急事態の布告を発する。政府は、当該布告があったときは、同法第108条の規定に基づき災害緊急事態への対処に関する基本的な方針を定める。この場合、当該方針に、本計画に基づき中央省庁が非常時優先業務を実施すべきことを定めるものとし、各府省等は、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府一体となって、災害緊急事態に対処する。

3 非常時優先業務の実施

政府は、首都直下地震の発生直後から、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等の事態や、参集する職員数の推移に応じ、政府全体の見地から、政府として維持すべき必須機能に該当する次の非常時優先業務を実施する。

被災地域以外の地域における業務の実施に当たっては、第2節2(2)に基づき措置するところにより、必要に応じ、中央省庁の権限を地方支分部局等に委任し、中央省庁は、非常時優先業務に専念することができる体制を確立する。

(1) 発生直後から概ね3日目まで

政府は、首都直下地震の発生直後から概ね3日目までの間、被災地域において、緊急輸送ルートを確認しつつ、人命の救助を最優先に被災者の保護を行い、被災地域の混乱を回避するために不可欠な措置を講ずる。また、国内外の信頼を喪失することがないように金融機能の安定を確保し、国民経済上の混乱を回避するための措置を講ずるとともに、被災地域への支援による業務体制の再編を図りつつ、国民の日常生活に支障が生じないように公共サービスの確保・提供を行う。さらに、首都直下地震による混乱等に適切に対処しつつ、我が国の存立に不可欠な防衛、公共の安全と秩序の維持及び外交の処理を中断することなく実施する。

① 内閣機能に関する業務

政府は、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集及び分析を行い、これに基づき、非常時優先業務の継続に係る重要政策に関する方針の決定、総合調整等を行う。また、国内外に向け、これらの情報を的確に発信する。

② 被災地域への対応に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、緊急輸送ルートを確認しつつ、被災者

の生命及び身体の安全を確保することを最優先に実施する。また、被災地域の混乱を回避するため、主要なライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧を行うとともに、遺体の収容等を行い、社会秩序を維持し、ボランティア等の国内外からの人的・物的支援の受入れを行う。

- ア 救助・救急、医療及び消火活動
- イ 交通の確保及び緊急輸送活動
- ウ 避難者や帰宅困難者等の安全確保
- エ 食料、飲料水、燃料等の物資の供給の確保
- オ 遺体の収容、検視・死体調査及び身元確認
- カ 被災地域における社会秩序の維持
- キ 被災地域に所在する駐日外国公館等の重要施設の警備
- ク ライフライン施設及びインフラ施設の応急復旧、二次災害・複合災害の防止
- ケ 国内外からの人的・物的支援の受入れ

③ 金融・経済の安定に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、東京圏には国際的にも重要な金融機能が集積していることを勘案し、首都直下地震により、我が国の金融システムに対する内外の信頼を喪失することがないように、金融機能の安定を確保する。また、被災地域以外の地域において、被災地域の経済活動の停滞による重要物資の不足や価格の高騰等の異常な事態に対処するための措置を講ずる。

- ア 金融決済の円滑の確保
- イ 証券市場及び商品市場における公正な取引の確保
- ウ 外国為替相場の安定
- エ 食料、飲料水、医薬品等の買占め及び売惜しみの防止による物価の安定
- オ 電力供給の増強の要請
- カ 燃料等の重要物資の売渡し又は増産の要請
- キ 重要産業に係るサプライチェーンの維持・復旧支援

④ 国民の生活基盤の維持に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、被災地域に対して消防職員、医療関係者等の災害対応要員の派遣が行われる中で、被災地域以外の地域における業務執行の体制を再編し、国民生活との関連性の高い公共サービスについて、日常生活に支障が生じないように維持する。

- ア 消防・救急体制の確保

- イ 医療提供体制の確保
- ウ 気象等の予報、警報等
- エ 情報通信及び放送の維持
- オ 航空交通管制及び海上交通管制
- カ 公的年金、雇用保険、生活保護費等の給付
- キ 食品等の安全性の確保

⑤ 防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、我が国の社会秩序の混乱に乗じた武力攻撃、犯罪、治安の悪化等が生じるおそれがあり、平常時にも増してこのような事態に備える必要がある中で、我が国の安全保障を確保するとともに、国民の生命、身体及び財産の保護を図る。

- ア 我が国の防衛及び警備
- イ 暴動、騒乱等の鎮圧、テロリズム等の防止その他の危機管理対応
- ウ 犯罪の捜査並びに被疑者の逮捕及び留置
- エ 出入国の管理
- オ 原子力施設の安全性の確保

⑥ 外交関係の処理に関する業務

政府は、次に掲げるとおり、首都直下地震発生時において、被害状況、これに対してとられた措置の概要等の情報提供、緊急援助の受入れなど、平常時にも増して外国政府、国際機関等との連携協力が必要となる中で、良好な外交関係を維持し、在外邦人の権利等の保護を図る。

- ア 外交政策の実施
- イ 外国政府、国際機関等との交渉及び協力
- ウ 海外における国民の生命、身体等の保護
- エ 旅券の発給及び査証に係る業務

(2) 概ね3日目から1週間まで

政府は、首都直下地震の発生後概ね3日目から1週間までの間、引き続き被災地域における被災者の保護等に係る業務を実施しつつ、被災者への生活再建の支援を本格化させる。また、災害の事態の推移に応じ、被災地域の経済活動の代替措置を講ずるとともに、国民生活との関連性の高い公共サービスの提供水準の回復を図る。金融機能の安定、防衛、公共の安全と秩序の維持、外交関係の処理に関する業務を引き続き実施する。

① 内閣機能に関する業務

政府は、引き続き、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等の情報の収集及び分析、非常時優先業務の継続に係る総合調整等を行う。また、国内外に向け、これらの情報を的確に発信する。

② 被災地域への対応に関する業務

政府は、(1) ②に掲げる被災者の保護等に係る業務を引き続き実施しつつ、次に掲げるとおり、被災者の生活再建の支援及び被災地域の社会秩序の回復に係る業務を本格的に実施する。

- ア 被災者の広域避難への支援
- イ 応急仮設住宅の建設への支援
- ウ 被災地域の保健衛生、防疫、遺体の埋火葬等
- エ 災害廃棄物の処理への支援
- オ 被災した児童生徒等の教育機会の確保

③ 金融・経済の安定に関する業務

政府は、(1) ③に掲げる金融・経済機能の安定を図る業務を引き続き実施しつつ、次に掲げるとおり、災害の事態の推移に応じ、被災地域以外の地域において、被災地域の経済活動の停滞が広域化又は長期化することを回避するための代替措置の支援を行う。

- ア 重要産業に係るサプライチェーンの再構築の支援
- イ 停滞している物流や商流の再編支援

④ 国民の生活基盤の維持に関する業務

政府は、災害の事態の推移に応じ、(1) ④に掲げる国民生活との関連性の高い公共サービスの提供水準の維持を図る。

⑤ 防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務

政府は、(1) ⑤に掲げる防衛及び公共の安全と秩序の維持に関する業務を引き続き実施する。

⑥ 外交関係の処理に関する業務

政府は、(1) ⑥に掲げる外交関係の処理に関する業務を引き続き実施する。

(3) 概ね1週間以降

政府は、首都直下地震の発生後、概ね1週間以降において、引き続き

被災地域における被災者の生活支援等の災害応急対策に係る業務を実施する。また、業務執行の体制を回復させながら、国民生活との関連性の高い公共サービスを提供する水準の回復を図る。金融・経済機能の安定、防衛及び公共の安全と秩序の維持並びに外交関係の処理に関する業務は、引き続き実施する。

4 関係機関の連携

政府は、第2節2(1)に基づき、首都直下地震の発生直後から府省等相互の連携を強化し、必要に応じて、内閣府が内閣官房と連携して総合調整を行うことにより、非常時優先業務の総合的かつ一体的な実施を図る。また、政府は、地方公共団体、公共的機関、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との間で、被害状況等に関する情報を共有しつつ、有機的に連携協力を図ることにより、中央省庁の非常時優先業務の機動的かつ効果的な実施を図る。

5 情報の発信

政府は、社会不安を解消し、国民の理解と協力を確保するため、首都直下地震による被害状況、これに対してとられた措置の概要等の正確かつ迅速な情報提供に努めるとともに、我が国の経済の信用を維持するため、金融決済システム、証券市場等における取引の状況等について、国内外に向け、的確に情報を発信する。この場合において、記者会見、報道機関への資料配付に加え、インターネット等多様な媒体を積極的に活用し、併せて、外国語による情報の発信も行う。

6 職務代行

首都直下地震発生時に、内閣総理大臣に事故のあるとき又は欠けたときは、内閣法（昭和22年法律第5号）第9条の規定に基づき指定された国務大臣が、その順位に基づき、内閣総理大臣の職務を行う。主任の国務大臣に事故のあるとき又は欠けたときは、同法第10条の規定に基づき、内閣総理大臣又はその指定する国務大臣が、その主任の国務大臣の職務を行う。

首都直下地震発生時に各省の大臣が不在である場合には、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第16条第3項の規定に基づき、その省の副大臣が、あらかじめその省の長である大臣の命を受けて、その職務を代行する。大臣以外の者が不在である場合には、法令又は各省の定めるところにより、当該定められた者がその職務を代行する。

7 職員及び庁舎のあつせん

政府は、各府省等の職員の総力を結集して、非常時優先業務の継続を図る。

内閣府は、各府省等が省庁業務継続計画を適正に遂行しているにもかかわらず、不測の事態により、当該府省等で職員の調整を行ってもなお非常時優先業務又は当該業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務（以下「管理事務」という。）に従事する職員が不足する場合に、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の非常時優先業務及び管理事務に従事する職員以外の職員を求めのあった府省等の非常時優先業務又は管理事務に従事させるため、府省横断的な職員のあっせんを行う。

内閣府は、政府全体の見地から、より緊急性の高い非常時優先業務の執務環境を確保するため、各府省等が中央省庁の庁舎で非常時優先業務の全部又は一部を継続することが困難な場合に、当該府省等の求めに応じ、他の府省等の庁舎の一部を求めのあった府省等に融通するためのあっせんを行う。

8 帰宅困難者の受入れ

各府省等は、駅周辺や路上に帰宅困難者が多数発生することにより社会的な混乱が生ずることを回避するため、第2節2（5）に基づき省庁業務継続計画に定めたところにより、非常時優先業務及び管理事務の継続に支障のない範囲内で、庁舎内の一時滞在施設において帰宅困難者を受け入れる。

第2節 政府の業務継続への備え

政府は、あらかじめ、中央省庁の非常時優先業務を定め、当該業務を実施するために必要な執行体制及び執務環境を確保することにより、首都直下地震発生時において、中央省庁が非常時優先業務を的確かつ迅速に実施することができるよう、万全を期する。具体的には、第1章4の被害想定により、中央省庁の庁舎において、1週間にわたり停電し、断水し、及び外部から食料等の補給が行われない状況で、中央省庁の非常時優先業務又は管理事務を担当する職員が交代により非常時優先業務又は管理事務を実施することができる体制の整備を目指す。

政府は、非常時優先業務の継続に係る教育、訓練及び評価を実施し、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直す。

1 非常時優先業務の決定

各府省等は、省庁業務継続計画において、非常時優先業務として、第1節3に掲げる業務を定めるとともに、政府として維持すべき必須の機能に

該当するものであって、中央省庁において非常時の判断を的確に行うことが求められる業務を定めるものとする。

各府省等は、2（4）により把握した首都直下地震発生時において参集することができる職員の人数では不足する場合には、当該人数で対応することができる非常時優先業務を精査するものとする。また、参集することができる職員の人数等の推移に応じ、首都直下地震の発生直後から時系列で非常時優先業務を位置付けるものとする。

2 執行体制

政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、社会全体としての業務継続体制の構築、職務代行者の選任及び地方支分部局の長等への権限委任を推進するとともに、管理事務を担当する職員を含め、職員が速やかに中央省庁の庁舎に参集し、1週間にわたり当該庁舎に常駐して交代で非常時優先業務を継続することができる体制を構築するなど、平常時から非常時優先業務の執行体制を確保するものとする。

（1）社会全体としての業務継続体制の構築

政府は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び管理事務の実施、そのための職員や庁舎の融通等について、府省等相互の連携が機能するよう、あらかじめ、内閣府及び内閣官房を中心に連携体制を構築するものとする。

各府省等は、首都直下地震発生時において、情報の収集、分析及び発信、非常時優先業務及び管理事務の実施、そのための職員の調整等について、地方支分部局等を含む関係部局相互の連携や、地方公共団体、公共的機関、電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む機関、民間事業者等との必要な連携協力が機能するよう、あらかじめ、これらの事項の連携体制を省庁業務継続計画に定めるものとする。

（2）緊急的な権限委任

政府は、首都直下地震発生時における中央省庁と地方支分部局等との業務の役割分担について、あらかじめ模擬的な検討を行った上で、中央省庁が非常時優先業務に注力することができるよう、地方支分部局等の職員等の被災地域への支援、補完又は代替に係る調整や突発的重大事案に係る指揮監督など、中央省庁が関与しなければ機能しない業務を除く大臣等の権限について、首都直下地震発生時において緊急に地方支分部局の長等に委任することができるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 職務代行者の選任

各府省等は、首都直下地震発生時に大臣、副大臣、大臣政務官その他の幹部職員が不在である場合に備え、法令で定めるもののほか、省庁業務継続計画において、非常時優先業務及び管理事務を担当する幹部職員の職務の代行の順位を定めるものとする。

(4) 職員の参集状況の把握、参集要員の確保等

各府省等は、第1章4の被害想定を踏まえ、首都直下地震が通常の勤務時間以外の時間に発生した場合に中央省庁の庁舎へ参集することができる職員の人数について、内閣府が定める方法により調査を行い、時間別に把握するものとする。

各府省等は、上記調査により一定時間以内に参集することができる見込まれる職員数を踏まえ、1週間にわたり交代制で常駐するのに必要な人数を勘案し、非常時優先業務又は管理事務を継続するために必要な職員を、首都直下地震が発生した後、あらかじめ定められた時間以内に中央省庁の庁舎に参集する要員（以下「参集要員」という。）として確保するものとする。真に必要な非常時優先業務を実施するのに必要な職員については、当該職員を中央省庁の庁舎の近傍の宿舎に優先的に入居させる等の措置を講ずることにより確保するものとする。

各府省等は、あらかじめ、参集要員の氏名、担当する非常時優先業務又は管理事務等を記載した名簿を作成するなど、参集要員に関する情報を適切に管理するとともに、参集要員に対し、必要な事項の周知を行うものとする。

各府省等は、必要により相互に連携協力しつつ、通常の勤務時間以外の時間に参集要員へ参集を指示するシステム並びに全職員及びその家族の安否等に関する情報を自動的に集約するシステムを構築するよう努めるものとする。

(5) 帰宅困難者の受入れ体制

各府省等は、首都直下地震が通常の勤務時間に発生し、多数の帰宅困難者が発生する事態に備え、非常時優先業務及び管理事務の実施に支障のない範囲内で、省庁業務継続計画において、受入れ可能な帰宅困難者の人数、受け入れる一時滞在施設、当該施設の運営方法等を定めるものとする。

3 執務環境

政府は、首都直下地震発生時に、1週間にわたり中央省庁の庁舎に職員

が常駐して非常時優先業務を実施することができるよう、庁舎の耐震安全化、電力及び通信・情報システムの確保、物資の備蓄等を推進し、平常時から非常時優先業務及び管理事務に係る中央省庁の執務環境を確保するものとする。

(1) 庁舎の耐震安全化等

各府省等は、首都直下地震発生時において、職員等の安全性の確保と非常時優先業務に必要な機能が維持されるよう、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」(平成22年3月国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)を参考に、中央省庁の庁舎の耐震安全性を確保するとともに、非常時優先業務の内容に応じて要求される施設機能を確保するための対策を講ずるものとする。

また、庁舎内の什器の固定、天井等の非構造部材の耐震化等の措置を講ずるものとする。

(2) 電力の確保

内閣府は、首都直下地震発生時に、中央省庁の庁舎において、電力が安定的に供給され、又は早期の復旧が図られるよう、電気事業者との間で、協力体制の充実を図るものとする。

各府省等は、中央省庁の庁舎において、電力供給設備の多重化の措置を講ずるとともに、非常用発電設備については、非常時優先業務及び管理事務を1週間程度継続するために必要な燃料を確保するものとする。

(3) 通信・情報システムの確保

内閣府は、首都直下地震発生時に、中央省庁の庁舎において、通信・情報システムが安定的に稼働し、又は早期の復旧が図られるよう、電気通信事業者との間で、協力体制の充実を図るものとする。

各府省等は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等の措置を講ずるものとする。また、各府省等は、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン(第2版)」(平成24年5月内閣官房情報セキュリティセンター)に基づき、「情報システム運用継続計画」を作成し、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、必要により相互に連携協力して、平常時の情報システム設置拠点と同時被災しないことが想定される場所にバックアップシステムを確保する等の措置を講ずるものとする。

(4) 物資の備蓄

各府省等は、首都直下地震発生時に、参集要員を始めとする職員が非

常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資が不足することがないように、その庁舎等において、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄するものとする。特に、第1章4により下水道の利用支障は1か月継続することを想定することから、首都直下地震発生時における仮設トイレの提供について事業者との協定の締結を推進する等の措置を講ずるものとする。また、バール、ジャッキ、担架等の救助用資機材を備蓄するものとする。

(5) 代替庁舎の確保

各府省等は、首都直下地震発生時に中央省庁の庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合を想定して、代替庁舎を確保し、省庁業務継続計画において、代替庁舎の場所、代替庁舎に移転して実施する非常時優先業務、代替庁舎における執行体制、執務環境等について定めるものとする。この場合において、東京都心部以外の代替庁舎は、第3章1を踏まえ、立川広域防災基地周辺を基本に検討するものとし、第3章1に係る代替庁舎の確保、代替庁舎への職員の移動手段、宿泊施設等の確保等に係る具体的なオペレーションについて、内閣府における検討と併せて、検討するものとする。さいたま新都心等の他の地域に代替庁舎を確保するときは、立川広域防災基地との間の通信・情報システムや輸送経路の確保についても、検討するものとする。

4 教育及び訓練の実施並びに評価の実施及び計画の見直し

政府は、首都直下地震発生時に、中央省庁において非常時優先業務が円滑に実施されるよう、平常時から各府省等の職員に対し、非常時優先業務の継続に係る教育及び訓練を実施するとともに、本計画の実効性について評価を行い、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。

(1) 教育の実施

各府省等は、その職員に対し、首都直下地震発生時において非常時優先業務を継続することの意義、非常時優先業務の内容、非常時優先業務を実施するために必要な執行体制、執務環境等について教育を行うものとする。

(2) 訓練の実施

政府は、閣僚等の参集、安否等の確認、非常時優先業務の執行体制等について、定期的に訓練を実施するものとする。

各府省等は、その所掌に係る金融、医療、燃料、物流等の分野ごとに

必要な訓練を横断的に実施するよう、関係する地方公共団体、指定公共機関、民間事業者等に要請するとともに、これらの者と合同で訓練を実施するものとする。

(3) 評価の実施及び計画の見直し

政府は、非常時優先業務がより適切に実施されるよう、本計画の実効性について評価を行い、その結果を踏まえ、適宜、本計画を見直すものとする。

内閣府は、評価の項目及び手法を定め、政府全体の業務継続の統一性又は総合性を確保する見地から、本計画及び省庁業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を行い、当該評価等を勘案して、適宜、本計画の改定案を作成するとともに、必要に応じ、省庁業務継続計画について、各府省等と調整を行うものとする。

各府省等は、省庁業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、これを見直すよう、当該省庁業務継続計画に定めるものとする。

第3章 行政中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該行政中枢機能の一時的な代替に関する事項

1 代替拠点への移転

緊急災害対策本部の設置場所については、首都直下地震により総理大臣官邸が使用できない事態となった場合には、次の順序に従い、速やかに被災状況等を勘案して変更する。総理大臣官邸の機能が回復した場合には、速やかに総理大臣官邸に戻す。

- ① 内閣府（中央合同庁舎第8号館。ただし、同庁舎が使用できるようになるまでの間は、中央合同庁舎第5号館）
- ② 防衛省（中央指揮所）
- ③ 立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）

政府は、当該場所を中心に、緊急災害対策本部を含む非常時優先業務の実施に係る総合調整等を行う体制を整備する。

2 中央省庁の代替庁舎への移転

各府省等は、第2章第1節7による内閣府のあっせんによっては中央省庁の庁舎において非常時優先業務の全部又は一部を継続することが困難な場合、1により代替拠点に移転した場合等に、自主的な判断により、第2章第2節3（5）に基づき、省庁業務継続計画に定めた代替庁舎に移転する。

3 今後の検討課題

総理大臣官邸及び中央省庁の庁舎が壊滅的な被害を受け、首都中枢機能が著しく低下する事態は想定し難いものの、政府の業務継続のためには、あらゆる事態を想定する必要がある。

今後、第1章4の被害想定を上回る事態も想定し、1に定める場所以外の代替拠点への移転に関し、非常時優先業務を、引き続き東京都心部で実施するもの、代替拠点に移転して実施するもの、大臣等の権限を地方支分部局等の長に委任するもの等に仕分けた上で、代替拠点に移転する職員の規模及び移転する期間について検討するものとする。また、さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、大規模地震に係る現地対策本部の設置予定箇所、各府省等の地方支分部局が集積する都市（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市等）等代替拠点と成り得る地域を対象に、代替拠点への職員の移動手段、既存の庁舎、設備及び資機材の活用、宿泊施設等の確保等に係る具体的なオペレーションについても検討するものとする。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定

基本計画の作成

中央防災会議が作成

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定める

推進計画の作成

指定行政機関の長及び指定公共機関は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定める

地方防災会議等（都府県及び市町村）は地域防災計画において、上記の事項を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる

対策計画の作成

推進地域内の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者等は、推進地域の指定から六月以内に、津波からの円滑な避難の確保に関する計画を作成し、都府県知事に届け出る

南海トラフ地震防災対策推進協議会

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（特別強化地域）として、内閣総理大臣が指定

津波避難対策緊急事業計画の作成

市町村長は、都府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、以下の施設の整備(津波避難対策緊急事業)に関する計画を作成するとともに、当該津波避難対策緊急事業の目標及び達成期間を定める

- 津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等

- 津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担又は補助の割合の特例
- 集団移転促進事業関連の施設移転に対する財政上の配慮等

津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置

- 農地法の特例（農地転用の許可要件の緩和）
- 集団移転促進法の特例
（住宅団地の用地の取得等に要する経費の補助）
- 国土利用計画法等による協議等についての配慮
- 地方財政法の特例（施設の除却に地方債を充当）

南海トラフ地震対策特別措置法の今後の流れについて

平成
25
年度

＜地域指定関係＞

- ・南海トラフ地震
防災対策推進地域
- ・南海トラフ地震津波
避難対策特別強化地域

＜計画立案作業＞

- ・南海トラフ地震
防災対策推進基本計画

11月29日 法律公布

12月27日 法律施行

1月17日 中央防災会議
(地域指定の諮問)

1月20日 都府県向け説明会・市町村向け説明会 開催

- ・指定に向けた各種調整
 - 関係都府県への意見聴取
 - 関係都府県から
関係市町村への意見聴取

- ・内閣府における
基本計画案の作成

3月28日

- ・中央防災会議：推進地域・特別強化地域の指定に係る答申、基本計画の決定
- ・内閣総理大臣：推進地域・特別強化地域の指定

平成
26
年度

防災業務計画（推進計画）の修正（指定行政機関・指定公共機関）

地域防災計画（推進計画）の修正
(関係都府県・関係市町村の地方防災会議)

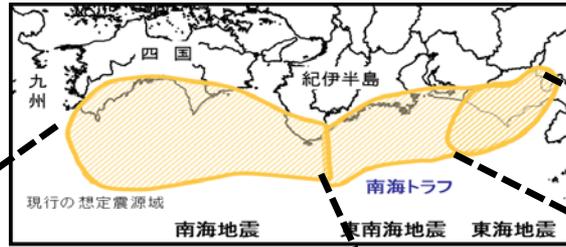
津波避難対策緊急事業計画の作成（市町村）

- ・関係都府県への意見聴取
- ・総理大臣の同意（関係省庁調整）

津波避難対策緊急事業の実施

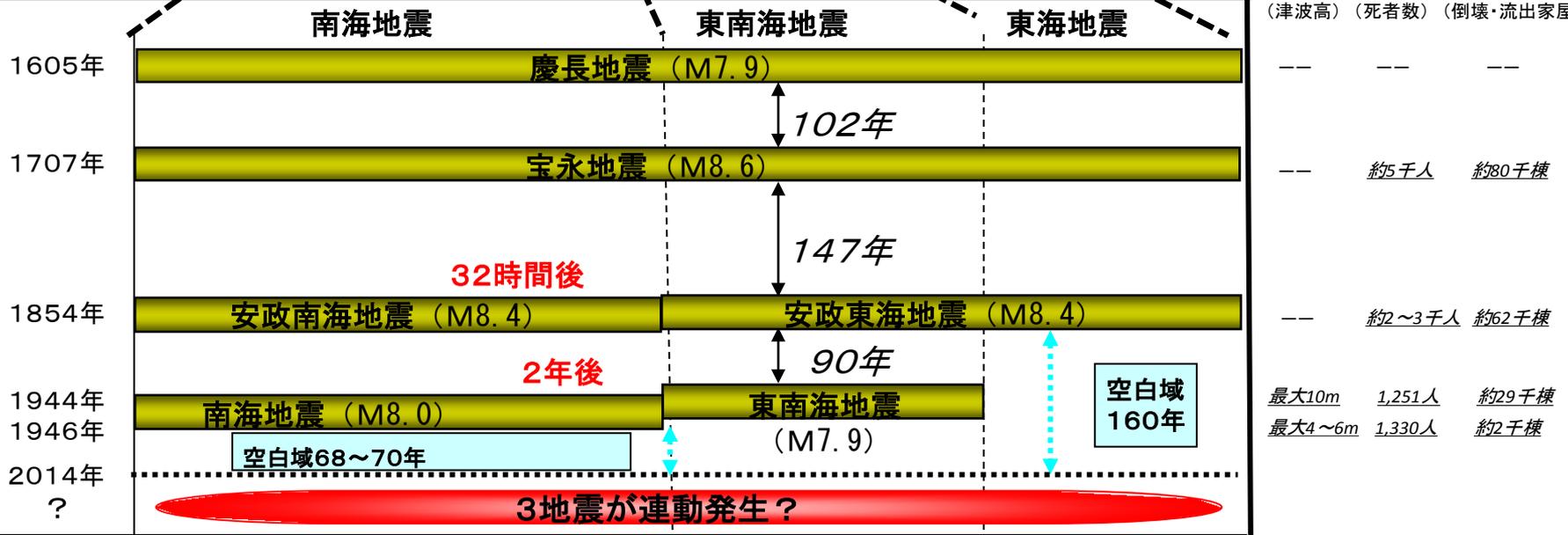
南海トラフ沿いで発生する大規模な地震

○ 概ね100～150年の間隔でM8程度のクラスの大規模地震が発生



<被害様相>

(津波高) (死者数) (倒壊・流出家屋)



○ この地域における地震(M8～M9クラス)の30年以内の発生確率



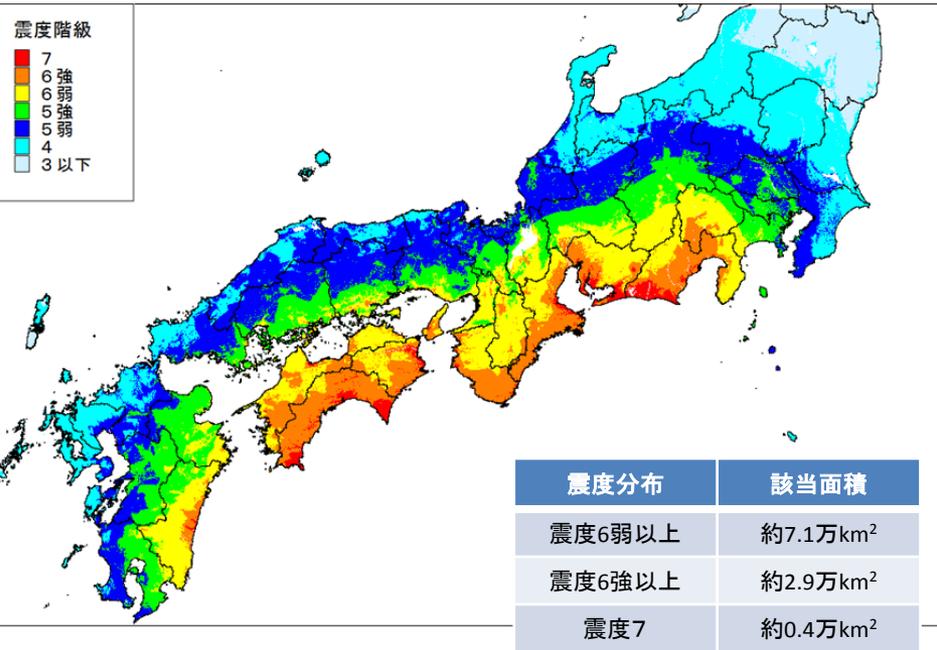
70%程度

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震

- 東北地方太平洋沖地震を教訓とし、科学的に想定し得る最大規模(M9クラス)の地震・津波を検討

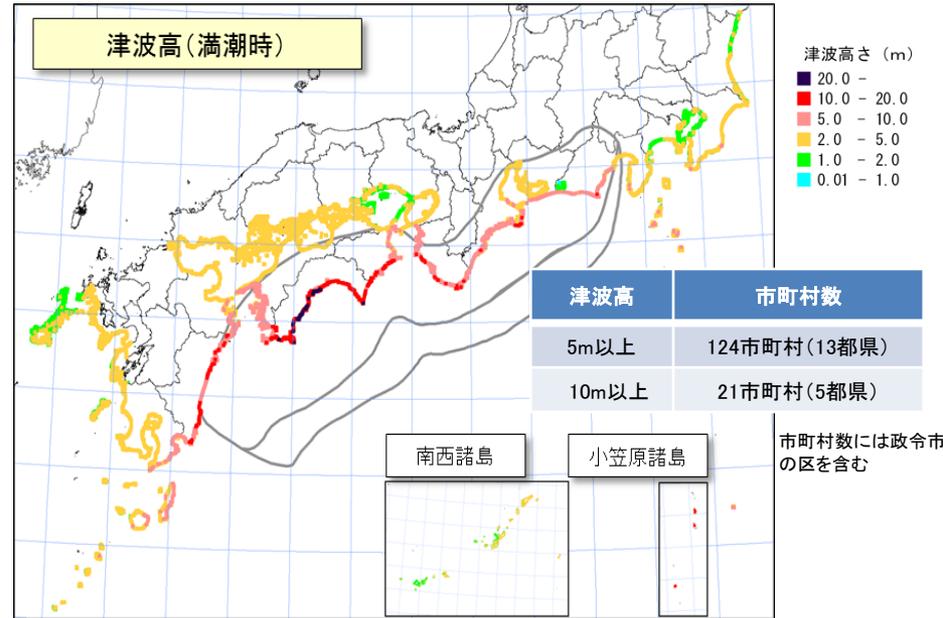
震度の最大値の分布図(重ね合わせによる)

推計した5ケースの震度分布(強震波形計算による震度分布4ケースと経験的手法による震度分布)を重ね合わせたもの



南海トラフ巨大地震による津波高分布

【ケース④「四国沖」に大すべり域+超大すべり域を設定】



南海トラフ巨大地震の被害想定(被害が最大となるケース)

	マグニチュード※1	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方不明者	建物被害(全壊棟数)
東北地方太平洋沖地震	9.0	561km ²	約62万人	約18,800人※2	約130,400棟※2
南海トラフ巨大地震	9.0(9.1)	1,015km ² ※3	約163万人※3	約323,000人※4	約2,386,000棟※5
倍率		約1.8倍	約2.6倍	約17倍	約18倍

※1:()内は津波のMw。 ※2:平成24年6月26日緊急災害対策本部発表。 ※3:堤防・水門が地震動に対して正常に機能する場合の想定浸水域。 ※4:地震動(陸側)、津波ケース(ケース①)、時間帯(冬・深夜)、風速(8m/s)の場合の被害。 ※5:地震動(陸側)、津波ケース(ケース⑤)、時間帯(冬・夕方)、風速(8m/s)の場合の被害

- 千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度は低いものの、仮に発生すれば超広域にわたる甚大な被害が発生

推進すべき地震防災対策の考え方

発生頻度により二つのレベルを想定、防災・減災の目標を設定し対策を推進

レベル1

発生頻度は高く、大きな被害をもたらす地震・津波（間隔が数十年から百数十年に一度程度）

レベル2

発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大規模の地震・津波

地震対策

○人的・物的被害の絶対量を減らす観点から、耐震化、火災対策等を推進

津波対策

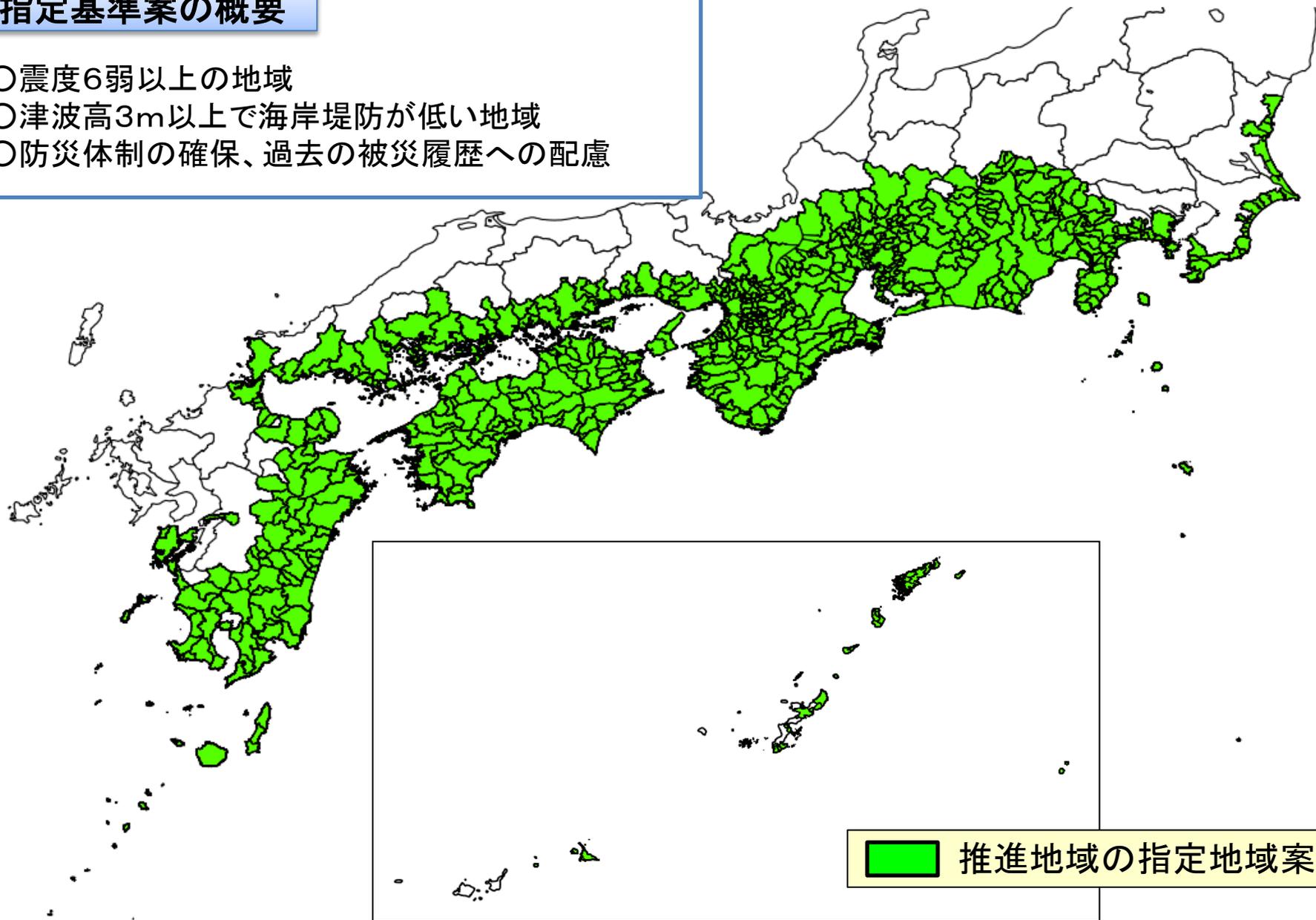
- 海岸保全施設整備等のハード対策を推進
- ハード対策にかかる時間や、想定被害の地域特性等に鑑み、ソフト対策も有効に組み合わせて対策を推進

- 住民避難を軸に「命を守る」ことを目標
- 情報伝達、避難施設・避難路等の整備、土地利用等のソフト対策とハード対策を総動員した、総合的な対策を推進

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定案

指定基準案の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



推進地域の指定地域案

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定案

指定基準案の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
 - 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
 - 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



津波避難対策緊急事業

- 津波避難対策特別強化地域内の市町村長が作成する平成26年度以降の年度を初年度とする概ね5か年の計画（津波避難対策緊急事業計画）に基づき実施される、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業

【事業内容】

- ① 津波からの避難場所及び避難経路の整備（津波避難タワー、高台へ通じる避難経路等）

⇒ 国庫負担割合2/3へ嵩上げ（通常1/2）

- ② 集団移転促進事業

⇒ 土地確保に資するための農地転用の許可要件の緩和（農地法の特例）

⇒ 土地利用基本計画の変更等に基づく協議、許認可等の処分についての円滑な実施のための配慮

- ③ 集団移転促進事業に関連して移転が必要な要配慮者の利用施設の整備（社会福祉施設、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、病院等）

⇒ 集団移転促進法の適用（用地取得等に要する経費を補助、国庫負担割合3/4）

⇒ 移転する公共施設等の除却に係る経費について地方債を充当（地方債の特例）

⇒ 必要な財政上及び金融上の配慮を措置（補助対象、優遇融資対象の拡充等（予定））

避難施設（例）



大規模地震防災・減災対策大綱

平成26年3月28日
中央防災会議

目 次

本大綱決定の背景	1
本大綱の位置づけ	2
1. 事前防災	3
(1) 建築物の耐震化等	3
(2) 津波対策	5
(3) 火災対策	10
(4) 土砂災害・地盤災害対策	12
(5) ライフライン及びインフラの確保対策	12
(6) 長周期地震動対策	14
(7) 液状化対策	14
(8) リスクコミュニケーションの推進	14
(9) 防災教育・防災訓練の充実	15
(10) ボランティアとの連携	16
(11) 総合的な防災力の向上	16
(12) 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用	18
2. 災害発生時の効果的な災害応急対策への備え	20
(1) 災害対応体制の構築	20
(2) 原子力事業所への対応	20
(3) 救助・救急対策	21
(4) 医療対策	22
(5) 消火活動等	22
(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	23
(7) 食料・水、生活必需品等の物資の調達	25
(8) 燃料の供給対策	26
(9) 避難者等への対応	27
(10) 帰宅困難者等への対応	31
(11) ライフライン及びインフラの復旧対策	33
(12) 保健衛生・防疫対策	34
(13) 遺体対策	34
(14) 災害廃棄物等の処理対策	34
(15) 防災情報対策	35
(16) 社会秩序の確保・安定	37
(17) 多様な空間の効果的利用の実現	37
(18) 広域連携・支援体制の確立	37
3. 被災地内外における混乱の防止	39

(1) 基幹交通網の確保	39
(2) 民間企業等の事業継続性の確保	39
(3) 国、地方公共団体の業務継続性の確保	40
4. 様々な地域的課題への対応	41
(1) 地下街、高層ビル、ターミナル駅等の安全確保	41
(2) ゼロメートル地帯の安全確保	41
(3) 石油コンビナート地帯及び周辺的安全確保等	42
(4) 道路交通渋滞への対応	42
(5) 孤立可能性の高い集落への対応	42
(6) 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減	43
(7) 積雪・寒冷地域特有の問題への対応	44
(8) 文化財の防災対策	45
(9) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応	46
5. 特に考慮すべき二次災害、複合災害、過酷な事象への対応	47
6. 本格復旧・復興	49
(1) 復興に向けた総合的な検討	49
(2) 被災者等の生活再建等の支援	49
(3) 経済の復興	50
7. 対策の効果的推進	51

本大綱決定の背景

中央防災会議では、これまで、地震防災対策の検討に当たっては、繰り返し発生している、発生確率・切迫性が高い、経済・社会への影響が大きいなどの観点から対象とする地震を選定し、それぞれの地震について行った被害想定を踏まえて、下記の地震対策大綱を策定し、対策を推進してきたところである。

- ・東海地震対策大綱（平成 15 年 5 月策定）
- ・東南海・南海地震対策大綱（平成 15 年 12 月策定）
- ・首都直下地震対策大綱（平成 17 年 9 月策定、平成 22 年 1 月修正）
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱（平成 18 年 2 月策定）
- ・中部圏・近畿圏直下地震対策大綱（平成 21 年 4 月策定）

こうした中、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。このため、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波」を検討していくこととなり、平成 24 年 4 月に発足した中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて、近い将来発生が懸念される南海トラフの海溝型地震を対象に、最大クラスの巨大地震・津波の地震動・津波高等の推計、被害の想定を行い、平成 25 年 5 月に、事前防災から災害発生時対応、復旧・復興に至る総合的な対策について最終報告として取りまとめられた。

このうち、南海トラフ地震対策に関する基本的方針及び基本的な施策に関する内容については、同年 11 月に制定された「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画において記載されることとなった。

また、首都直下地震についても平成 25 年 12 月に、中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等を対象に、地震動・津波高等の推計、被害の想定及び最終報告が取りまとめられ、このうち、同年 11 月に制定された「首都直下地震対策特別措置法」に規定する緊急対策推進基本計画において、緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針に関する内容が記載されることとなった。

一方、これまでの地震対策大綱に記載していた、今後の課題として検討すべき項目、個別の具体的な施策は、各地震に共通の内容が多く、特別措置法で定める地震防災対策推進地域等の地域に関わらず、今後、防災・減災のための大規模地震対策として一体的に進めていく必要があるものである。このため、これまで策定してきた地震対策大綱を統合するとともに、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告及び首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告において明らかになった検討課題等を追加し、新たに大規模地震防災・減災対策大綱としてとりまとめることとした。

また、本大綱の国土強靱化に関する部分については、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)における国土強靱化の推進に関して、関係する国の計画等の指針としても位置付けられる「国土強靱化基本計画」の基となる国土強靱化政策大綱を踏まえ、作成しているものである。

本大綱の位置づけ

本大綱は、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震を対象としている。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進基本計画は、推進地域における各地震防災対策の推進に関する重要事項を定めるものであるが、本大綱は、事業や計画で具体化されておらず今後の検討事項となる施策も含め、幅広く施策をまとめたものである。

これらの大規模地震に対する膨大な量の被害に対しては、災害対策の主体である市町村と国・都道府県との連携による対応の強化・充実は不可欠であるが、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が連携しながら総力を挙げて対処しなければならない。このため、本大綱では、行政による「公助」だけでなく、「自助」「共助」により取り組むべき施策についても記載し、社会全体の取組の重要性を示している。

中央防災会議は、定期的に関係府省からの報告により、本大綱に基づく対策の具体化及び推進の状況について把握し、整理するものとする。また、課題についての検討成果、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ本大綱の見直しを行っていくものとする。

なお、東海地震対策大綱、東南海・南海地震対策大綱、首都直下地震対策大綱、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱、中部圏・近畿圏直下地震対策大綱は廃止する。

1. 事前防災

(1) 建築物の耐震化等

1) 住宅その他建築物の耐震化の促進

- 建築物の被害は、津波による浸水地域以外では死傷者発生の主要因であり、さらに出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因でもあることから、国、地方公共団体等は、膨大な被害量をできる限り減少させるために、建築物の耐震化に重点的に取り組む。
- 地方公共団体は、住宅やその他建築物の耐震化を進めるために、個々の居住地が認識可能となる程度に詳細な地震防災マップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るとともに、補助制度、税制優遇措置等の周知及び活用の促進を図り、住宅その他の建築物の耐震診断、耐震改修及び建替を促進する。また、1981年以降に築造された新耐震基準による建築物についても、劣化の状況を把握し、必要に応じて補修を行うなど、減災対策を促進する。
- 国、地方公共団体は、特に、木造住宅密集市街地や緊急輸送道路沿いの住宅その他建築物の耐震化を緊急に推進する。

2) 耐震化を促進するための環境整備

- 国、地方公共団体は、個人の住宅等について、住みながら耐震改修ができる手法や安価で効果のある耐震改修手法等の開発、建築士等の第三者によるアドバイス等のサービスの推進、事例・費用・事業者情報・契約方法等の情報提供内容の充実及び耐震性の評価、改修に関するわかりやすいマニュアル策定、耐震診断・耐震改修の結果に基づく地震保険料の割引制度の周知と地震保険への加入促進、総合相談窓口の整備等により、住宅の耐震診断・耐震改修の促進支援策を充実する。
- 国、地方公共団体は、多数の者が利用する建築物の耐震性の確保を図るため、耐震診断の義務化に伴う結果の公表等に取り組む。また、耐震改修計画の認定に係る容積率等の緩和や、耐震・免震・制震住宅等の安全技術開発の普及を図ることにより建築物の耐震化を促進するとともに、建築物の取引(売買、賃貸借)時における耐震診断の有無等に関する情報提供、一定の耐震性を有する安全な建築物に対する表示制度の普及等により、安全な建築物の資産価値が高まる仕組の構築に取り組む。
- 国、地方公共団体は、耐震化に向けた定量的な目標の設定を行うとともに、建築行政を所管する地方公共団体が多数の者が利用する建築物等の所有者の把握に努め、所有者に対して、耐震診断又は耐震改修についての必要な指示やその指示に従わない場合の公表等の制度が活用できるように支援することにより、耐震化を促進する。
- 国、地方公共団体は、特に建替需要が発生しにくい高齢者等の住宅について、地震時の建築物の倒壊等から人命を守るため、避難用シェルターや防災ベッ

ド等の利用促進を図るとともに、部分的な耐震化を含めた建築物の完全な倒壊を避ける対策の導入等を検討する。

- 国、地方公共団体は、地震による死傷者数を減らすため、緊急地震速報の活用や速報の迅速化を推進する。

3) 公共施設等の耐震化

- 地方公共団体は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく指導及び助言並びに指示や、庁舎、学校施設、医療施設等の個別建築物の耐震性の確保状況の公表等により耐震化の促進を図る。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、庁舎、学校、医療施設、公民館、駅等、様々な応急対策活動の拠点や避難所となりうる施設の耐震化について、数値目標を設定するなどその促進を図る。さらに、これらの施設の大規模空間の天井の脱落対策等の非構造部材の地震対策を推進する。
- 国、地方公共団体は、災害応急対策活動の拠点となる庁舎、学校、医療施設等の重要施設や津波避難ビル、不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の建築物等においては、必要に応じて、例えば震度6強以上の揺れに対しても十分な安全性を確保できるよう、耐震性に余裕を持たせることも検討する。

4) エレベータ内の閉じ込め防止技術の導入促進

- 国、地方公共団体は、地震時管制運転装置の導入の義務化や緊急地震速報を利用した地震時管制運転装置の活用の検討等により、エレベータ内の閉じ込め防止対策を促進する。

5) 家具等の固定、ガラスの飛散防止

- 国、地方公共団体は、インターネット・パンフレット等を活用して、家具等の固定器具の設置効果に関する正しい知識の普及と適切な機能を有する製品の利用促進を図るとともに、各家庭を訪問し家具類の固定・整理等を行うボランティアの育成等の対策を推進する。
- 国、地方公共団体は、家具の適切な固定が可能な住宅供給を促進するほか、安全な家具の開発・販売に積極的な事業者を表彰する制度を導入するなどにより、安全な家具の購入の促進を図る。
- 国、地方公共団体は、特に、長周期地震動による揺れの影響が大きいと想定される高層ビルにおいて、家具等の固定措置やガラスの飛散防止措置等の対策を促進する。
- 大規模集客施設等の施設において、各施設管理者等は、天井材、照明器具等の非構造部材の耐震化を促進させるとともに、国、地方公共団体は、家具等の固定措置やガラスの飛散防止措置等の実施状況の把握とその実施率の向上促進に努める。

- 国等は、家具等の固定器具やガラスの飛散防止製品の設置効果に関する検証を行う。

6) 屋外転倒物・落下物の発生防止対策

- 自動販売機の転倒防止対策について、国、地方公共団体は、自動販売機設置者に対して、耐震性重視の「自動販売機据付基準（JIS 規格）」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。
- 地方公共団体は、防犯、防災両面から民間建築物の塀の解消誘導促進等のように、平常時のメリットも踏まえた総合的な屋外転倒物対策を図る。
- 看板、壁面タイル等の落下を防止するため、地方公共団体は、各管理者が適切な点検管理を行うよう管理者意識の向上、技術面での支援、指導強化等を推進する。

7) 専門家・事業者の育成

- 国、地方公共団体は、耐震診断・耐震改修の手法、各種助成制度等に関する講習会や研修会開催、専門家の登録・閲覧・紹介制度の整備及び耐震技術コンクール等による技術開発促進等の耐震化に関わる専門家・事業者の育成を図る。

(2) 津波対策

1) 津波に強い地域構造の構築

① 海岸堤防等の整備

- 海岸管理者、河川管理者等は、最新の知見に基づき、発生頻度は比較的高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（以下「レベル1の津波」という。）に対応できるよう、必要に応じて海岸堤防等について計画を見直し、海岸堤防等の整備を行う。なお、東京湾、伊勢湾、大阪湾の港湾の防潮堤においては、地域の実情及び費用対効果を勘案しつつ、レベル1の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討する。
- 既設の海岸堤防等について、海岸管理者等は、レベル1の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なうことがないように、耐震対策を行う。
- また、レベル1の津波を超える津波が海岸堤防等を越流した場合でも、背後地の被害の軽減を図ることが出来るよう、施設の効果粘りが強く発揮できるような海岸堤防等を整備するとともに、海岸管理者等は、そのための技術開発を促進する。
- 水門・陸閘等の管理者は、代替機能が確保できる水門・陸閘等を廃止するとともに、廃止できない水門・陸閘等は、自動化・遠隔操作化等の促進や、地域における施設の利用実態を勘案しつつ、常時閉鎖や統廃合の措置等を適切に講じる。また、災害時に、現場操作員の安全を確保しつつ、適切に

操作を行う体制を構築するなど、効果的な管理運用体制を確保する。

- 海岸防災林は、ある一定の規模の津波に対しては後背地への津波外力の低減や漂流物の捕捉等の被害軽減効果が見られることから、国、地方公共団体は、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮を図ることに加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した生育基盤の造成や植栽等の整備を進める。
- さらに、東日本大震災から得られた重要な知見として、交通インフラ等を活用した二線堤を整備することにより、そこよりも内陸に津波の浸入をある程度抑制する機能が見られることから、国、地方公共団体は、必要に応じて整備を進める。

②津波対策を特に講ずべき施設の耐浪化、配置見直し等

- 国、地方公共団体等は、地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、高齢者・障害者・乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に関わる社会福祉施設や医療施設等の建築物の耐浪化等を推進するとともに、必要に応じて、これらの施設を浸水の危険性の低い場所に立地するような配置の見直しや、近隣の高台等へ通じる避難路・避難階段の整備や緊急的な避難場所の整備、また必要に応じて住居等の高台への集団的な移転を検討するなど、想定される津波の高さや立地条件等の各地域の実情等を踏まえた津波対策を講じる。
- 特に津波による浸水が想定される地域の災害拠点病院を中心とした医療機関について、その設置者は、必要に応じて、耐浪化の推進、津波浸水対策、非常用発電施設の整備・上層階移設とその燃料の確保、衛星電話、飲料水・食料・医薬品の備蓄、ヘリポートの整備等の充実を図る。
- また、毒性物質を含む危険物等の漏洩等により住民等に被害が生じないよう、国、地方公共団体、危険物等の取扱施設の管理者等は、総合的な津波対策を講じる。

③災害リスクに対応した土地利用計画の策定・推進

- 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（以下「レベル2の津波」という。）への対応を含め、災害に強い地域を構築するため、地方公共団体は、地域の実情や将来像等を踏まえ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定していく。
- 地方公共団体は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」（以下「津波防災地域づくり法」という。）を積極的に活用し、地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で、津波災害特別警戒区域の指定により一定の社会福祉施設等の建築及びそのための開発行為について制限を行うことや、市町村条例により、津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できないおそれが大きい住宅等に対して、一定の制限

を行うことについて、地域の実情や将来像等を十分に勘案し、地域住民等の意向を十分に踏まえ、具体的に検討していく。

2) 安全で確実な避難の確保

①ハザードマップ等の整備促進

- 津波が想定される都道府県は、津波防災地域づくり法に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定を行うとともに、沿岸市町村は、都道府県の津波浸水想定や市町村地域防災計画に定めた警戒避難体制に関する事項を踏まえ、津波ハザードマップの作成・見直し・周知を推進する。
- 沿岸市町村は、津波ハザードマップは地震の規模や地形等によって、さらに内陸まで浸水するおそれがあることを周知するとともに、海拔表示や誘導標識等の現地表示によって住民をはじめ一時的滞在者や観光客にも避難への意識を高めてもらう取組を推進する。
- 市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

②津波避難計画の策定促進

- 海岸線等（津波の遡上が予想される河川等を含む）を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、緊急避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、要配慮者の避難誘導の考え方、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の策定を促進する。
- 海岸線等を有する全ての市町村は、消防団、自主防災組織、町内会、民間事業所等が参画し、地域ぐるみで津波避難計画の策定を行うとともに、要配慮者を含めた避難支援体制を確立しておく。その際、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立を含め、避難誘導等に従事する者の安全確保にも留意する。
- 国等は、レベル2の津波も考慮した津波避難に関する指針やマニュアル等に基づき、都道府県における市町村に対する津波避難計画策定指針の策定や、市町村における津波避難計画の策定・見直しを促進する。
- また、不特定多数の者が利用する施設の管理者、危険物等の取扱施設の管理者等は、レベル2の津波にも対応できるよう、津波避難計画を含む津波の対応策について、策定・見直しを促進する。
- 津波避難の方法は、徒歩を原則とし、自動車による避難は、渋滞が発生し円滑な避難が妨げられるなどの危険性があることから、沿岸市町村は、そのリスクを踏まえ、各地域で住民間の合意形成を図った上で、地域性を考慮した具体的な津波避難計画を策定し、少なくとも渋滞が発生することのないように周知徹底を図る。

- 国は、地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討等の港湾内の船舶の津波対策を支援する。
- 船舶の管理者等は、沖合で船舶が航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに沖（陸から離れた水深の深い安全水域）へ避難し、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近付かないこと、港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表された場合、状況に応じて陸上の避難場所や、沖へ避難することを基本として、津波避難計画を策定する。
- 港湾管理者は、国、地方公共団体、関係事業者等と連携し、就労者や旅行者等の様々な人が活動しており、避難に適した高台が近くになく、液状化しやすい埋立地が多いこと等の港湾の特殊性を考慮した津波避難計画を策定する。
- また、海水浴客、釣り客、サーファー、スキューバダイバー、港湾利用者等の来訪者は、周辺の地理状況を十分把握できていない可能性が高いことから、地方公共団体は、他の地域と連携・調整を図りながら、平常時から津波の危険性や避難路、緊急避難場所等に関する情報の周知に努める。
- さらに、地方公共団体は、多数の来訪者等が集中している時には、避難者等の殺到による事故や避難場所の収容力超過が想定されることから、避難路、緊急避難場所の整備・確保、避難訓練の実施等を通じて、避難環境を整備するとともに誘導體制の強化を図る。

③安全な避難空間の確保

i) 避難場所・避難施設、避難路・避難階段等の整備推進

- 避難場所・避難施設、避難路・避難階段等については、これまで、専ら、レベル1の津波を想定してその整備が図られてきたが、二つのレベルの津波を想定した対策の考え方にに基づき、レベル2の津波にも対応できるよう、国は、地方公共団体が津波浸水想定等を踏まえて整備を着実に推進するためのトータルな支援を行う。その際、避難場所・避難施設等の整備に当たっては、公共用地や国有財産の有効活用も図る。
- また、地方公共団体は、避難路において、多くの避難者が集中する区間について必要となる容量を踏まえ、十分な幅員を確保するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう各施設の耐震化対策等を実施し、安全性の確保を図る。
- 地方公共団体は、既存の避難場所・避難施設、避難路・避難階段等について、レベル2の津波にも対応できるかどうか再点検・安全確認を行う。
- 冬期の発災の場合、一旦避難しても寒さのため避難場所・避難施設から自宅等に衣服等を取りに戻り津波に巻き込まれるケースがあることから、地方公共団体は、対応が可能な避難場所・避難施設には暖房設備の

整備や暖房用燃料・毛布等の備蓄を行う。

- 地方公共団体は、時間と余力のある限り、安全な場所を目指す避難行動を支援するため、避難場所・避難施設の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水深の表示、地盤高の表示等により周知する。
- 国、船舶等の管理者は、航行又は係留している船舶が沖合に避難できるよう、船舶の避難海域を事前に検討して確保する。

ii) 津波避難ビル等の整備推進

- 国は、レベル2の津波にも対応できるよう、津波避難ビル等に係るガイドラインを見直した上で、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を促進する。
- 国、地方公共団体は、民間の活力を活用した一定階数の施設（商業・公共施設・住居等）の建設や外付けの避難階段等の設置の支援等により、津波避難ビル等の指定の促進を図る。

iii) 整備が完了するまでの暫定的な対応

- 海岸堤防等の整備に時間がかかることやレベル1の津波に対しても避難場所等の整備が不十分な現状を勘案し、レベル2の津波に対応できる避難場所等の整備が完了するまでの暫定的な措置として、地方公共団体は、最低でも比較的発生頻度が高い津波には対応するように少しでも高い避難場所の確保と避難路の整備等を着実に進める。

iv) 新たな施設・装備等の技術開発促進

- 国、地方公共団体は、地形条件等により、従来型の避難施設で対応することが極めて困難な地域においては、津波避難に関する新たな施設・装備等について、コストと有効性の関係等も整理しつつ、技術開発や整備を促進する。

④情報伝達手段の多重化・多様化

- 国、地方公共団体、関係事業者は、大規模地震にも対応できるように、防災行政無線、緊急速報メール、J-ALERT（全国瞬時警報システム）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化を推進する。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、伝達手段の多重化・多様化に当たっては、住民だけでなく、社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等の特に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設の利用者、走行中の車両、運

行中の列車、船舶や海水浴客等に対しても、迅速・確実な情報伝達体制を構築する。

- 国、地方公共団体、関係事業者は、津波警報や避難指示等の発表する内容とその伝え方は極めて重要であり、警報自体の内容改善、情報伝達体制の充実に更に取り組むとともに、構築した情報伝達体制により、災害時に確実に伝達できる人員配置と訓練を実施する。
- 我が国は太平洋津波警報組織において北西太平洋の津波情報センターの役割を担っており、国は、環太平洋諸国へ津波情報の発信を着実に実施するとともに、その内容の改善にも取り組む。

⑤適切な避難行動の周知徹底

- 津波から安全で確実に避難するためには、「強い揺れや弱くても長い揺れが続けば逃げる」、「大津波警報等を見聞きしたら避難」等の基本原則をはじめとした、適切な避難行動や、相手が自然である以上、常に対策の想定を超える津波が襲ってくる可能性があるという共通認識の周知徹底が不可欠であり、国等は、津波避難に関する各種ガイドライン、マニュアルに反映させるなど、その内容の普及・啓発を推進する。

(3) 火災対策

1) 出火防止対策

- 国、地方公共団体は、地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化、耐震化を促進する。国、地方公共団体、関係事業者は、地震火災発生の主要因である電気に起因する火災の発生等を防ぐため、主に市街地延焼火災の発生の危険性の高い地域を中心として、地震時の電力供給の速やかな遮断等を行う方策を含めた出火防止対策を推進するとともに、自動的にガスを遮断する機能を有効に活用した火災対策、緊急地震速報等を利用した出火防止技術の開発等を促進する。
- 電気に起因する火災についての発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及については、国、地方公共団体は、重点的に普及を推進すべき地域の選定や信頼性・有効性を確保するための技術的事項、適用除外とする施設や設備、需要家等の条件、適切な普及方策等について検討を行い、その推進を図る。
- 国、地方公共団体は、地震時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器、防災カーテン等の防災品、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の火災防止機器・器具等の普及を促進する。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、火災の原因となる電熱器具、ガス・石油製品等を利用する器具について安全な製品の開発・購入促進を図るとともに、安全対策が不十分な古い電気器具等の危険性に関する情報提供と安全な器具等への買替の促進を図る。

- 高層ビルや百貨店・旅館・病院等の不特定多数の者が利用する大規模集客施設の上層階で出火した場合、消火活動が極めて困難となることから、国、地方公共団体、関係事業者は、高層ビルや大規模集客施設について、スプリンクラー設備や防火扉等の施設・設備の耐震化等を推進する。

2) 初期消火対策

- 国、地方公共団体は、地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の火災防止機器・器具の設置、風呂水のためおき等の消火資機材の保有の促進や、家具等の転倒・落下防止対策の実施による防災行動の実施可能率の向上、消火活動を行う消防団の充実、火災の規模に応じ自らの安全が確保出来る範囲内で消火活動を行う自主防災組織の充実等を図る。
- 地方公共団体は、耐震性貯水槽の整備の他、簡易なものも含めた防火水槽や防火用水の確保、河川・海水等の自然水利利用システムの構築、遠距離送水システムの整備、下水処理水、農・工業用水の利用等、地震時にあっても使用できる消防水利を確保する。
- 国、地方公共団体は、河川水を取水できる地点まで近づけるようにする通路・階段等の整備、水深が確保された消防用水の取水可能地点の整備等により、河川水の利用環境の整備を図る。

3) 木造住宅密集市街地等における延焼被害軽減対策

- 国、地方公共団体は、防災上危険な木造住宅密集市街地等の解消のため、市街地の再開発や土地区画整理事業等による面的整備、道路・公園等の避難地・避難場所・避難路・延焼遮断帯として機能する公共施設の整備のほか、沿道建築物の重点的な不燃化、耐火建築物・準耐火建築物への建築規制や誘導策の活用、さらに、防災カーテン等の防災品の利用促進等による不燃化誘導等の延焼被害軽減対策に計画的に取り組む。
- 地震時の倒壊により道路が閉塞し、消火・救助活動の支障となるおそれがあることから、国、地方公共団体は、老朽化した木造住宅・建築物の除却・耐震改修等の促進を図る。

4) 避難体制の整備

- 地方公共団体は、木造住宅密集市街地等の付近における火災からの避難場所や避難路の確保を図るため、避難路の沿道にある建築物の耐震化・不燃化、ブロック塀・石塀の解消、自動販売機の転倒防止、避難路における優先的な電線類の地中化、路上放置自転車、看板等の障害物の除去、急傾斜地の崩壊対策等による避難路の安全確保を図る。
- 地方公共団体は、都市公園の整備等による火災からの新たな避難場所の確保を図るとともに、避難場所周辺市街地の不燃化により、避難場所の安全確保

を図る。また、地方公共団体は、火災が大規模広域化し二次避難が必要となる場合に備え、火災に強い広域的な避難場所の確保を図る。

- 地方公共団体は、避難路、避難場所マップの作成、自主防災組織による避難訓練の実施等により避難路、避難場所の周知を図る。

（４）土砂災害・地盤災害対策

- 国、地方公共団体は、地震による崩落等の危険のある崖地等の把握に努め、土砂災害特別警戒区域等の指定等を進めることで危険箇所の増加抑制を図るとともに、急傾斜地崩壊防止施設、砂防堰堤等の整備を推進する。また、がけ等に近接する建築物の移転等を誘導する。さらに、地域住民等に対して、土砂災害危険箇所等について、ハザードマップ等の整備も含め徹底した情報提供を行う。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、ライフライン施設やインフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や宅地耐震化の促進、危険地区の建築物の移転促進による適切な土地利用の誘導等を進める。
- また、地震に伴い山地災害が懸念されることから、国、地方公共団体は、山地災害による被害を防止・軽減するための治山対策を進めるとともに、間伐等による多様で健全な森林の整備等により森林の国土保全機能の維持・発揮を図る。

（５）ライフライン及びインフラの確保対策

1) ライフラインの確保対策

- 地震・津波発生時にライフライン機能が寸断することがないように、ライフライン事業者は、ライフライン施設の耐震化・耐浪化等を進めるとともに、特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの安定化に係る対策等を進める。
- 道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝整備を推進する。
- 施設が被災した場合でも、機能停止に至らないよう、ライフライン事業者及び施設の管理者は、多重化、分散化を図るとともに、停電時の非常用発電設備の整備や燃料の確保等を図る。
- 電気については、被災地域以外の地域への影響も考えられることから、国、電気事業者等は、電力需給がひっ迫することがないように、発電所、送電線網の耐震化・耐浪化等に加え、供給力の積み増し、供給ネットワークの切替、同時被災リスクの小さい電力事業者間の電力融通等による供給力の確保や、需要家への節電要請等による需要対策（計画停電を含む需要の抑制の方策の検討を含む）等の需給両面の対策を講ずることにより、電力需給の安定を図るとともに、地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する。
- 震災後の公衆衛生の保全、雨水排水機能の確保等のため、下水道事業者は下水道施設の、市町村等の廃棄物処理事業者は廃棄物処理施設の耐震化・耐浪

化を進める。

2) 情報インフラの確保対策

- 通信等の情報インフラの機能を確保することは、ライフラインと同様に、応急対策活動を効果的に進める上で重要であることから、国、地方公共団体、電気通信事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化を進める。
- 施設が被災した場合でも、機能停止に至らないよう、国、地方公共団体、電気通信事業者及び施設の管理者は、ネットワークの多重化や衛星の活用を図るとともに、庁舎やネットワーク等の非常用発電設備の整備や燃料の確保等を図る。
- 国は、救助・救急を行う緊急消防援助隊の活動を円滑にするため、現在アナログ方式で運用されている消防救急無線設備のデジタル方式への移行を推進し、災害に強い情報通信基盤を構築する。
- 電気通信事業者及び関係機関等は、連携・協力して地下空間等における携帯電話・ラジオ等の不感地帯の縮小を促進する。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、それぞれが保有する独自の通信ネットワークの活用、インターネットの活用、マスメディアとの連携強化、アマチュア無線との連携、携帯電話のパケット通信の活用、衛星携帯電話の普及、地上デジタル放送、ワンセグの活用等により地震時の情報の共有化を図る。
- 地震発生時には電話の輻輳が想定されることから、電気通信事業者等は、災害用伝言ダイヤル、携帯電話用の災害用伝言板、パソコン用の web171 等の複数の安否確認手段の普及のための周知を行う。

3) 交通施設の安全・機能確保対策、広域連携のための交通基盤確保

- 交通施設の地震時の安全性を確保するため、道路管理者、鉄道事業者及び港湾管理者は、道路橋・鉄道高架橋等の耐震改修、鉄道の脱線対策等を促進する。
- 国、地方公共団体は、交通施設・車両安全対策のため、緊急地震速報の利用等を促進するとともに、迅速化を推進する。
- 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、地震により交通機能が寸断されることがないように、交通施設の耐震化を早急に進める。地方公共団体は、沿道・沿線家屋の耐震化、不燃化を促進する。
- 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、被災地域外を活用した代替輸送、他ルートへの迂回、他の交通モードへの転換が可能となるよう交通施設の代替性や異なる交通モード間の相互アクセス性の向上を図る。
- 道路管理者は、緊急輸送道路における道路橋の耐震改修、道路構造物の予防保全・老朽化対策、迂回路・代替路の確保等により、災害に強い道路ネットワークの整備を進めるとともに、スマート IC や緊急時入退出路の整備を進

めるなどにより、高速道路と被災地域とのアクセス性の向上を図る。

- また、道路管理者は、広域的な連携活動を支える基盤として、広域防災拠点の整備と地方公共団体間の広域的な相互連携に必要な緊急輸送道路ネットワークの整備を図る。
- 特に緊急輸送道路等としての機能を果たすことが想定される防災上重要な道路について、道路管理者は、電柱等の倒壊等による緊急自動車等の通行に支障をきたさないよう、電柱等の道路の占用の禁止または制限の運用を適切に図る。
- 鉄道事業者は、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送及び各鉄道事業者間の相互連携等の鉄道輸送ネットワークを構築する。
- 空港管理者は、滑走路等の耐震化の推進や浸水対策を図るよう努める。また、国、地方公共団体等は、都心部におけるヘリポートの確保等を含めた航空輸送ネットワークを構築する。
- 港湾管理者、河川管理者等は、耐震強化岸壁、臨海部の広域防災拠点等の整備、橋梁等の臨港交通施設等の耐震改修、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築や、震災時の輸送路等としても活用可能な緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステーション等の整備を行う。

（6）長周期地震動対策

- 国、関係機関は、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進める。
- 臨海部に集積する石油コンビナート地帯では、周辺への被害影響を低減するため、国、地方公共団体、関係事業者は、長周期地震動等による石油コンビナート施設の被害の防止や低減のための対策を推進する。

（7）液状化対策

- 液状化が広範囲の地域で発生するおそれがあるため、国、地方公共団体は、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、安価で効果のある対策工法等の技術開発を促進する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、液状化のリスクを面的に把握するために必要な既存の地盤情報について、一元的な集積を促進する。

（8）リスクコミュニケーションの推進

- 国、地方公共団体は、被害想定や施設の耐震特性等に関する情報をはじめとする地域の災害リスク情報を整備し、それをわかりやすい表現方法と手段で公表すること等により、住民等との防災に関する情報の共有を図り、防災意識の向上を進める。
- 国は、産学と連携して XML ベースのデータ規格を定めるなどの取組を行うことにより、例えば、GPS 付携帯電話やカーナビゲーションを通じた居場

所周辺のリスク情報提供、道路情報提供、不動産情報検索サイトと連動したリスク情報表示等の防災情報に関する応用サービスを様々な主体が展開できるようにする。

- 地方公共団体は、国の協力の下、地質等から判断される地盤の揺れやすさ、木造住宅密集市街地、土砂災害危険箇所等の情報から評価した建築物の倒壊・延焼の危険性、道路閉塞の可能性のほか、大規模盛土造成地、埋立地、ゼロメートル地帯等の情報について、個々の居住者が認識可能となる程度に詳細に示した地震防災ハザードマップの作成・公表や土地取引時の情報開示等を進める。
- 国、地方公共団体等は、人命を守る対策に関連する様々な技術や商品の導入効果に関する検証を行うとともに、インターネット、パンフレット等の媒体を活用して情報提供等を行い、正しい知識の普及を図る。
- 国、地方公共団体等は、外国からの来訪者、要配慮者等に対し災害時でも安全を確保できるようにするための緊急地震速報等の多言語化、公共交通機関、ホテル等の従業員等による避難誘導の取組等を促進する。また、都市内のサイン計画、ピクトグラムの標準化や災害時の対応行動の可視化など、様々な手段による防災情報の伝達対策に努める。
- 国は、発災時に、我が国の経済社会の状況や被害等について正確な事実を国民及び諸外国に向けて発信するため、あらかじめ広報計画を作成するなどの備えを講じる。特に、海外への情報発信については、各国政府、大使館、海外メディアを通じた情報発信の体制を整える。

（9）防災教育・防災訓練の充実

- 国、地方公共団体、関係機関は、地域住民や企業に対し、大規模地震等に関する正確な知識や日頃からの備え（食料・水及び生活必需品等の備蓄物資、自宅の耐震診断・耐震改修、家具の固定、ブロック塀・自動販売機等の倒壊・転倒防止措置等）についての普及啓発を重点的に実施する。
- 特に、国や地方公共団体が中心となり、パンフレットの作成・配布や企業向けマニュアルの作成、相談窓口の設置やポータルサイトの開設等を行うことにより、被害を軽減する国民運動を充実させる。
- 国、地方公共団体、関係機関は、個人や地域向けの防災に関する研修や資格制度の充実及び防災教育の充実を図るとともに、自力脱出困難者の救出や負傷者の応急処置等の防災訓練、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援を地域において定期的・継続的に実施する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、大規模地震を想定した防災訓練について、企画段階から関係機関で連携を図るとともに、関係機関の合同訓練、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練及び訓練の成果を関係機関で共有・評価して更なる高度化を図る取組等を定期的・継続的に実施する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、学校教育における防災教育の充実・向上を

図るとともに、児童・生徒等による地域防災活動への参画や学校と地域との連携を促進する。

- 特に、国、地方公共団体、関係機関は、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすこととなる小・中学生等の学校教育において、地震・津波に関する正確な知識や日頃からの備え、地震・津波が発生したときの対応、地域社会への貢献等について、組織的・体系的な教育に取り組む。また、防災モデル校の設置等を推進する。
- 国、地方公共団体は、教育・訓練の機会、活動資機材及び活動機会や場の提供等により、NPO 等への活動支援を推進する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、地方公共団体の首長や幹部に対する実践的な研修を実施するとともに、自主防災組織、学校単位、企業単位等の地域の実情に合わせ、防災リーダーの育成も念頭に置き、eラーニング等の多様な手段による研修を通じた総合的な防災教育の推進を図る。
- 国、地方公共団体、関係機関は、災害時の避難や生活再建の混乱を軽減するため、地域の住民に対して、避難所の運営のあり方、罹災証明書の申請、住宅再建等のプロセスを防災教育の中に取り込む。

(10) ボランティアとの連携

- 国、地方公共団体、関係機関は、災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターへの情報の提供、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティア活動拠点や活動用の資機材の整備等により支援し、ボランティアと連携した復旧・復興対策を効果的に進める。
- ボランティア活動が機能するためには、地域のボランティア活動が住民や医療機関等の様々な専門機関と日常的につながって機能していることが重要であり、国、地方公共団体は、こうした取組が国民的な運動となるよう各地域のボランティア活動を支援する。
- 国、地方公共団体は、災害時のボランティア活動には危険が伴うため、必要な知識を習得するための研修会等の開催を支援する。

(11) 総合的な防災力の向上

1) 地域防災力の向上

- 大規模地震災害時にあっては、要配慮者だけでも膨大な数に上ることから、個人が可能な限り被災を免れ、負傷者や要救助者等にならないことが、医療機関や避難所等の限られた資源を最大限に活用し、ひいては災害対応力に乏しい多くの方々の生命を救うことにつながることで、一人ひとりの自助の取組が共助を可能とし、公助を有効にすることについて、国、地方公共団体は、国民の理解と協力を促すよう努める。
- 国、地方公共団体は、自助を推進する観点から、“自らの身の安全は自らが守る”という意識啓発を行うほか、住宅耐震診断・補強、家具の転倒防止策

の実施、地震保険の加入等を推進するよう啓発する。

- 国、地方公共団体は、発災時における家族相互の安否確認方法の確認、各家庭における水・食料、簡易トイレ等の備蓄、カセットコンロ、手回しラジオ、非常用持出品の確保など災害時への備えが強化されるよう啓発する。特に南海トラフ地震や首都直下地震等による影響が大きく、長期にわたり物流の途絶、物資不足が想定される地域にあつては、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の備蓄を行うよう周知する。
- 地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再生を図るとともに、自主防災組織活動カバー率の向上、自力脱出困難者救出用の資機材等の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成・充実を図る。
- 地方公共団体は、地域防災力の中核である消防団の装備・施設の充実や消防団入団促進事業を実施すること等により消防団の充実を図る。
- 地方公共団体は、防災用資機材、飲食料・医薬品等が災害時に有効に利用できるよう、平常時から資機材等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施する。
- 平常時の資機材等の管理を低コストで実施できるようにすることと、非常時における関係機関間の保有資源情報の交換を容易にできるようにすることを目指して、国、地方公共団体、関係事業者が連携してデータ規格の策定や表計算ソフトウェア等でも扱える標準管理シートの作成等の取組を進める。

2) 企業等と地域との連携

①顧客、従業員等の生命の安全確保

- 企業等は、事業所の建築物の耐震化や什器等の固定、不燃化、避難環境の整備、避難誘導體制の整備等により顧客及び従業員等の生命の安全確保を図るとともに、顧客、従業員等及びそれらの家族の安否確認を行う。
- 企業等は、大規模構造物の周辺への倒壊、出火による周辺への延焼、有毒ガス等の漏洩等により、周辺地域に二次災害を及ぼさないための予防対策の強化と応急活動体制の強化を進める。
- 就業時間中に地震が発生した場合には、都市部を中心に大量の帰宅困難者等の発生が予想されることから、企業等は、膨大な数の帰宅者等が一斉帰宅行動をとることによる混乱を回避するため、施設内の待機場所の確保や備蓄品の保管等の従業員や顧客等が滞在可能な環境の整備に努める。
- 企業等は、発災直後の従業員等の行動ルールの明確化、被災状況の把握や従業員の家族等の安否確認体制の充実を図ること等により、一斉帰宅を抑制する対策の実施に努める。

②減災技術開発、リスクファイナンス

- 企業等は、安価で効果のある耐震・耐浪改修技術の開発、免震・制震住宅の開発、防災ベッドや揺れを感知して電力の供給を停止する電熱器具等の

減災に寄与する商品開発・普及、様々な事業における緊急地震速報の積極的活用、地震災害時発動型ファイナンス等の商品開発を進める。

③地域社会との連携による被害軽減の実現

- 企業等は、平常時から、地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力に積極的に貢献する。
- 企業等は、災害が発生した際には、地域住民、行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧・復興に貢献する。
- 地域貢献には、援助金、敷地の提供、物資の提供等が一般的であるが、技術者の派遣、保有する資機材を使った救援活動等のような企業の特色を活かした被災者支援も求められることから、企業等は、地方公共団体と地域貢献に関する協定をあらかじめ締結するなどにより、平常時から連携のための備えをしておく。
- 企業等は、避難者や帰宅困難者等に対する被災状況等に関する情報提供、避難誘導、水、トイレ、休憩場所等の提供等の支援体制の整備に努める。

(12) 地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用

- 国、地方公共団体、関係機関は、地震等に関する理学分野での調査研究、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野での調査研究、震災時の人間行動や情報伝達、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野での調査研究等の多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、地震防災に関する調査研究を総合的に推進する。
- 国は、活断層の位置・形状・活動履歴、地盤特性及び地震発生時のリスク等に関する調査研究を総合的に推進するとともに、その成果のデータベース化を図るなど、地震防災対策の推進に必要な情報の共有化を進める。
- 国は、高感度地震観測網やGPS連続観測網、海底地殻変動観測等の基盤観測網や震度情報ネットワークによる地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図る。
- 国は、緊急地震速報及び津波警報の精度向上等を目指した研究開発等を推進する。
- 国は、耐震設計や免震・制震装置の開発等に有用なデータを得るために、実大構造物等の振動実験研究等を推進する。
- 大規模な地震災害によって、海岸や河川の堤防等が被災した直後に風水害が発生した場合、地震被害と同時に大規模な浸水被害を受ける危険性も考えられる。国は、このような地震と風水害等が複合的に発生した場合の被害想定や防災対策に関する調査研究についても、今後推進していく。
- 国は、これらの知見・成果を体系的に整理し、共有化を図ることにより、地

方公共団体等への普及を促進する。それにより防災力の向上、人的・物的被害の軽減を図る。

- 国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模地震発生時の揺れ、火災、津波による被害軽減のための研究を行い、その成果等を活用して順次必要な対策を講じる。

2. 災害発生時の効果的な災害応急対策への備え

(1) 災害対応体制の構築

- 国は、発生した地震が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすと想定される異常かつ激甚な非常災害である場合、国民に事態の重大さを伝え、冷静な行動を促し、災害対応への協力を得るため、災害対策基本法に規定されている「災害緊急事態の布告」を発し、これに基づく各種法的措置等を迅速に講ずることができるよう、判断の基準を確認し、これらの手続きを明確に定めるなどの備えを講じる。
- 国は、被害の状況に応じて、一般車両の利用制限、道路啓開等における放置自動車及び瓦礫撤去の措置等必要な制限等について事前に検討を進める。
- 国は、甚大な被害により情報の収集が困難となる地域が発生することも考慮し、必要な情報が即座に集約される体制づくりを進める。
- 国は、政府機能や中央銀行等について、発災直後より確実に状況を把握する手段を構築し、我が国の経済社会の状況や被害等についての正確な事実、被災者対応に着実に当たり、治安対策を講じること等について、国民及び諸外国に向けて発信するため、あらかじめ広報計画を作成するなどの備えを講じる。
- 国は、政府の現地対策本部の設置場所について、被害想定等を基にあらかじめ地域ブロックごとに設置できるように計画しておくとともに、国の地方支分部局の連携等による地方公共団体の災害対策本部等の関係機関との連携強化や情報共有化、更にはライフライン事業者・民間物流事業者等の協力もスムーズに得られるような連絡調整の体制をあらかじめ整えておく。
- 地方公共団体が被災し、機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置を代行することとなるが、その円滑かつ迅速な実施のための具体的な手順等をあらかじめ検討しておく。
- 国は、大規模地震が発生した場合において、地方公共団体からの要請に基づき、被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を行う緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を迅速に派遣する体制を充実させる。
- 国は、全国の地方支分部局等から被災した地方公共団体に災害対策のための現地情報連絡員を派遣したり、地方公共団体等からの要請等に応じて衛星通信車等の情報通信機材や照明車等の災害対策用機械を出動させたりすることにより、被害状況の把握や地方公共団体に必要な支援を行う体制を充実させる。

(2) 原子力事業所への対応

- 原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年6月10日法律第166号）等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安

全性の確保に万全を期すものとする。国は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、「原子力災害対策特別措置法」（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。
- 国、地方公共団体及び原子力事業者は、原子力施設等立地市町村で震度 5 弱及び震度 5 強の地震が発生した場合は、施設の点検及び連絡体制の確立等を実施し、また、原子力施設等立地道府県で震度 6 弱以上の地震や大津波警報の発令等の原子力災害対策指針に基づく警戒事態が発生した場合は、施設の点検及び緊急時モニタリング、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を実施する等、事態に応じて、原災法、原子力災害対策指針、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画（原子力災害対策編）、原子力事業者防災業務計画等に従って対処できるような措置を講ずる。

（3）救助・救急対策

- 国、地方公共団体等は、建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救急のための要員の確保・育成や必要資機材の配備等の体制の充実を図る。また、救助・救急効果の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）、救護班、さらには、これらの救助・救急部隊等と現場で密接に連携する TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等との連携を強化するための訓練等により、より一層対処能力を向上させる。
- また、国、地方公共団体等は、救助作業の実施に当たって、救助を求める者の存在が確認しやすいように、「サイレントタイム」を設けるためのルール化について検討するほか、応急対応に従事するヘリコプター等の飛行の安全の確保等を目的とした航空情報の共有等のルール化についても検討する。
- 道路啓開や交通渋滞の解消等が遅れた場合、救援部隊の到着には時間がかかることから、地方公共団体は、被災地域内の住民、自主防災組織、地域の企業等の協力のもと救命・救助活動を行う体制の充実を図る。
- 交通渋滞等を考慮した場合、ヘリコプターによる人員搬送が重要な手段となることから、国、地方公共団体等は、ヘリコプターの運用に関し、民間会社が所有するものも含めて、組織間での運用調整の枠組みと安全航行のための管理体制の構築に努める。
- 国、地方公共団体は、広域的な災害の場合を想定し、救助・救急活動を担う実動部隊の被災現場への経路の確保や実動部隊の救助活動等の拠点の場所についてもあらかじめ検討しておく。
- 国は、災害の発生に備え、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。

- 国、地方公共団体は、大規模地震の発生により、鉄道事故、交通事故、建物崩壊等が発生し、多数の要救助者等が発生する場合を想定し、迅速な救助に当たる常備消防力の強化、緊急消防援助隊の機能強化を推進する。また、倒壊家屋等からの救助においては、消防団も救助の役割を担うことから、迅速に対応できるよう消防団の車両・資機材、装備の充実、教育訓練の充実を図る。

(4) 医療対策

- 国、地方公共団体、関係機関は、大量の発生が予測される重傷者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報を、EMIS（広域災害救急医療情報システム）を用いて共有を図るための体制を充実させる。
- 国、地方公共団体、関係機関は、広域圏における救助・救急活動の調整を図る体制や後方医療体制の整備等に努めるとともに、災害発生直後からの速やかな DMAT（災害派遣医療チーム）・救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。
- 国、地方公共団体、関係機関は、被災地における医療機能を確保するため、被災地外から移動式救護施設を搬入し、野外病院を開設するための体制について検討するとともに、陸上の医療機能を補完するため、海からのアプローチにより、医療機能の拡充と多様化を図ることも検討する。
- 各医療機関は、医薬品備蓄量、備蓄医薬品の使用期限に関する情報の把握等の医薬品備蓄の管理と更新を進めるとともに、国、地方公共団体、関係機関は、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の活用による医薬品情報の共有化と官民連携による医薬品供給体制の充実を図る。
- 各医療機関においては、施設の被害が甚大でなくても、物資の供給が滞ることを想定して、入院患者等に対する医薬品の備蓄を十分に図る。
- 国、地方公共団体、関係機関は、限られた医療資源を重傷者や重篤な患者等に充てるため、軽傷や中等傷の場合は在宅や避難所、地域の診療所等で処置を行う体制の充実と住民意識の啓発等を行う。
- 国、地方公共団体、関係機関は、災害拠点病院等への大量の重傷者の搬送にあたり、救急車のみならず、一般車等を利用した搬送についても検討する。

(5) 消火活動等

1) 消防力の充実・向上

- 地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等を行うとともに、常備消防及び消防団を充実させることによって、初期消防力の充実・向上を図る。
- 自主防災組織等は、災害発生時に、火災が拡大して危険となった場合は消火活動を中止して避難するなど、自身及び家族の安全が確保できる範囲内で、

消防機関と協力・連携しながら、初期消火活動等に当たる。

- 地方公共団体は、近隣の地方公共団体との相互応援協定の締結促進、緊急消防援助隊の充実等の広域的な応援体制をより充実させる。
- 国、地方公共団体は、救助ロボットによる救助等の技術開発、ヘリコプターによる早期情報収集の技術開発及び運用体制の整備を行う。
- 地方公共団体は、木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に広域避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行うための体制を充実させる。
- 国、地方公共団体は、主に消火活動を担う消防団及び常備消防力の強化、緊急消防援助隊の機能強化を図るとともに、火災の規模が大きい場合を想定して、緊急消防援助隊の広域的な応援体制も構築する。その際、実動部隊等の移動経路の確保や実動部隊の救助活動等の拠点の場所についても、あらかじめ検討しておく。

2) 避難体制の確立

- 地震発災後、同時多発的に市街地延焼火災が発生し、風向きにより避難の方向も異なることから、逃げ遅れ、逃げ惑い等を防止するため、例えば、緊急時の避難場所から広域避難の避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、国、地方公共団体は、地域住民に対する適切な情報提供を行う体制の充実や、避難誘導を行う者の安全確保を図る。この際、大都市地域を中心に外国人滞在者が多いという特徴や、障害者や高齢者への配慮も踏まえ対応する。
- 地方公共団体は、火災延焼危険地区における避難誘導等を行い、被害拡大の防止を図る。
- 同時多発火災が発生している木造住宅密集市街地等にあつては、初期消火に時間がかかると延焼火災に巻き込まれる危険性があることから、国、地方公共団体は、地震火災を想定した初期消火と避難行動の指針について検討し、その周知を図る。また、初期消火や救助・救急活動に携わる自主防災組織等を除き、火災を認知してから避難行動を開始するのではなく、防災行政無線、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段を用いて、早めに指定された避難場所等に避難を行う旨の周知を図る。
- 国、地方公共団体は、夜間発災時や黒煙で上空が覆われた場合等にあつても、暗視システムや熱感知システムなどによる同時多発火災の発生状況、延焼状況を体系的に収集・把握し、地域住民や徒歩帰宅者等に適切に伝達する方策について検討する。

(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1) 交通規制対策、緊急輸送ネットワークの応急復旧等

- 都道府県警察は、被災地域内における円滑な災害応急対策活動の実現に資す

るよう、緊急交通路の指定等による迅速かつ的確な交通規制が行えるように、その範囲や方法等を検討する。

- 都道府県警察は、被災地域外から被災地域内への流入規制を検討するとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等の信号機滅灯対策を推進する。
- 都道府県警察は、迂回等の交通誘導の実施のため、警備業者等との応援協定の締結や災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。併せて、車両の運転者等に対して、交通規制や渋滞情報等の交通情報の提供を行う体制を充実させる。
- 道路管理者は、災害時における緊急輸送道路の被災状況の確認を進めるとともに、道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を最優先に迅速な復旧を行う体制の整備に努める。また、道路利用者に対する通行止め状況等の道路情報の周知を行う体制を充実させる。
- 大規模地震が発生した場合、都市部においては、交通渋滞に伴うガス欠や延焼火災の切迫に伴い、大量の放置車両が発生するおそれがあることから、国は、都市部における放置車両の現実的な処理方策について検討する。
- 国、港湾管理者等は、災害時における航路等の漂流物の発生状況の確認を進めるとともに、港内外における航路啓開を行い、航路等の機能の早期復旧を行う体制の整備に努める。
- 道路管理者、空港管理者、港湾管理者、鉄道事業者等は、災害時における緊急輸送機能の確保に当たって、その効果を最大化するため、各管理者が連携した総合啓開等の行動計画を定めておくものとする。

2) 緊急輸送・搬送体制の強化

- 国は、限られた人的・物的資源を適時・的確に配分するため、その考え方を整理した上で、被害想定等に基づき、全国的視野に立って、救助・救急活動、医療活動、緊急輸送ルート、物資・燃料供給等に関し、優先度を考慮した配分計画を事前に作成する。その際、実際の地震の規模や影響範囲は様々なケースが考えられることから、それらに対応できるよう柔軟性を持った計画を作成する。
- 災害時に交通網の寸断等に伴うロジスティクスの途絶を早期に回復させるべく、国、地方公共団体、事業者が平時より連携して協力体制を構築する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、各機関の非常用救援物資の備蓄量及び民間の生産量・在庫量について短時間で情報を集約し、被災地に効率的に配送ができる体制、必要な物資を見込で配送するための需要予測手法等について検討する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、小売店やコンビニエンスストア等の早期営業再開のための輸送車両等について、救助・救急、医療、消火活動の車両に影響を与えないと認められる期間経過後から段階的かつ速やかに通行でき

るよう、あらかじめ仕組みを検討しておく。

- 国、地方公共団体、関係機関は、官民の協力協定の締結を促進し、国及び地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築を図るほか、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において、非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。
- 国は、限られた国の人的・物的資源を考慮して、例えば、一般車両が通行困難な区間においては自衛隊等による輸送を活用し、一般車両が通行可能な区間においては民間輸送事業者を活用するなど、緊急災害対策本部等における調整により、優先順位を含めた適切な輸送の実施に関する連携・協力体制の構築を検討する。
- 国、地方公共団体、関係機関は、輸送・搬送に関わる活動や、需要と供給に関する情報の一元化を図るように努める。また、全国的視野に立って、道路、港湾施設及び漁港施設の被災等に備え、陸海空合わせた緊急輸送・搬送活動に関する輸送戦略の作成やこれに基づく実践的な訓練の実施等により、即時対応力の強化に努める。

3) 広域防災拠点・配送拠点の機能の強化

- 国、地方公共団体、施設管理者は、効果的な広域オペレーションを実施するため、基幹的広域防災拠点、各都道府県の広域防災拠点、配送拠点をネットワーク化し、あらかじめ明確にしておく。
- 施設管理者は、大規模災害時の広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点の管理等を適切に実施する。
- 国、地方公共団体は、都道府県を越える支援を行うための大規模な広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を確保していくものとする。
- 国、地方公共団体は、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みを整備することにより、物流の円滑化を図る。例えば、食料品と医薬品とで梱包の色分けを行い、仕分け作業を円滑に図るようにすることや、個人からの支援物資については、被災自治体には直接送らず被災地域外の自治体等が集約して送付することについても検討を行う。

(7) 食料・水、生活必需品等の物資の調達

- 国、地方公共団体は、食料、飲料水、医薬品、燃料等の生活必需品及び医薬品並びに通信機器等の備蓄又は調達体制の整備を行う。また、国、地方公共団体は、食料や飲料水等の国内での調達が困難となる場合も想定して、国民に備蓄の重要性について周知徹底を行い、備蓄を充実させるほか、海外からの輸入について、商品調達先の選定、両国間の通関手続き簡素化、関係国・関係省庁との密な事前調整等の対策をあらかじめ講じておく。
- 国は、市町村等からの要請等を待ついとまがないときには、当該要請等を待

たずに、必要な物資や資材の供給に関する措置を講ずることができるよう、当該物資や資材の供給に係る検討を行う。

- 被災地域内における物資の安定供給のため、地方公共団体は、小売店やコンビニエンスストア等が被災直後から営業再開が可能となるようあらかじめ協定を結んでおくなどの対策を行う。
- 国、地方公共団体、関係機関、民間事業者等は、被災地域内の一般道の交通渋滞が一定の落ち着きを取り戻すまで、域外からの生活物資の搬入について、物流ネットワークを保有する流通会社、チェーンストア等の優先的な通行確保策を検討する。
- 国、地方公共団体は、食料、飲料水、生活必需品等の物資等の供給について、時間経過に伴い変化する避難者のニーズの把握と供給側への定期的な情報の共有、種類別・地域別の生産・増産可能量や各流通段階での在庫総数の把握、サプライチェーンの明確化、生産品の表示や品質の考え方の整理、緊急輸人体制の整備等、円滑な供給のためのロジスティクスを確立する。
- 緊急支援物資だけでは供給が不足する場合を想定すると、被災地域における商業流通の維持や早期回復を図ることが不可欠であり、関係事業者は、事業継続計画の策定や事業継続マネジメントを通じた同計画の見直し等により個々の事業者等の対策を進めるとともに、サプライチェーン全体として物流の寸断を防ぐために、関係事業者等の連携を推進する。
- さらに、地方公共団体は、関係事業者等と連携して、被災地の輸送拠点から各避難所等に物資等の配送を行うための配送車の確保や、支援物資の荷下ろしに必要な人員・資機材等の確保、配送エリアの区割り等について検討しておく。
- 国、地方公共団体は、流言等により物資供給が滞ることへの不安感が増大し、買い占め行為が発生しないよう、マスメディアの協力等により、物資の供給等についての適切な情報を国民に提供する体制を充実させる。

(8) 燃料の供給対策

- 石油事業者等は、石油等の燃料の供給拠点となる各地の製油所や油槽所の地震や液状化に対する耐性を高め、非常用発電装置を充実させることにより安定供給機能を確保するとともに、燃料の備蓄を充実させる。
- 石油事業者等は、停電時に備えて、給油所における非常用電源や燃料在庫の確保を図るとともに、自動車のエンジンによるバッテリー機能を活用した給油設備の備え等について推進する。
- 国、石油事業者等は、緊急時に分散型・自立型エネルギーである石油を早期に供給できるようにするため、平時から石油の一定需要を確保し、サプライチェーンの維持に努める。
- 地方公共団体と石油事業者団体等は、あらかじめ双方の間で避難所や医療施設、ライフライン等の重要施設の住所や設備情報等の共有を進め、迅速な燃

料供給に備える。

- 非常用発電設備に使用される重油・軽油の配送については、発災後、需要が急増することが見込まれるため、石油事業者団体等は、供給の優先度の設定について事前にコンセンサスを得るよう努める。
- 国、地方公共団体、関係事業者等は、発災直後よりタンクローリーの緊急交通路における通行を可能とするよう、災害応急対策を実施すべき関係事業者の指定公共機関への指定や指定行政機関等による防災計画に基づく関係事業者との協定の締結を進めるとともに、平時におけるトンネル通行規制についても必要に応じて規制を解除するなど、円滑な燃料供給に向けた対策を進める。
- 石油事業者等は、「災害時石油供給連携計画」に基づく実施訓練や訓練結果を踏まえた連携計画の見直しを不断に行い、より確実な石油供給に努める。また、燃料の供給にあたり、会社の枠組みを超えた連携体制を運用できるように、設備の標準化等を図る。
- 国、地方公共団体、石油事業者等は、緊急自動車や、被災地域内で災害応急対策に従事する緊急通行車両確認標章を掲げる車両に対し優先給油を行う方策をあらかじめ定めておく。
- 国、地方公共団体、石油事業者等は、自動車等の燃料について、平時から「半分になれば満タンにする」ということが習慣付けば発災時の混乱を緩和することができる可能性があることから、このような取組について国民に周知を図る検討を行う。
- 国、地方公共団体等は、災害用 LP ガスバルク等を避難所となりうる場所に設置するなど、燃料供給が途絶した場合の備えの充実を図る。

(9) 避難者等への対応

1) 避難者及び応急住宅需要等への対応

① 避難所への避難者数の低減への対策

- 地方公共団体は、避難所の収容力の不足が想定される地域において、避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する。
- 地方公共団体は、安全な自宅への早期復帰を促すため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施する体制を充実させる。
- 避難所そのものや生活必需品等の不足が生じることにより在宅避難となる場合もあることから、国、地方公共団体、関係機関は、民間事業者と協力して、在宅避難者も考慮した物資供給の方策をあらかじめ検討する。
- 地方公共団体は、必ずしも被災地域に留まる必要のない人等を対象として、帰省・疎開を奨励・あっせんすることも検討する。

② 避難所不足への対応

- 地方公共団体は、あらかじめ避難者等の発生規模と避難所や応急住宅の耐

震性、天井の脱落防止対策、耐火性、収容力等に関して評価し、避難所や応急住宅の収容力等が不足している場合には、避難者数の低減、公的施設や民間施設の避難所としての利用の拡大、応急住宅としての空き家・空き室、ホテル・旅館等の活用等について検討する。

- 地方公共団体等は、自宅のある市町村の避難所で避難者を収容しきれない場合には、他市町村への避難も含めて調整を図るための具体的な方策を検討しておく。
- 避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは、大きく不足することが想定されることから、国、地方公共団体は、避難所に入る避難者の優先順位付けの方策、住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるように誘導する方策等を検討する。
- 避難所に収容しきれず、公園や空地等に避難者が滞留することも考えられることから、国、地方公共団体は、備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の災害応急対策施設を有し、避難場所としての機能を発揮するよう、都市公園の機能向上を図るとともに、屋外に避難する避難者等に対してテント等が円滑に供給できるよう、その調達を広域的に調整するための情報の共有化、テント等の設置可能な用地について他の災害用用途との重複を回避するための調整等について検討する。

③避難所運営への対応

- 地方公共団体は、避難所の開設時に応急危険度判定を優先的に行う体制を整備するとともに、各避難所と地方公共団体との間の連絡体制の確立や各避難所における避難者のリスト作成等を早急に行うことができるようあらかじめ準備を行う。
- 地方公共団体は、避難所の管理者や自主防災組織等が地域住民等の協力を得て、発災時にスムーズな避難所運営が可能となるよう、避難所の運営体制の構築及び運営内容の周知に平時から努める。その際、地域住民等以外に避難所の運営に精通したボランティアに関わってもらうことも念頭に置く。
- 地方公共団体は、被災地外からのボランティア活動において、二次災害の防止や効率的な活動の観点から、期待される役割、活動にあたり留意すべき事項等について、地域におけるボランティア組織や、地方公共団体等と調整ができる体制について検討する。
- 地方公共団体は、食料、飲料水、毛布等の生活必需品の備蓄のみならず、男女のニーズの違いや子育て家庭及び要配慮者等のニーズに配慮した物資、避難者同士のプライバシーを確保する仕切や、簡易トイレ、炊事が可能な食器、簡易パイプベッド等のように、避難者の健康な生活を維持するために効果がある物資の備蓄等を促進する。
- 地方公共団体は、避難所の仮設トイレ等で生じるし尿や生活ごみの速やか

な処理体制について検討する。

- 地方公共団体は、避難所の運営に当たっては、福祉避難所が開設されるまでの要配慮者への配慮、女性等の多様な主体が責任者や避難所の運営に加わること等により、男女のニーズの違いや、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズ及び要配慮者のニーズにも応えられるように考慮する。
- 地方公共団体は、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等により、精神保健医療への需要拡大に対応するための体制の充実を図る。

④避難者が必要とする情報の提供への対応

- 地方公共団体は、避難者の情報に関するニーズを把握するとともに、効果的な情報提供体制を整備しておく。その際、ホームページや SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供についても検討する。
- 国、地方公共団体は、避難者の家族間の安否確認を速やかに行うことができるよう、固定電話を使った災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話を使った災害用伝言板サービス、インターネットを使った災害用ブロードバンド伝言板（web171）や SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の複数の安否確認手段を使用することの必要性について周知するとともに、複数の安否確認の手段の使用順位等について家族間であらかじめ決めておくこと等の重要性についても周知しておく。

⑤応急住宅提供等への対応

- 応急修理や本格補修による自宅への早期復帰を進めるため、地方公共団体は、発災時に応急修理制度について速やかに周知し、修理の促進を図る。
- 国は、発災時に全国の地方公共団体に公的賃貸住宅等の提供を広く求めることにより、公的賃貸住宅等の空家・空室の有効活用を図る。
- 民間の空家・空室を活用するため、地方公共団体は、宅建業団体等や仲介業者を通じて、あるいは直接的な家主への要請により、平時から民間賃貸住宅の家主や不動産事業者に対して震災時の一時提供制度の周知と協力依頼を実施する。また、一時提供制度における発災後の対応体制を強化するため、地方公共団体は、宅建業者等と協力し、発災後の空家・空室情報の確認体制の強化策や情報確認の効率化策等を検討する。
- 応急仮設住宅を早期に提供するため、地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地として十分な用地が確保できないおそれがあることを考慮して、利用可能と考えられる様々な用途の土地をリスト化するとともに、協定締結の要請、緩やかな協力方法の提案を行う。
- 国、関係都道府県は、地方公共団体間の応急仮設住宅の配分等について、広域調整の方法をあらかじめ検討しておく。

⑥被災者の各種手続に関する支援体制の整備

- 国、地方公共団体は、被災者の各種申請等に係る諸手続を簡素化するとともに、被災地域に総合的な相談受付窓口を設置し、オンラインサービスも含めたワンストップサービスを提供するなどにより、被災者が避難先においても支援を受け続けることができるよう、広域的な被災者支援体制を整備する。
- 国、地方公共団体は、罹災証明書の交付事務等の中長期的な被災者支援を念頭に置いた一般行政職員の広域応援についての連携体制の強化を図る。特に、被災者に対する罹災証明書の交付に際して、地域間で格差が生じないように、関係行政機関の間で罹災証明書の取扱等に関する広域間調整を行う仕組みを整備する。

2) 広域的な避難体制の検討

- 国、地方公共団体は、地震発生後に広域避難の実施が必要となる場合に備えて、地域ブロック内の都道府県間、地域ブロック間及び国レベルでの避難者の受入の調整の仕組みを検討する。

3) 避難行動要支援者に対する支援

①避難行動要支援者の避難支援等の体制の整備

- 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、防災部局及び福祉関係部局が中心となり、横断的な避難行動支援者連絡会議を設置するなどの支援体制の整備を図る。
- 市町村は、避難行動要支援者名簿の作成・活用を進め、避難行動要支援者の避難支援等を適切に行う。
- 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を参考に、避難行動要支援者の避難支援等を適切に行う。
- 国、地方公共団体は、これら震災時に迅速な防災行動をとりにくい要介護の高齢者や障害者等の安全確保を図るため、要配慮者に配慮した防災ベッド等の防災商品の開発と普及を促進するとともに、バリアフリー化を推進して段差の解消等を図る。
- 地方公共団体は、ボランティア等の協力も得ながら、聴覚障害者や視覚障害者に対して、的確な情報が伝達されるよう、文字情報や音声情報による情報提供や色使い、表現方法の工夫等に努める。また、日本語が理解できない外国人に配慮して、多様な言語やひらがな、カタカナ等のわかりやすい言葉・文字による情報提供を実施する。
- 地方公共団体は、避難所を開設する場合には、要配慮者窓口を設置するなど、きめ細かな情報提供や支援体制の強化を図る。
- 地方公共団体は、特に津波避難支援に当たって、支援者自身の安全を前提とすることや、支援者に全ての責任を負わせることのないような取決めを

地域であらかじめ検討しておく。

②福祉避難所の整備

- 地方公共団体は、要配慮者が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定し、業務継続計画を策定しておくほか、その所在や、避難経路、利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民に周知する。
- 地方公共団体は、必要に応じて、一般の避難所に要支援者のために区画された部屋を設置して対応するための体制づくりや、被災していない近隣の地方公共団体への一時的な受入等を検討する。
- 地方公共団体は、災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を開設し、その情報を速やかに周知すること等により、要配慮者の支援を迅速に実施する。
- 地方公共団体は、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、国、地方公共団体は、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築する。

(10) 帰宅困難者等への対応

1) 一斉徒歩帰宅の抑制

- 国、地方公共団体は、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、民間事業者等と協力して「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底する。
- 地震発災後、大都市圏の木造住宅密集市街地等において市街地延焼火災が発生する可能性があることから、国、地方公共団体は、延焼危険地域への徒歩帰宅者の流入等を抑制する観点からも、火災が鎮まるまで「むやみに移動を開始しない」ことの周知、適切な情報提供等に努める。
- 一斉徒歩帰宅を抑制するためには、速やかに家族等の安否確認ができることが重要であり、国、地方公共団体、企業等は、固定電話を使った災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話を使った災害用伝言板サービス、インターネットを使った災害用ブロードバンド伝言板（web171）やSNS（ソーシャルネットワークサービス）等の複数の安否確認手段を使用することの必要性について周知するとともに、複数の安否確認の手段の使用順位等について家族間であらかじめ決めておくこと等の重要性についても周知しておく。
- 国、地方公共団体は、学校等において帰宅できない児童・生徒等が多く発生する場合に備え、学校等と保護者の間で引き渡しの判断等についてのルール化、周知等を進める。
- 国、地方公共団体は、帰宅困難者等に係る対策の中でも避難行動要支援者への対応をあらかじめ具体的に検討しておく。

2) 滞留に伴う混乱の防止

- 地方公共団体は、災害用トイレの備蓄促進、公立学校、市民会館、市民ホール等の公的施設等の活用、コンビニエンスストア等の民間事業者との協定締結等により、都市部における大量の滞留者のための水道水やトイレ等の提供体制を整備する。
- 主要駅周辺等では、多数の滞留者が集中することによる混乱の発生等が想定されることから、地方公共団体、関係機関は、混乱を防止するための滞留者の誘導體制を確立するとともに、集中を未然に防ぐために滞留者に適切な情報を提供する。
- 主要な観光地には、多数の観光客が常時訪れていることから、地方公共団体は、観光客の一時滞在施設等への避難誘導體制についても構築しておく。
- 帰宅困難者は、健常であれば被災者として支援を受ける立場だけではなく、地域救援活動の応援要員にもなり得るという観点から、地方公共団体は、都市部に留まった帰宅困難者について地域救援活動の応援要員としての役割について検討する。
- 国、地方公共団体は、翌日以降の帰宅、時差帰宅の促進、そのために必要な企業や学校等における施設内待機の実施、備蓄の充実、公的施設や民間施設を活用した一時滞在施設の確保、発災時における帰宅困難者等への必要な情報提供等を民間事業者等とともに進める。
- 国、地方公共団体、企業等は、自ら管理する施設に帰宅困難者が滞留し一時滞在施設として運営すること等を想定した、帰宅困難者への対応訓練を行う。

3) 円滑な帰宅のための支援

- 都市部等では、大量の帰宅困難者の発生が想定されることから、地方公共団体は、主要な幹線道路を対象とした帰宅支援対象道路に沿って、徒歩帰宅者のために必要な水道水、トイレ、情報等を提供する機能を持った徒歩帰宅支援ステーションを確保する。この際、地震により断水している場合があることも想定して、簡易トイレ等の備蓄について検討する。
- 地方公共団体は、幹線道路沿いの避難所では、徒歩帰宅者等が多数集まってくることも想定して、避難所運営マニュアル等にあらかじめ対応方法を定めておく。
- 国、地方公共団体、関係交通機関は、バスや舟運による帰宅困難者等の搬送を検討する。鉄道は、点検後被害がないことが確認されたところから順次折り返し運転が可能になると考えられることから、バス輸送との連携も含めた鉄道の折り返し運転を、あらかじめ検討しておく。
- 国、地方公共団体は、円滑な徒歩帰宅を支援するために、徒歩帰宅者に必要な帰宅経路の状況に関する情報の提供、危険箇所や混雑箇所での避難誘導等の実施、安全な歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化）や、円

滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の一掃に向けた平時からの取組、救急・救護体制の構築等について検討を進める。

- 徒歩帰宅者は都府県境を越えて移動する場合も想定されることから、国、地方公共団体は、都府県境で接する地方公共団体が連携して徒歩帰宅者を支援する体制を構築する。

(11) ライフライン及びインフラの復旧対策

- ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、政治、行政、経済の中核機関や人命に直接関わる重要施設に関するライフライン及びインフラの被害を早期に復旧できるよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させるとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、被災した施設の復旧に当たっての優先度を含め、復旧活動の調整方法についてあらかじめ検討しておく。その際、各ライフライン及びインフラ間の「相互依存性」も考慮する。
- ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、OBの活用や人材育成による復旧要員の確保、復旧資機材の調達体制の確保、復旧要員や資機材の搬送体制の整備、復旧訓練の充実等による復旧体制の充実を図る。
- 国、地方公共団体、ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、的確な復旧活動の実現に向け、復旧見込み情報等の復旧関連情報の共有化を促進するとともに、マスメディアとの連携により、ライフラインの復旧見込み情報等の周知を図る体制を充実させる。
- 道路管理者は、緊急輸送ネットワーク等の交通基盤を早期に確保するため、道路啓開に関する計画をあらかじめ策定し、必要な資機材について、平常時からの備蓄や所在の把握、建設業者等との協定等により、適正な確保・配置を行う。また、道路の被災情報の収集・連絡体制の充実を図るとともに、CCTV や道路情報モニター等を活用し、迅速な道路被災情報の収集・共有を行う。
- 国、地方公共団体、鉄道事業者は、鉄道施設の復旧にあたり、各路線の被災状況や復旧の見込、広域的な需要等を勘案しながら、ネットワーク全体として円滑かつ効率的に復旧作業や運行の再開が行えるような方策、枠組について検討する。
- 地方公共団体は、除去後の放置車両の仮置き場としても利用可能な空地のリスト化をあらかじめ行い、随時、情報を更新しておくことにより、放置車両の除去体制を充実させる。
- 発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設が被災することが想定されることから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う体制を充実させる。

(12) 保健衛生・防疫対策

- 地方公共団体は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の健診体制の充実、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、避難所をはじめ被災が想定される地域の衛生環境維持対策をあらかじめ検討しておく。
- 国、地方公共団体は、不足が想定される感染症専門医をあらかじめ確保しておく。
- 地方公共団体は、仮設トイレの配備計画、ポータブルトイレの備蓄、下水道を利用したマンホールトイレの配備計画等の多様なトイレ対策を進める。また、高齢者や身体障害者等に対して、介護用の室内ポータブル型トイレ等の配備に努めるなど、高齢者等にも配慮したトイレ対策を推進するとともに、排泄物等の処理対策についてもあらかじめ検討しておく。
- 国、地方公共団体は、入浴の支援について、多数が一斉に使用する銭湯形式だけでなく、一斉入浴が困難な高齢者や身体障害者等が安心して入浴できるよう、移動入浴車等を手配するなど、きめ細やかな支援体制を検討する。
- 国、地方公共団体は、震災後の被災者の心身のケア体制の充実・向上を図るため、医師・保健師・看護師等のチームによる個別訪問や身近な場所での巡回相談等の体制をあらかじめ検討しておく。
- 国、地方公共団体は、相談窓口を掲げても人目を気にして自ら相談しにくい場合や、専門家が制服だとかえって相談しにくい場合等があることを考慮して、震災後の被災者の心身のケアに関する相談体制を検討する。

(13) 遺体対策

- 津波による遺体は特に損傷が激しいことから、国、地方公共団体は、歯科医師を含む医師を全国から動員し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元の確認、遺族への遺体の引き渡し等に係る体制を整備する。
- 国、地方公共団体は、広域的な火葬の実施体制の確保、柩等の遺体の火葬・保管に要する資機材の確保、遺体保管・運搬体制の確保、仮安置所の設定、火葬場の耐震化・耐浪化等により、適切な火葬のための対策を推進する。
- 国、地方公共団体は、遺体処理の従事者の精神的なケアを行うことができるよう、カウンセラー等の派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

(14) 災害廃棄物等の処理対策

- 地方公共団体は、あらかじめ災害廃棄物等の仮置場としても利用可能なストックヤードをリスト化し、随時、情報を更新すること等により、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を検討しておく。また、国、関係機関と連携し、災害廃棄物等を被災地域外に順次運搬・処理する場合も想定し、河川舟運や港湾を活用した水上輸送体制を整備しておく。
- 地方公共団体は、国が策定した災害廃棄物対策指針を参考とし、リサイクル

対策や地方公共団体間の広域的な協力体制の整備等の具体的な処理対策、災害廃棄物等の分別、収集、運搬、中間処理、最終処分について検討を行い、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、災害発生時には、被害規模に応じた災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(15) 防災情報対策

1) 発災時における防災情報の共有化

- 国、地方公共団体等は、リアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報、ビッグデータ等を効果的に組み合わせて、被災直後の状況を収集する体制を充実させる。
- 国、地方公共団体等は、航空機や夜間も飛行可能なヘリコプターの利用体制の充実、暗視カメラ画像や衛星等による合成開口レーダ画像、災害用ロボット、衛星通信、自動二輪車等の活用により、夜間、悪天候や山間地等の悪条件下での情報収集体制を充実させる。
- 国、地方公共団体は、震度情報ネットワークにより、震度情報を確実に収集できる体制を維持・確保していく。
- 国、地方公共団体は、被災地域の各種情報について、NPO、ボランティア、民間等を通じて的確かつ効率的に収集するため、情報拠点の被災地域外での設置、民間防災ポータルサイト（インターネット上に整理された総合情報窓口）の活用、情報整理等のため防災に関する専門家の登録を進めるほか、NPO・ボランティアのマッチングシステムの推進、民間ヘリコプターとの協定の拡大等を進める。
- 国、地方公共団体、関係機関は、総合防災情報システムを用いて、意思決定者間の意思疎通や関係者間の情報の共有化を進めるなど、広域間での情報連携体制を充実させる。
- 国、地方公共団体は、GIS（地理情報システム）を活用した情報共有化基盤を整備するなどにより、複数機関による支援を円滑に進める。
- 国は、電子防災情報システムにより、収集したインフラ等の被災情報等をあらかじめ作成した電子防災情報図に集約し、分析するとともに、総合防災情報システム等との情報共有・連携を図ることにより、より迅速で効果的な災害対応、応急活動を行う体制を構築し、災害に備える。
- 国、地方公共団体、関係機関は、各機関の要員配置状況や防災資機材の保管場所、数量、輸送状況等に関する情報について、安全保障面等からの情報のフィルタリング等の対策を施した上で、防災関係者がGISベースで共通の状況把握ができるようにし、関係機関間のより一層迅速で効果的な災害対応時の連携を図る。
- 国等が中心となり、情報の収集・共有・伝達を円滑に行うため、データ規格等の整備を進める。

- 国、地方公共団体、関係機関は、情報の自動的な階層化等により、災害時に膨大な情報が発信される中で、重要な情報を容易に選別できるような仕組みを検討する。
- 国、地方公共団体等は、災害時に情報を即時に直接配信することができるホームページや SNS（ソーシャルネットワークサービス）を活用した情報提供のあり方について検討しておく。
- 国、地方公共団体、関係機関は、被災地域の円滑な復旧・復興を支援するとともに風評被害の発生を抑制するため、被災状況、交通状況に加え、飲食店、宿泊施設、観光施設の営業状況等も含めた情報が適切に発信され、容易に入手できる環境を整備する。
- 国、地方公共団体、関係機関が協力して、GPS や IC タグ等の技術を活用し、位置情報の常時管理を指向したロジスティクスシステムの構築を進める。
- 国、地方公共団体、関係機関は、防災業務従事者間での通信の相互運用性の向上、非常通信計画の見直し等の非常通信協議会との連携等を通じ、関係機関間・地域間の災害時の情報連絡体制を充実させる。

2) マスメディアとの連携等

- 社会的混乱を防止するとともに、被災地域の住民等の適切な判断と行動を支援し、住民等の安全・安心を確保するため、国、地方公共団体等は、災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集連絡体制等について、交代要員等も含めてあらかじめ計画しておくとともに、発災後には、記者会見や記者発表を定期的に行うこと等により、情報提供の円滑化を図る。
- 国、地方公共団体等は、収集した情報がテレビ、ラジオ、携帯電話、パソコン、タブレット端末等の多様な情報伝達手段を介して効果的に国民に届けられるようにするため、マスメディアとの連携強化を図る。
- 国、地方公共団体等は、応急対応に支障が生じないように、報道関係者の立入りが可能な範囲を必要に応じて合理的な範囲であらかじめ検討しておく。
- 国、地方公共団体、関係機関等は、被災地や被災者への取材や報道によって、直接的又は間接的に復興に向けた支援となる場合が多い一方で、かえって精神的なストレスを与える場合もあることに留意する。
- 大規模な地震が発生した場合、我が国の経済社会の状況や被害等について国内外に正確な事実を知らせることができなければ、得てして被害の状況が過剰に捉えられるおそれがある。国内外に局所的あるいは偏向的な被災情報が流れることは、日本全体の被災として大きな誤解を招き、経済的にも大きなダメージを受けることとなる。政府が我が国の経済社会の状況や被害等についての正確な事実を海外メディアを含めて発信することが、結果的に国内の経済社会の安定と日本の信頼を保持することになるという認識のもと、国は、国内外への広報や情報発信の対応が的確にできるよう戦略的な備えを構築する。

(16) 社会秩序の確保・安定

- 国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実、警察と警察 OB や地域の防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を図る。その際、災害時の防犯に関する情報提供を行うなど、災害発生時に防犯ボランティアからの協力が得られるような環境の整備等を図る。
- 地方公共団体は、流言飛語に基づく風評による混乱を防止するため、コミュニティ FM、ケーブルテレビ、インターネット、地上デジタル放送、ワンセグ、電子メール、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の多様な情報提供手段を活用して、治安に関する地域単位のきめ細かな情報を提供する。また、国、地方公共団体は、風評等を速やかに把握し、事実を確認し、打消し情報を発信する仕組みについて検討する。

(17) 多様な空間の効果的利用の実現

- 国、地方公共団体等は、避難場所、応援部隊の活動拠点、物資の集積拠点等の応急対策活動上のオープンスペースの需要を踏まえた利用競合の整理等のオープンスペースの利用のあり方と調整ルールを検討する。
- 国、地方公共団体等は、公共用地や国有財産の有効活用を図りつつ、あらかじめ利用可能な空地や民間倉庫、公園等の多様な空間の利用について事前に管理者と調整した上でリスト化し、随時、情報を更新するなど、円滑なオープンスペース利用体制を整備する。
- 地方公共団体は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として利用する場合には、学校の教育活動にも十分に配慮した上で利用のあり方を検討する。

(18) 広域連携・支援体制の確立

- 国、地方公共団体、その他の防災関係機関は、必要な資機材等の物資、活動要員の搬送活動や被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互応援協定や民間企業との応援協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る国、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化を図る。
- 国、地方公共団体、その他の防災関係機関は、特に応急対策活動において、災害時の連携が困難になるおそれがある場合には、これらの機関の立地の集約化等の対策を講じる。
- 国、地方公共団体は、平常時から災害時の応急対策に必要な情報を共有化するとともに、広域的な応急対応を行う際の活動方針、活動内容等を十分調整しておく。
- 国、地方公共団体は、被災地域の状況や被災地域の地方公共団体からの要望内容を踏まえて、資機材や活動要員等の必要な人的・物的資源を適切かつ円滑に搬送することができるよう、必要な人的・物的資源の配分方法や緊急輸

送ルートの設定等の方法を検討する。

- 地方公共団体は、近隣の地方公共団体に加えて、同時被災を考慮して遠方の地方公共団体と相互応援協定の締結を行うなど、広域避難等のために必要な準備を整えておく。
- 広域的な活動を連携して円滑に行うため、国、地方公共団体、その他の防災関係機関及び関連事業者は、応急対策活動の標準化や、必要に応じてそれを活かした支援アプリケーション類の開発を進める。
- 国は、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）申し入れがあった場合には、関係省庁申し合わせ等を踏まえ、適切かつ迅速に対応する。
- 国は、外国からの救援部隊の受入れ等について、必要に応じ申し合わせの内容を見直すとともに、税関、入国管理、検疫等の各手続きが被災による様々な影響が生じている状況下においても迅速に行えるようにする。

3. 被災地内外における混乱の防止

(1) 基幹交通網の確保

- 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、交通施設の耐震化を早急に進めるとともに、交通施設の代替性や異なる交通モード間のネットワークの向上を図る。
- 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、被害波及の軽減の観点から、重要な路線・拠点等を中心に、早期に復旧できるよう要員確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させる。
- 地方公共団体、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化を促進する。
- 道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、OBの活用や人材育成による復旧要員の確保、復旧資機材の備蓄と適切な配置、復旧要員や資機材の搬送体制の整備、復旧訓練の充実等による復旧体制の充実を図る。

(2) 民間企業等の事業継続性の確保

- 大規模地震に伴い発生する施設等の直接的な被害に加え、国内のみならず国外への経済的な影響を可能な限り低減させるため、国は、被害の状況や復旧の状況について、適切かつ積極的に情報発信を行う。
- 企業は、事業継続計画を策定し、事業継続マネジメントによって、事前対策を実践し、継続的に取組を改善・発展・定着させる。具体的には、①経営者が方針を立て、②計画を立案し、③日常業務として実施し、④従業員の教育・訓練を行い、⑤結果を点検・是正し、⑥経営者が見直すことを繰り返す、このような一連のサイクルを事業継続マネジメントに明確に組み込み、それを実行していく。事業継続計画の策定・改善の際は、不測の事態により一定の経営資源の喪失や復旧の遅延等が生じた場合における結果事象型の対応についても検討を行う。
- 企業は、サプライチェーン寸断対策として、サプライチェーンの複数化、部品の代替性やバックアップライン、通信手段や輸送手段の確保、ICTを利用した情報把握等について検討を行うとともに、検討結果を事業継続計画に反映させる。
- 企業は、鉄道等の交通状況が回復するまでの間、通勤可能な人員を見込んで優先すべき業務の絞り込みや継続性の確保、通勤時間帯の分散化や二泊三日勤務等のシフトの工夫、自宅での勤務や支店、営業所を活用した移動の少ない方法による業務の継続といった、発災時の被害想定や復旧見込み、企業の立地特性や従業員の居住地等を勘案した合理的で実効性の高い事業継続計画の策定及び継続的な改善に努める。
- 企業活動が高度に集中している大都市圏が被災することにより、経済中枢機能が低下し、生産・サービス活動が大きく影響を受けることから、企業は、

他の地方ブロックへの権限委譲、企業間連携、重要なデータやシステムの電力供給の系統の異なる場所等における分散管理を行うなど、経済中枢機能やデータ等のバックアップ体制の強化を図る。

- 病院、福祉サービス関連事業者等の被災者の生命の確保や健康の維持に密接に関わる事業者、支援物資の緊急輸送やサプライチェーンを支える物流事業者等は、災害時においても事業を継続できるよう、物流事業者間での協定、物流拠点の複数化、事業継続計画の策定等の事前の準備の実施と必要な体制の整備に努める。
- 国は、企業等による事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの取組を支援・促進する立場から、事業継続ガイドライン等の周知を図るとともに、企業等の事業継続の取組を評価する手法を検討し、実効性のある事業継続の取組を促進する。
- 国、地方公共団体等は、医療・介護・福祉施設等のように、事業継続計画の策定が十分に進められていない分野については、分野毎に事業継続計画の普及を促進する。
- 国、関係機関は、災害時における企業の資金決済の円滑化や市場の安定化に向けた方策を検討する。

(3) 国、地方公共団体の業務継続性の確保

- 国、地方公共団体は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要な人員、近傍宿舎への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定することにより、業務継続性を確保する。
- 国、地方公共団体は、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。
- 国、地方公共団体は、策定した業務継続計画の実効性を高めるために、定期的な訓練や状況の変化、有識者による評価等を踏まえ、当該計画を改定する。
- 国、地方公共団体は、業務継続性を確保するに当たっては、被災した職員の治療、ライフラインの復旧、不足した資機材の調達等において、民間企業等の事業継続体制との連携を図る。

4. 様々な地域的課題への対応

(1) 地下街、高層ビル、ターミナル駅等の安全確保

- 国、地方公共団体、施設管理者は、地下街、高層ビル、ターミナル駅等の不特定多数の人が利用する都市の施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設の耐震化、出火防止対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進する。
- 国は、地震時管制運転装置の設置の義務化や緊急地震速報を利用した地震時管制運転装置の活用の検討等によるエレベータの安全対策を推進するとともに、地方公共団体、関係事業者は、閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進する。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、エレベータ停止による不安や混乱を避けるため、早期復旧に向けた技術的課題等を整理し必要な対策を講じるほか、地震時のエレベータ運行について建築物管理者や利用者に広く周知する。
- 二次災害及び混乱の防止を図るため、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。特に、複数の管理主体から構成される地下街等において、管理主体間の連携組織の構築を促進するとともに、整合のとれた避難計画や応急対策活動計画の策定を促進する。

(2) ゼロメートル地帯の安全確保

- 国、地方公共団体等は、地震時に河川・海岸堤防等が沈下・損壊することにより、洪水・高潮による浸水被害が発生したり、長期間湛水したままの状況が続く危険性からゼロメートル地帯の安全を確保するため、堤防等の整備、耐震点検を進め、耐震対策、液状化対策、老朽化対策等を強化すること等により、平常時の管理体制の充実を図る。また、ゼロメートル地帯等における地下駅の出入り口対策、情報の迅速な提供による地下利用者の避難対策等について検討する。また、水門や陸閘等について、地震動等による歪みなどのために閉門操作ができなくなるおそれがあることから、効果的な管理運用体制の構築や地震発災後の応急対策について検討する。
- 地方公共団体は、地震時の浸水被害軽減のため、土のう等の水防資機材の配備、水防団の組織化、水防活動の訓練等により、地域における水防体制の強化を促進し、国、地方公共団体は、排水ポンプ等の排水施設やその機能を支える非常用発電装置等の整備及び既存施設の耐震化、耐水化を進める。
- 国、地方公共団体は、地震時の浸水危険性を表示した地震ハザードマップの作成と周知に努めるとともに、発災時における堤防等の被災状況や浸水状況等に関する情報を収集・伝達する体制の充実を図る。
- 地方公共団体は、浸水による人的被害の軽減に向けて、公的施設や民間ビル、マンション等の避難対象施設としての利用に関する管理者との協定締結を推進する。また、既存の避難所についても、浸水危険性を評価して、浸水時においても利用可能な避難所の指定等の対策を実施するとともに、避難誘導

体制の整備を進める。

(3) 石油コンビナート地帯及び周辺的安全確保等

- 国、地方公共団体、関係事業者は、石油コンビナート地帯において、引き続き、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等の災害の防止に関する法律に基づく対策や災害発生時の消防の即応体制の強化等の対策を進める。
- 地方公共団体、関係事業者は、地震・津波に伴う石油コンビナートの被災による周辺への影響評価を充実するとともに、緊急確保航路沿いの護岸等の耐震化等の臨海部の工場地帯の地震・津波防災性の充実を図る。
- 地方公共団体、関係事業者は、危険度に関する情報開示や、危険が察知された場合の施設関係者、周辺市街地の居住者、鉄道・自動車による移動者等に対する避難勧告や誘導等が的確に行われる体制を整備する。
- 国、地方公共団体、関係事業者は、石油コンビナート地帯以外の特定屋外タンク貯蔵所等や液化天然ガスタンク設置地点においても、引き続き、災害の防止に関する法律に基づく対策や災害発生時の対策を進める。
- 国は、石油コンビナート災害により適切に対応するため、緊急消防援助隊において、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を設置し、高度な特殊車両等の配備や、当該応急対応に資する高度な車両・資機材等の研究開発を進める。

(4) 道路交通渋滞への対応

- 首都直下地震等においては、道路上への瓦礫の散乱、道路施設の損傷、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大、放置車両の発生等により、道路交通が麻痺するおそれがある。このため、国、地方公共団体は、地震発災後の自動車利用の自粛について、広く理解と協力を呼びかけるとともに、実効性のある一般車両の利用の制限、放置車両の処理方策等について検討する。
- 国、地方公共団体、道路管理者等は、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、発災時に高速道路上を走っている車両を遠方の出口へ誘導することがある旨等について、あらかじめ利用者に理解と協力を求め、発災後は適切にこれらの誘導等を促すなど、被災地全体の交通制御を見据えた誘導方策等についてあらかじめ検討する。
- 国、地方公共団体、道路管理者は、高速道路出口から避難所・物資の集積場所等の目的地への輸送手段の確保方策について検討する。

(5) 孤立可能性の高い集落への対応

- 地方公共団体は、集落へ通じる道路、鉄道等の被災可能性や多重性の有無等を十分に検討し、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努める。

- 地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、被災時における外部との通信確保に向けた備えの充実を図るため、衛星携帯電話、MCA 無線、市町村防災行政無線、簡易無線機、公衆電話等の多様な通信手段の確保及び国の災害対策用移動通信機器の活用に加え、通信関連施設の耐震改修を進める。
- 地方公共団体は、停電により通信機器が使用できなくなることも想定して、通信機器用の非常用電源を確保する。
- 地方公共団体は、発災時にこれらの通信機器や非常用電源を確実に使えるようにするため、防災訓練等を通じた使用方法の習熟を図るとともに、自主防災組織や消防団等による発災時の被害状況把握のための体制を構築する。
- 地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量（1週間程度）の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。また、古い空き家が倒壊して道路が寸断することも想定し、空き家の撤去や管理等の空き家対策についても検討を進める。
- 地方公共団体は、孤立する可能性がある集落内において、太陽光発電、風力発電等の供給可能な電源と蓄電池の確保についても検討するとともに、ライフラインについては、場合によっては、ネットワーク型の整備ではなく、LPガス、合併浄化槽等の各戸完結型の整備についても検討する。また、共助の視点から、近隣集落間での情報共有体制を強化するための仕組づくりを進める。
- 国、地方公共団体は、ヘリコプター・航空機、人工衛星等の画像情報や震度情報ネットワーク等のあらゆる手段を活用すること等により、被災地域の状況把握体制を充実させる。
- 地方公共団体は、孤立集落等に対する物資供給や救助活動にヘリコプターを有効に活用するため、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備や、臨時の緊急着陸が可能な場所のリストアップを行うとともに、迅速な物資供給・救助活動を可能とする要員・資機材の集積等のためのオープンスペースの確保を図る。
- 国、地方公共団体は、道路寸断等の道路被害に関する情報の迅速な収集と関係者間での共有化ができる体制を整備する。また、国、地方公共団体等は、災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるとともに、道路法面、鉄道法面、隧道の崩壊防止、陸路、海路、空路の代替交通手段の確保等の交通基盤の寸断回避対策を進める。

(6) 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減

1) 農業用施設等における地震・津波対策

- 地方公共団体は、地震による被害の未然防止または軽減を図るため、土地

改良施設の耐震化を推進するとともに、ため池決壊等に係るハザードマップの作成、警報装置等の整備に努める。

- 地方公共団体、関係事業者は、火災等の二次災害を防止するため、農業用燃料タンクの耐震化・耐浪化等の対策を推進する。
- 国、地方公共団体は、地震による農地地すべりの防止又は軽減を図るため、地すべりの原因となる地表水や地下水の排除、侵食防止施設の整備等の対策を推進する。
- 国、地方公共団体は、地震動や津波による堤防の破損等に伴う海水の浸入による土地・作物の被害を軽減するため、堤防等の整備を推進する。また、重度の被害でなければ散水や灌排水による被害の軽減や復旧も可能であることから、用水確保、排水機能を充実させる。

2) 港湾・漁港における地震・津波対策

- 国、地方公共団体等は、港湾・漁港施設の耐震化・耐浪化を進めるほか、港湾・漁港施設及び関連施設が被災した場合の代替施設や輸送方法、さらには港湾・漁港の外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策等について検討する。
- 国、地方公共団体等は、漂流物による二次的な被害を軽減する観点から、漂流物防止柵の設置、漁船・船舶や養殖施設の係留を促進する。
- 地方公共団体、関係事業者は、漁業用燃料タンクの耐震化・耐浪化等の対策を推進する。
- 国、地方公共団体、関係事業者等は、津波警報等を港湾・漁港周辺だけではなく、海上にいる漁船・船舶においても受信できるシステムの開発と普及を推進する。

(7) 積雪・寒冷地域特有の問題への対応

1) 冬期道路交通の確保

- 国、地方公共団体は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結による寸断のため物資供給等が滞ることがないように除雪体制を優先的に確保する。また、地域の状況に応じて、道路の消融雪施設や流雪溝等の整備を進める。

2) 緊急通信ネットワークの確保

- 国、地方公共団体は、通信機器の着氷による故障等の影響を軽減し、住民への緊急情報の伝達手段を確保するため、市町村防災行政無線の屋内戸別受信機の普及を促進する。

3) 豪雪、寒冷地における避難生活環境の確保

- 国、地方公共団体は、積雪期に避難所生活が長期化する可能性の高い地域における、飲食料や生活必需品等の備蓄・調達体制の強化・充実を図る。
- 地方公共団体は、寒さによる過酷な避難所生活の緩和を目指し、暖房設備の整備や、暖房用燃料の備蓄等を強化する。また、停電等によって暖房設備

が使用不能とならないよう配慮する。

- 地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地について、利用可能なオープンスペースが積雪により減少する可能性があることを考慮した用地の確保に努める。

4) 雪崩対策

- 国、地方公共団体は、雪崩危険箇所の調査や公表等情報開示を行うとともに、雪崩防止施設の整備を推進する。さらに、地震後の緊急点検体制の整備や必要に応じた応急対策の実施、避難場所への適切な避難誘導等の施策を充実し、二次災害防止を図る。

5) 救助・救出体制の強化

- 国、地方公共団体は、積雪時の家屋の倒壊や雪崩の発生等により自力脱出困難者が雪に埋もれていることも考慮し、地元救助部隊、緊急消防援助隊及び警察災害派遣隊による救助・救出技術の高度化、救助・救出体制の強化に努める。

6) 建物被害軽減対策

- 揺れによって損傷した建物が、その後の積雪で倒壊することによる人的被災を回避するため、地方公共団体は、積雪荷重による影響を踏まえた被災建築物の応急危険度判定を実施する体制の整備を図る。

(8) 文化財の防災対策

- 国、地方公共団体は、文化財の所有者等による建造物等の耐震化等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに、文化財の所在情報の充実、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。
- 地方公共団体は、文化財の所有者等による消火活動や文化財の搬出、保全活動、観光客等の避難・誘導等が迅速・的確に行えるような体制の充実を図るとともに、日頃からの訓練等を実施する。
- 地方公共団体は、文化財を含む地域のまちづくりの中で、文化財の周辺地域としての環境や景観の保全に配慮しつつ、都市の整備、地域の自主防災組織が利用できる消防水利の整備等により地域の防災力の向上を目指す。
- 地方公共団体は、火災による文化財の延焼を減ずるため、文化財周辺の街路樹整備、公園・空地整備、消防や地域による消火活動のための施設の整備、建築物の耐震化・不燃化等を進める。
- 地方公共団体は、津波による被災の可能性が高い文化財がある場合は、必要に応じて、その文化財としての価値の適切な継承にも配慮しつつ、当該文化財を安全な場所に移すこと等の可能性を検討する。
- 地方公共団体は、文化財の保全場所や住民・観光客等の避難場所を整備し、地震発生後の対応に配慮する。

- 地方公共団体は、自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により、文化財を有する地域全体の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化財の搬出・保全活動、住民や観光客等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。

(9) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- 国、地方公共団体は、オリンピック・パラリンピック東京大会で使用する施設や地域のインフラについて、既存・新設を含めて耐震性や液状化対策等を確認し、必要に応じて改修や補強等を進める。
- 国、地方公共団体等は、外国からの来訪者、要配慮者等に対し災害時でも安全を確保できるようにするための緊急地震速報等の多言語化、公共交通機関、ホテル等の従業員や同大会ボランティア等による避難誘導の取組等を促進する。また、都市内のサイン計画、ピクトグラム標準化や災害時の対応行動の可視化など、様々な手段による防災情報の伝達対策に努める。

5. 特に考慮すべき二次災害、複合災害、過酷な事象への対応

- 大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において他の災害が複合的に発生すること等が考えられることから、国、地方公共団体は、複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、対策を検討する。
- 国、地方公共団体、施設管理者は、大規模地震発生後、庁舎、学校施設等の公共施設、道路、鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、同報無線等の防災上・社会生活上重要な施設の破損等の有無について緊急的に点検を実施し、支障がある場合には迅速な補修を行うとともに、防災行動計画（タイムライン）の策定等を推進する。
- 原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、大規模地震発生後、二次災害防止のため、施設の点検を緊急的に行い、異常が見られる場合は関係法令に従って速やかに対処するものとする。
- 大規模地震発生時における有害物質の排出・流出等により、環境汚染及び国民の健康被害が生じることがないように、有害物質の貯蔵状況等に関する情報共有、有害物質排出・流出時における監視・拡散防止等について、国と地方公共団体が連携して的確に対応する体制を構築する。
- 国、地方公共団体、施設等の管理者は、余震や地震発生後の降雨により、緩んだ地盤の崩壊や損傷した構造物・施設等の倒壊、そして、河道閉塞（天然ダム）が形成された場合には決壊等を引き起こす可能性があることから、調査・点検、被害予測、情報提供、応急措置等を迅速に行うため、土砂災害に係る二次災害防止活動の実施体制の整備を図る。
- 国、地方公共団体は、大規模地震発生後の点検結果によっては各重要施設が十分に機能しない場合があることを考慮した上で、台風の強度や進路等の気象状況を踏まえ、風速、雨量、河川水位及び潮位の状況、土砂災害警戒情報、気象警報の発表状況等に応じた適切な避難勧告・指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。
- あらかじめ設定している避難場所や避難路が地震・津波の被害により使用できない可能性があること、地震・津波により避難所や仮設住宅等に避難者が移動していること等から、地方公共団体は、災害に応じた避難場所や避難路について改めて設定し、周知徹底を図るとともに、実践的な防災訓練を実施する。
- 国、地方公共団体は、大規模地震と事故災害が複合的に発生する、いわゆる複合災害が発生し、対策本部を複数設置した場合は、災害対策要員に限られること、異なる事象への同時対応の困難性等を踏まえて、それぞれの災害に応じた役割分担の明確化、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。この際、国は、内閣総理大臣をトップとする強いリーダーシップの下、迅速な意思決定に資するべく、可能な限り事務局の業務プロセスの明確化、一体化を図る。
- 南海トラフ巨大地震や相模トラフ沿いの大規模な地震が発生した場合、東海道

新幹線や東名高速道路が被災し利用ができなくなる、いわゆる「東西分断」が発生するおそれがあることから、国、地方公共団体等は、長期的視野に立った交通網の充実に努める。

- 地方公共団体は、危険な建築物への立ち入り規制や、住宅等の危険度判定を早急に実施するなど、二次災害の防止に関する計画を策定するとともに、人的被害を最小化するため、地震発生 の時間差を考慮した危険地域からの避難、住居内や地域での防災対策のあり方等について検討する。
- 国、地方公共団体は、土砂災害、地盤災害による二次災害防止を図るため、地震後の緊急点検・調査体制の整備や避難場所への適切な避難誘導等を行い、必要に応じて応急対策を実施する。

6. 本格復旧・復興

(1) 復興に向けた総合的な検討

- 大規模地震に伴う甚大な被害からの復興は、単に防災の観点のみならず、総合的な国土利用の観点から新たな地域像の構築に向け、長期的な視点も含めて災害に強い地域づくりがなされるべきであり、さらに、限られた資源の下で、復旧・復興の優先順位を検討しておくことが重要である。国は、このように想定される様々な課題に対して、関係機関の緊密な連携のもと総合的な検討を行う。
- 国、地方公共団体等は、津波災害等で膨大な数の行方不明者や遺体の捜索が長期化する場合、災害応急対策と復旧・復興対策を並行して進めることも想定して対策を検討する。
- 国は、円滑かつ迅速な復興の推進を図るため、復興対策本部の設置や復興基本方針の作成、被災した市町村による復興計画の作成及び当該計画に係る土地利用計画の変更等の手続きのワンストップ化や復興整備事業に係る許認可の要件緩和等について定めた、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月21日法律第55号）の運用の推進を図る。
- 国、地方公共団体は、発災後を想定した関係者間の合意形成の進め方等のように、目指す地域像を実現するための方策の検討や、復興理念等を念頭に置いた平常時からの地域づくりの実践方策の検討を行う。
- 国、地方公共団体は、復興の基本理念の共有、目指すべき地域像の策定プロセス、復興を推進するための本部設置等の実施体制及び発災後からの時間軸に沿った実施手順の整理やそのマニュアル化等について検討する。また、被災後の地域社会の回復力を高めていく手法について検討する。
- 都市部は、地籍整備が遅れており、また土地家屋の権利関係も複雑で、災害による死者・負傷者等が多数に上ったり、地権者が離散している場合等における権利関係を巡る調整には多大な困難を伴うことから、国、地方公共団体等は、災害危険性の高い地域において、地籍調査の実施や地域のインフラ・ライフラインの情報整備等を促進させる。
- 企業は、リスクファイナンスの充実等による復興資金の確保策についても検討する。

(2) 被災者等の生活再建等の支援

- 被災者の自立的生活再建の支援、被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を早期に実施するため、地方公共団体は、速やかな仮設住宅の建設と自宅再建のための支援を含めた援助・助成措置について広く広報するとともに、罹災証明書の迅速な交付体制の確立等による支援措置の早期実施のための体制づくりを推進する。
- 国、地方公共団体は、復旧・復興に要する資金調達が非常に困難となる可能性を踏まえ、地震保険の普及等の制度の充実に努める。

- 被災者の生活再建を本格化させるためには、被災地域の労働環境が整備されていることが必要不可欠であり、国、地方公共団体、民間事業者等は、復興事業の進捗も踏まえつつ、官民挙げての総合的な対策を行う。
- 生活再建に関する相談員等の支援活動が行政、社会福祉協議会、NPO等の様々な組織形態で行われているが、国、地方公共団体は、これら支援組織間での情報共有や役割分担のあり方についても検討する。

(3) 経済の復興

- 被災地域では事業所や工場等の被災、労働力の低下等による経済的な影響が生じるほか、全国的にもオンリーワンの技術を保有する企業の被災等によるサプライチェーン寸断による生産額の減少、中枢機能の低下等による経済的な影響が生じ、企業活動が停滞するのみならず、被災地域外や海外への撤退等による不可逆的な事態となるおそれがあることから、国、地方公共団体、事業者等は、これらの影響を最小限に抑えるよう、ライフライン及びインフラの確保、民間事業者による事業継続の取組等により、早期の本格復旧・復興に官民挙げて取り組む。
- 被災地域における中小企業や伝統産業等にあっては、地域全体の復旧・復興が長引いた場合、事業の運営が立ちいかなくなることも想定されることから、国、地方公共団体、事業者等にあっては、事業継続計画の作成の促進、被災時の復興支援策について検討する。

7. 対策の効果的推進

- 国は、本大綱で掲げられた各事業が効果的、計画的に実施されるよう、想定する地震毎に、必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた特別措置法の基本計画や地震防災戦略に基づき対策を推進し、定期的にフォローアップを行う。
- 国は、災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した応急対策に係る方針について、適宜見直し、より実践的なものとしていく。また、地方公共団体においても、上記方針を踏まえ、必要に応じ、広域災害に対応した防災計画の見直しを行う。